

# 富士宮市緑の基本計画



平成27年3月  
富士宮市



# ごあいさつ

## ～世界遺産富士山とともに歩む “豊かな緑と水が永遠に息づく” 魅力あふれるまち～



「次に来る旅人のために泉を清く保て」

今の幸せだけでなく、将来の人々の幸せまで考えることを意味するこの言葉を、私はまちづくりを行う上で常に心がけています。

我が富士宮市は、世界遺産富士山の豊かな自然や壮大な景観、湧玉池や白糸ノ滝に代表される清廉な湧水など、豊かな緑と水に育まれ発展してきました。

“緑”は、富士宮市の大切な財産であるとともに、私たちの生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる、身近で欠かすことのできない存在であります。

しかし近年、地球規模での温暖化の進行や生態系の変化、都市活動の多様化などにより、本市の“緑”を取り巻く環境にも、さまざまな影響が生じています。

これら課題に正面から取り組み、富士山の豊かな自然や壮大な景観を確実に保全するとともに、緑あふれるまちづくりを進め、世界遺産富士山のあるまちとしてふさわしい、美しい富士宮市を次の世代に引き継ぐことは、今を生きる私たちの重要な使命であると考えます。

この度策定しました「富士宮市緑の基本計画」は、本市の緑の将来像を示すもので、「世界遺産富士山とともに歩む“豊かな緑と水が永遠に息づく”魅力あふれるまち」～市民・事業者・行政の協働による緑と水のまちづくり～を基本理念に掲げ、富士山南西麓に広がる郷土の良好な緑の環境を将来にわたって守り、育て、創り出していくことを目指すものです。

各分野の方々がそれぞれ持てる力を発揮しながら、協働により取り組んでまいりたいと考えておりますので、積極的なご参加とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、関係審議会委員の皆様などご協力をいただいた方々に心から御礼申し上げます。

平成27年3月

富士宮市長 須藤 秀忠

# 目次

序章 計画の前提	1
1) 緑の基本計画とは	2
2) 策定の背景と趣旨	2
3) 対象とする緑	3
4) 緑の機能	3
5) 計画の位置付けと目標年次	4
6) 計画の構成	5
第1章 緑の現況と課題	7
1 富士宮市の概況	8
2 緑の現状整理	18
3 緑に関する現況と課題	44
第2章 緑の将来方針	49
1 緑の将来像	50
2 緑の基本方針	53
3 緑の目標水準	58
第3章 緑の配置方針	61
1 骨格的な緑と水の保全・配置方針	62
2 系統別の緑と水の保全・配置方針	64
3 公園緑地の配置・整備方針	75
4 地域制緑地の配置方針	79
第4章 緑の推進施策	81
1 推進施策の体系	82
2 推進施策	84
3 重視して取り組むテーマと施策	104
第5章 計画の実現に向けて	107
1 計画の推進を支える体制	108
2 計画の進行管理等	110
参考資料	111
1 策定体制	112
2 策定経緯	113
3 用語解説	115

---

# 序章 計画の前提

---

## 1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、平成6年に都市緑地保全法（平成16年 都市緑地法に名称改正）のもとで制度化された「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、次のような特徴があります。

- 法律（都市緑地法第4条）に基づいて策定する計画制度です。
- 市民に最も身近な地方公共団体である市町村の独自性と創意工夫によって策定する計画です。
- 計画の策定にあたっての市民意見の反映と、計画内容の公表が義務付けられています。
- 山林・農地などの既存緑地、都市公園などの保全・整備、公共施設や民有地の緑化、緑化意識の普及啓発など、緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

## 2) 策定の背景と趣旨

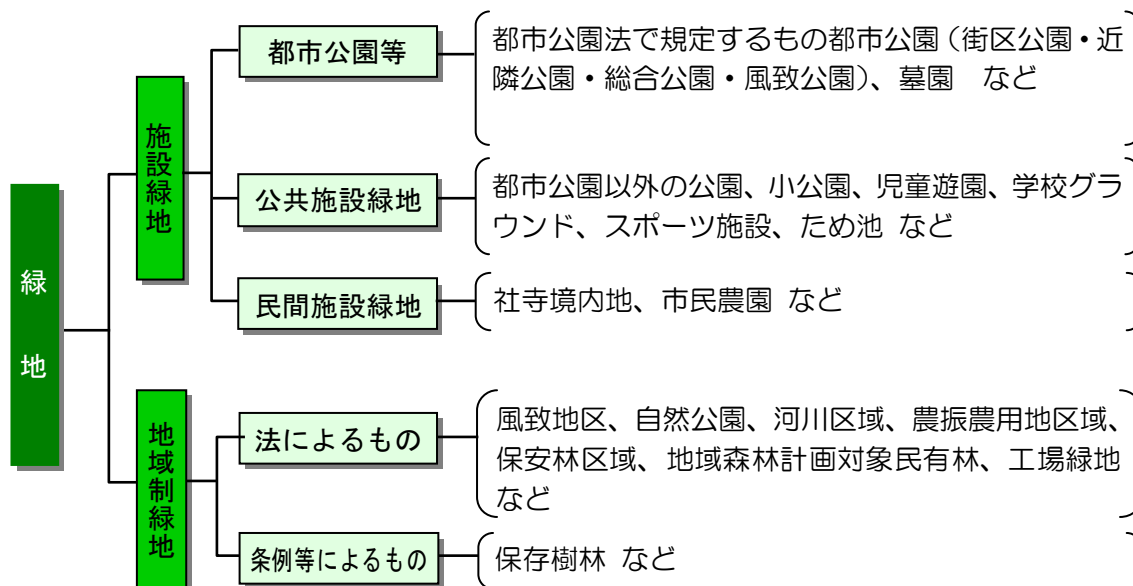
社会経済情勢の変化	地球温暖化防止に向けた低炭素都市づくり、生物多様性の保全、都市の成熟化に対応した生活空間の創出、災害に強いまちづくりなどが重要な課題となっています。
	市民意識の高度化・多様化、ライフスタイルの変化などともなって、市民の緑に対する関心が高まっています。
まちづくりの課題への対応	緑地の適正な保全や緑化の推進に関する具体的な将来像、施策や目標について、定める必要があります。
	世界遺産富士山のあるまちにふさわしい良好な都市環境を形成していく上で、緑の果たす役割が重要になります。
	上位計画・関連計画において、緑や水に関する施策の重要性が示されています。
緑に関する諸制度等の充実	平成16年の景観緑三法の制定にもなって、都市緑地保全法が都市緑地法に改められ、都市における緑地の保全や緑化、都市公園の整備が一層重視されることになりました。
	「地球温暖化対策推進大綱」、「ヒートアイランド対策大綱」、「都市の低炭素化の促進に関する法律」など、緑に関連する諸制度が制定・施行されています。

緑地の保全及び緑化の目標、それを実現するための施策に関する事項を定め、緑地の保全、都市公園の整備、緑化の推進などを総合的に進めていくための指針として、「富士宮市緑の基本計画」を策定することとしました。

### 3) 対象とする緑

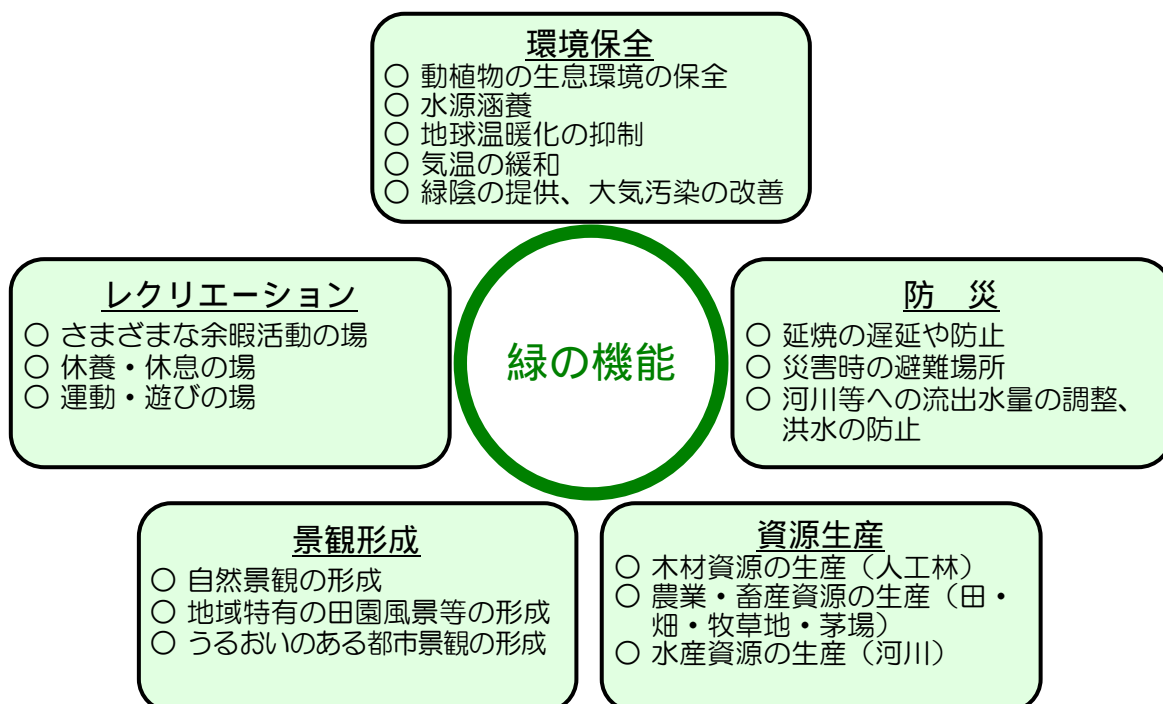
緑の基本計画では、植物そのものだけではなく、森林、水循環、水面・水辺、農地（田・畑・樹園地）、樹林地、草地、公園緑地、街路樹、施設の緑（生垣・庭・壁面緑化・屋上緑化）などの広い意味合いをもつ「緑」を対象としています。

なお、緑の基本計画における緑地は、一般的に制度や法によって以下のように分類されます。



### 4) 緑の機能

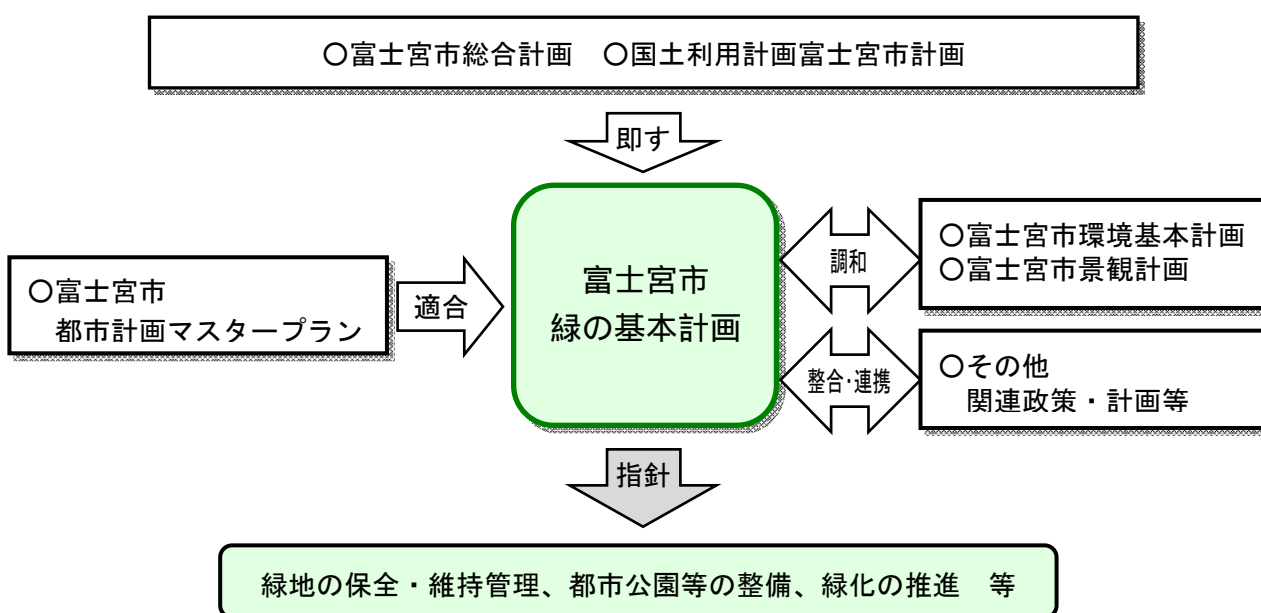
緑は、多様な機能を有しており、魅力あふれる都市づくりや安全で快適な都市環境、住環境の創出に貢献し、市民の豊かな暮らしを支えています。代表的な機能として以下のようなものがあり、これらの機能を最大限に発揮し、向上することを目指します。



## 5) 計画の位置付けと目標年次

### (1) 計画の位置付け (都市緑地法第4条より抜粋)

都市緑地法第4条では、「基本計画は、環境基本法第15条第1項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法第8条第2項第1号の景観計画区域をその区域とする市町村にあっては同条第1項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第18条の2第1項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合したものでなければならない。」と位置付けられています。



### (2) 計画の目標年次

計画の目標年次は、概ね20年後と設定した上で、個別具体の施策内容に応じた目標年次や中間目標を含むものとします。

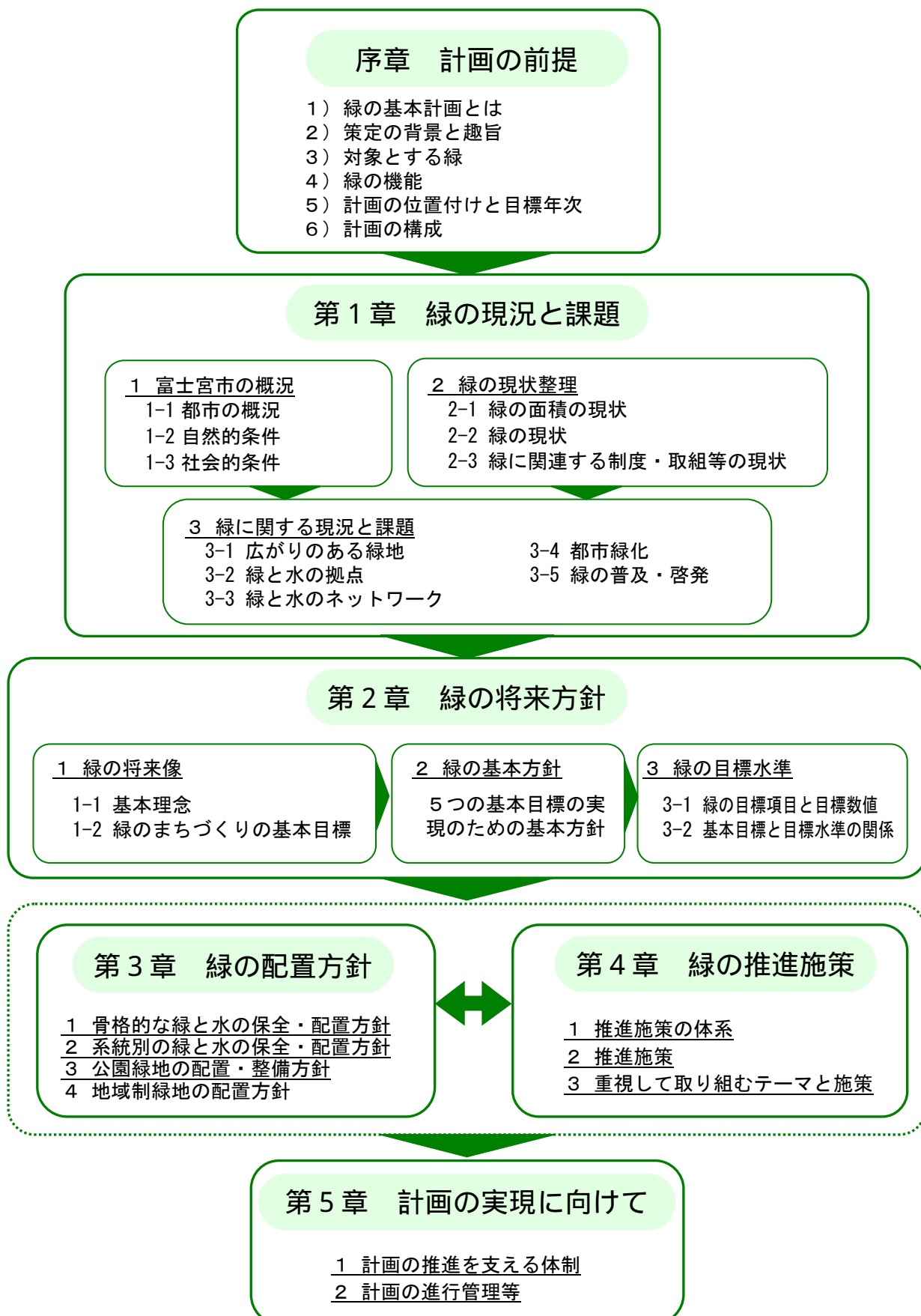
また、計画の見直しは、上位・関連計画の改定などに応じて適時適切に行います。

	H18年度	H28年度	H38年度
総合計画	第四次	第五次	第六次
国土利用計画	第三次	第四次	第五次
都市計画マスタープラン	H14.3策定	H25.3改定	H32年度
<b>緑の基本計画</b>		H27.3策定	中間年H37年 概ね20年後
環境基本計画	H18.3策定	H28.3改定予定	
景観計画		H22.1策定	



## 6) 計画の構成

計画の構成は以下のとおりです。





---

# 第 1 章 緑の現況と課題

---

# 1 富士宮市の概況

## 1 - 1 都市の概況

### 1) 位置

- 本市は、静岡県の東部地域、世界遺産である富士山の南西麓に位置し、静岡市から約40km、東京から約120kmの距離にあります。
- 市域は、東西20.92km、南北32.63kmと南北にやや細長く、面積は388.99km<sup>2</sup>で静岡県下では浜松市、静岡市、川根本町に次いで4番目の広さを有しています。
- 西に静岡市、南から東にかけて富士市、北から西にかけては山梨県に接し、太平洋沿岸地域と甲信越地域を結ぶ重要な位置にあります。
- 標高は、富士山頂の3,776mを最高に、最低地点は山本地区石の宮の35mと、日本一標高差のある市であり、市街地は120m程度の位置に形成されています。

### 2) 沿革

- 本市の歴史は古く、芝川地区の大鹿窪遺跡（縄文時代草創期）、上野地区の千居遺跡（縄文時代中期）が国の史跡として指定されています。
- 浅間大社の社伝には、大同元年（806年）に坂上田村麻呂が山宮の地から現在の地に浅間大社を遷座し社殿を造営したとあります。以来、現在の市街地周辺は、浅間大社の門前町として、広く駿河、甲斐の経済上の要衝として栄えてきました。
- 明治22年に市町村制の施行とともに近隣の旧大宮町、万野原新田村など11カ町村が合併して大宮町となりました。
- 大正2年には、身延線の開通により大宮町は著しく発展しましたが、昭和7年の大火でまちの中心部の大半を消失しました。その後、復興都市計画を実施して、まちの整備を図り、昭和17年6月に大宮町と富丘村が合併して富士宮市が誕生しました。
- 昭和30年に富士根村と、昭和33年は北山村、上野村、上井出村、白糸村と、平成22年には芝川町と合併し、現在の市域となりました。

### 3) 市の木、花、鳥、魚

- 昭和44年5月に市の木「かえで」、市の花「ふじざくら」、市の鳥「ひばり」が制定されました。また、平成21年6月には市の魚「にじます」が制定されています。



市の木 かえで



市の花 ふじざくら



市の鳥 ひばり



市の魚 にじます

1 - 2 自然的条件

1) 気象

- 本市は、高低差が3,741mあるため、地区により気候の差異が認められます。
- 山梨県境付近や山間部などでは、冬季には降雪がありますが、市街地では、四季を通じて寒暖の差が少なく、澄んだ空気と豊かな水、緑の樹木に恵まれ、非常に住みよい気候です。
- 近年（平成15年～25年）の市街地部の平均気温は15.8度、降水量は1,957.3mmです。

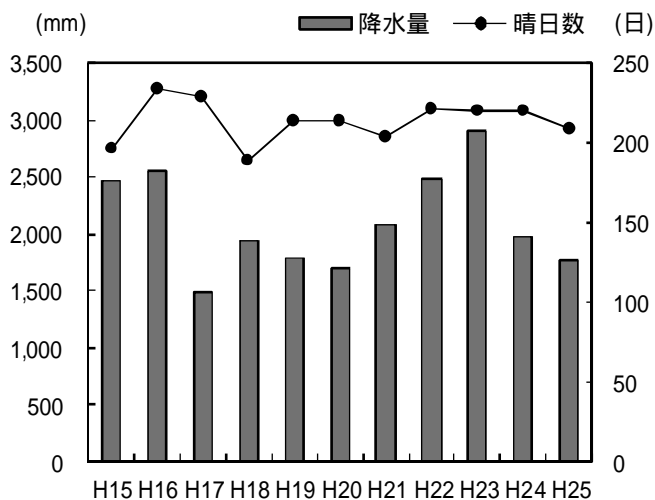
【近年（平成15～平成25年）の気象状況（富士宮市役所 標高：約120m）】

年	気温（℃）			降水量（mm）	天気日数（日）			
	平均	最高	最低		晴	曇	雨	雪
平成15年	14.0	30.9	-4.6	2,463.0	196	45	124	0
平成16年	16.4	36.2	-4.5	2,556.0	234	43	88	1
平成17年	15.2	33.6	-3.5	1,493.5	229	52	83	1
平成18年	15.6	34.0	-4.1	1,938.5	189	69	106	1
平成19年	16.2	34.2	-2.2	1,792.0	214	77	74	0
平成20年	15.9	35.2	-3.0	1,690.0	214	57	95	0
平成21年	16.1	33.2	-3.1	2,085.5	204	58	103	0
平成22年	16.4	35.4	-3.8	2,480.0	221	44	97	3
平成23年	16.1	34.5	-4.1	2,905.0	220	63	82	0
平成24年	15.8	35.6	-4.0	1,978.5	220	57	89	0
平成25年	15.9	35.9	-4.0	1,761.5	209	85	71	0
平均	15.8	34.4	-3.7	1,957.3	213.6	59.1	92.0	0.5

資料：消防本部

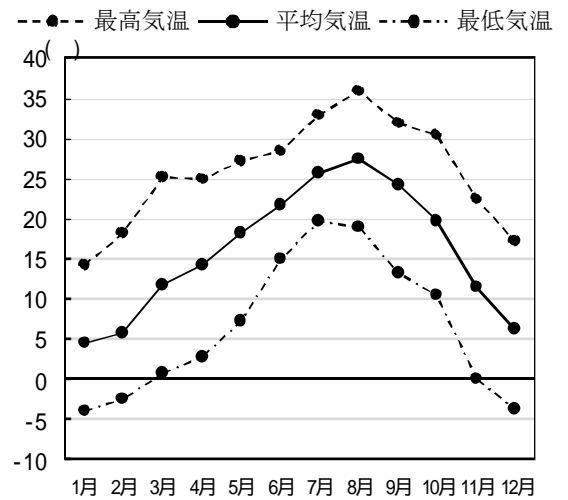
注：晴は晴・曇・曇・晴、雨は雨・曇・曇/雨を含む。

【年間月別気温、降水量】



資料：消防本部

【平成25年度月別気温】



資料：消防本部

## 2) 地形・地質

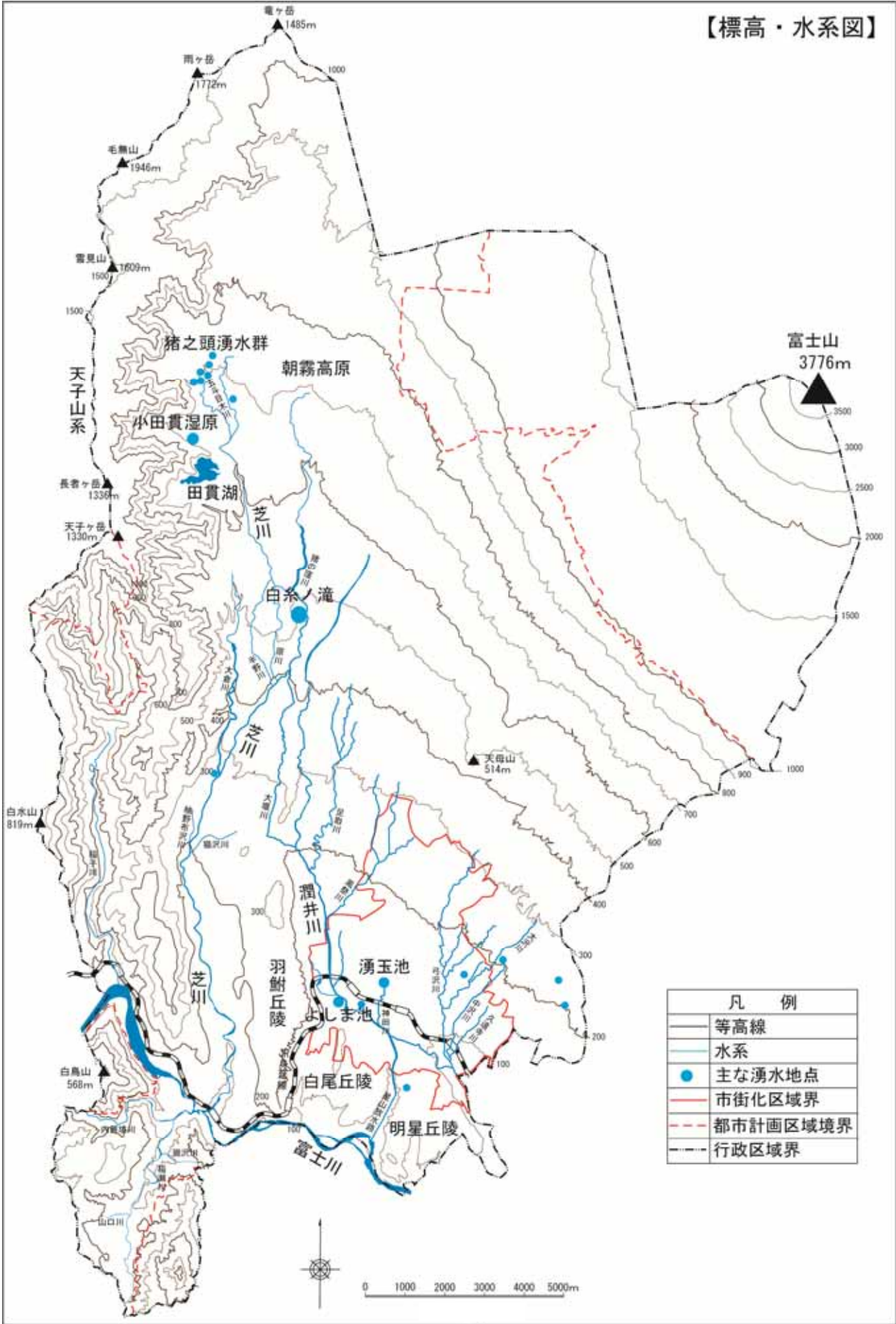
- 本市の地形は、富士山頂より急斜面で南下し、徐々に緩傾斜となり一大平原となって、南端の平坦地に続く形状となっています。
- 富士山は、山頂から山麓部にかけては、成層火山特有の美しいスカイラインを形成しています。表面は、原表面が多く残っていますが、浸食作用が進行し、多くの放射谷がみられます。山麓の末端には、山麓を流下する沢の堆積物などにより、大沢扇状地や万野原扇状地などが形成されています。富士山への降雨や雪解け水の大部分は、溶岩、砂礫などの堆積を通過して地下に浸透し、山麓末端部で地表に現れ、市内各地で湧水となっています。
- 市の北西部、山梨県との県境には、天子山系の急峻な山岳地の峰々が連なり、本栖湖南部の竜ヶ岳から、最高峰の毛無山、さらに、天子ヶ岳に至り、次第に標高が低くなり、富士川右岸の白鳥山に続いています。
- 市の南西部には、芝川と平行して南北に羽鮒丘陵が連なり、富士川と潤井川の間を北西から南東に白尾山、明星山を主とした白尾丘陵、明星丘陵が連なっています。
- 地質は、富士山などの新しい火山活動に伴う地質によって構成され、主に砂礫層、シルト、礫質粘土層、ローム層、洪積層などからなっています。

## 3) 湧水

- 本市は、富士山からの湧水が豊富で、湧玉池、白糸ノ滝、よしま池、猪之頭湧水群など多くの湧水源が各所に点在しています。これらの湧水は、富士山の降水、雪融け水が地下に浸透し、長い年月をかけて山麓に湧出したものです。
- 富士山の湧水の特徴は、「水量の豊富なこと」、「ほぼ一定な低温であること」、「よくろ過され、鉱物成分がほどよく溶け込んで美味しいこと」などがあげられ、養鱒、わさび栽培、飲用などに利用されています。
- 神田川、芝川、稲子川などは、富士山や天子山系の湧水を源流とし、それらが集まり流れる川です。

## 4) 河川・水系

- 本市には、富士川、潤井川、芝川など24の一級河川をはじめ、多くの準用河川、普通河川が流れています。
- 富士川は、日本三大急流の一つにも数えられ、山梨県から本市に入り、市の南部を西から東に流れ、芝川、稲瀬川、稲子川などの河川が合流し、やがて駿河湾に注いでいます。
- 潤井川は、上井出地先を起点に、大堰川、足取川、風祭川、神田川、弓沢川などの河川が合流し、市南部に連なる白尾丘陵、明星丘陵まで南流したあと、南東方向に流路を転じ、富士市の田子の浦港に注いでいます。
- 芝川は、静岡県水産技術研究所富士養鱒場（猪之頭）を起点に富士川に注ぐ全長22.5kmの河川で、本市の水道水源として重要であるとともに、養鱒、発電、かんがい用として広く利用されています。また、川のりの一種である「芝川のり」が、上流部や用水路に生育しています。
- 朝霧高原の一角には、農業用人造湖である田貫湖が位置しているほか、富士山からの湧水が豊富で、湧玉池をはじめとする湧水源が各所に点在し、市街地や集落地には多数の用水路が流れています。



## 5) 植生

- 本市は、森林が市域の7割弱を占めていますが、そのうちの約8割がスギ、ヒノキなど植物多様性の低い針葉樹の人工林になっています。
- 毛無山、天子ヶ岳、田貫湖周辺、小田貫湿原、朝霧高原、白糸ノ滝周辺、浅間大社周辺など、市内各地に多様な植物相を形成している地域がみられます。
- 富士山は、麓から山頂に向けて、スギ、ヒノキの人工林、ブナなどの広葉樹林、シラベなどの針葉樹林というように、標高によって植物が変化する非常に珍しい垂直分布をなしています。

### 【自然植生（区分別現況）】

区分	気候帯名	標高 (m)	現況植生	自然植生
火山荒原	寒帯域	2,500～ 3,776	●火山荒原植生 (オンタデ・フジアザミ・コケ類)	フジアザミ・オンタデ・イタドリ・フジハタザオ・コケ類等
シラベ帯	亜寒帯域 温帯域	1,600～ 2,500	●針葉樹原生林 (カラマツ・シラベ・コメツガ) ●針葉樹・針広混交原生林 (ウラジロモミ・イタヤカエデ)	シラベ・コメツガ・カラマツ・トウヒ・ダケカンバ等
ブナ帯	温帯域	900～ 1,600	●人工林 (スギ・ヒノキ・ウラジロモミ) ●二次林 (コナラ・ミズナラ) ●落葉広葉樹原生林 (ブナ・ミズナラ)	ヒノキ・ブナ・ミズナラ・カエデ類等
クリ帯	暖帯域	(350)500 ～900	●人工林 (スギ・ヒノキ) ●二次林 (クリ・コナラ・ミズナラ) ●中間温帯性広葉樹林 (クリ・コナラ) ●草原 (ススキ・ササ類)	モミ・ツガ・スギ・クリ・コナラ・シデ類・カエデ類等  ススキ・アツモリソウ等
カシ帯	暖帯域	130 付近～ (350) 500	●人工林 (スギ・ヒノキ) ●二次林 (シイ・カシ類・コナラ・タブ・エノキ等)	クロマツ・タブ・クス・カシ類・シイ等

資料：静岡県「富士山100年プロジェクト3776構想」（現況植生：富士山総合環境保全指針＜平成8年3月策定＞、自然植生：平成9年度富士山100年プロジェクト3776推進事業調査報告書）



## 1 - 3 社会的条件

### 1) 人口

#### (1) 総人口・世帯数

- 本市の人口及び世帯数は、平成22年の国勢調査によると132,001人、46,988世帯です。人口は、ほぼ横ばいで推移していますが、世帯数は増加し核家族化が進んでいます。
- 1世帯当たりの人員は、年々減少しており、平成22年においては2.81人となっています。

#### 【人口・世帯数の推移】

調査年	人口 (人)			世帯数 (世帯)			世帯人員 (人/世帯)
	増加数	増加率	増加数	増加率			
平成2年	127,127	4,474	1.036	35,964	2,636	1.079	3.53
平成7年	129,999	2,872	1.023	38,549	2,585	1.072	3.37
平成12年	130,372	373	1.003	41,191	2,642	1.069	3.17
平成17年	131,476	1,104	1.008	44,152	2,961	1.072	2.98
平成22年	132,001	525	1.004	46,988	2,836	1.064	2.81

注：増加率は、前回調査の値を1とした場合の率を示す。(昭和60年：122,653人、33,328世帯)  
資料：国勢調査(平成22年以外の数値は、旧富士宮市と旧芝川町の合計を示す。)

#### (2) 年齢構成別人口

- 平成22年における年齢構成別人口は、年少人口18,762人(割合14.2%)、生産年齢人口82,933人(同62.8%)、高齢人口29,673人(同22.5%)です。
- 推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少し、高齢人口は増加が著しく、少子高齢化が進んでいます。

#### 【年齢構成別人口の推移】

年齢階層	平成12年		平成17年		平成22年		平成12年と平成22年の比較	
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口比率 (22年/12年)	割合増減 (22年-12年)
年少人口 (0~14歳)	20,581	15.8	19,405	14.8	18,762	14.2	0.91	▲1.6
生産年齢人口 (15~64歳)	88,223	67.7	86,817	66.0	82,933	62.8	0.94	▲4.9
高齢人口 (65歳~)	21,566	16.5	25,254	19.2	29,673	22.5	1.38	6.0
年齢不詳	2	0.0	0	0.0	633	0.5	—	—
合計	130,372	100.0	131,476	100.0	132,001	100.0	1.01	—

資料：国勢調査

## 2) 都市計画

- 行政区域面積38,899haのうち、富士山頂周辺部などを除く30,209haが都市計画区域に指定されており、その内訳は、市街化区域が2,303.9ha（都市計画区域面積に対する割合7.6%）、市街化調整区域が27,905.1ha（同92.4%）となっています。
- 市街化区域における用途地域の内訳は、住居系用途地域が80.8%、商業系用途地域が6.0%、工業系用途地域が13.2%となっています。
- 市街化区域では、土地区画整理事業による市街地整備が郊外部を中心に13箇所、160.8haで実施済みです。
- 地区計画は6箇所指定されており、土地区画整理事業が行われた外神東、前田北、中島町では良好な居住環境の形成、神田、中央駅前では中心商業地における魅力ある街並み形成、浅間町では開発整備促進区に基づくもので大規模集客施設の適正な誘導を図ることを目的としています。
- アマダ庭園住宅地などでは、建築協定を締結し、住みよい良好な居住環境づくりが行われています。また、富士山南陵工業団地などでは、緑化協定を締結し、緑豊かで良好な環境づくりが行われています。

### 【都市計画法に基づく指定面積の内訳】

	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
面積 (ha)	38,899	30,209	2,303.9	27,905.1
割合 (%)	—	100.0	7.6	92.4

資料：都市計画課 (H26.4)

### 【用途地域の指定面積の内訳】

	住居系	商業系	工業系	市街化区域
面積 (ha)	1,862.4	138.5	303.0	2,303.9
割合 (%)	80.8	6.0	13.2	100.0

資料：都市計画課 (H26.4)



【土地区画整理事業実施位置図】

資料：都市整備課 (H26.4)

### 【土地区画整理事業の実施状況】

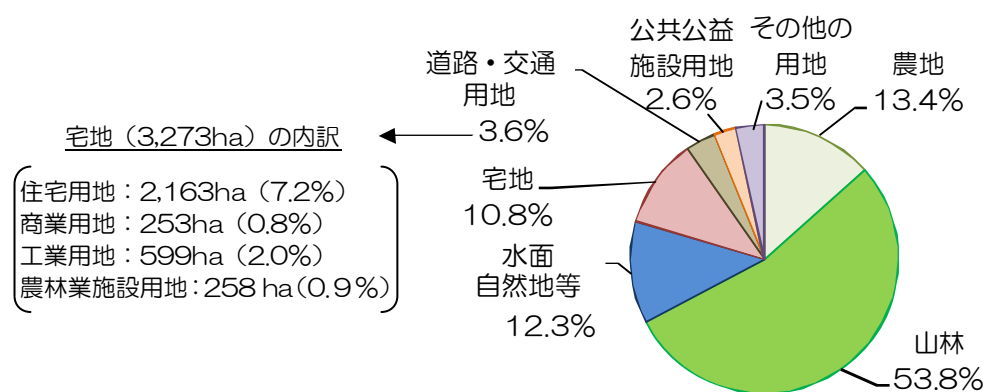
番号	地区名	施行主体	施行面積 (ha)	施行期間
1	淀川	組合	12.3	S33~37
2	穂波平	組合	9.5	S36~39
3	神田川	組合	13.5	S38~47
4	小泉	市	28.1	S43~58
5	野中東	組合	6.5	S52~56
6	大岩峰台	組合	2.6	S52~57
7	外神東	組合	56.4	S53~63
8	粟倉南	組合	13.9	S56~63
9	前田	組合	6.5	S56~63
10	宮原	組合	3.9	H3~7
11	大岩宝田	組合	3.9	H3~7
12	小泉農住	組合	2.5	H10~13
13	中島町	組合	1.2	H18~20
合計		—	160.8	—

資料：都市整備課 (H26.4)

### 3) 土地利用

- 平成23年度の都市計画基礎調査によると、都市計画区域の土地利用の状況は、自然的土地利用が24,040ha（都市計画区域面積に対する割合79.6%）、都市的土地利用が6,169ha（同20.4%）となっており、自然的土地利用は減少傾向にあります。
- 自然的土地利用の内訳は、山林が16,266ha（同53.8%）を占め、農地が4,044ha（同13.4%）となっています。
- 都市的土地利用の内訳は、宅地（住宅用地・商業用地・工業用地・農林業施設用地）が3,273ha（同10.8%）を占め、その内、住宅用地が2,163ha（同7.2%）と最も多くなっています。

【都市計画区域の地目別土地利用現況】



資料：平成23年度都市計画基礎調査

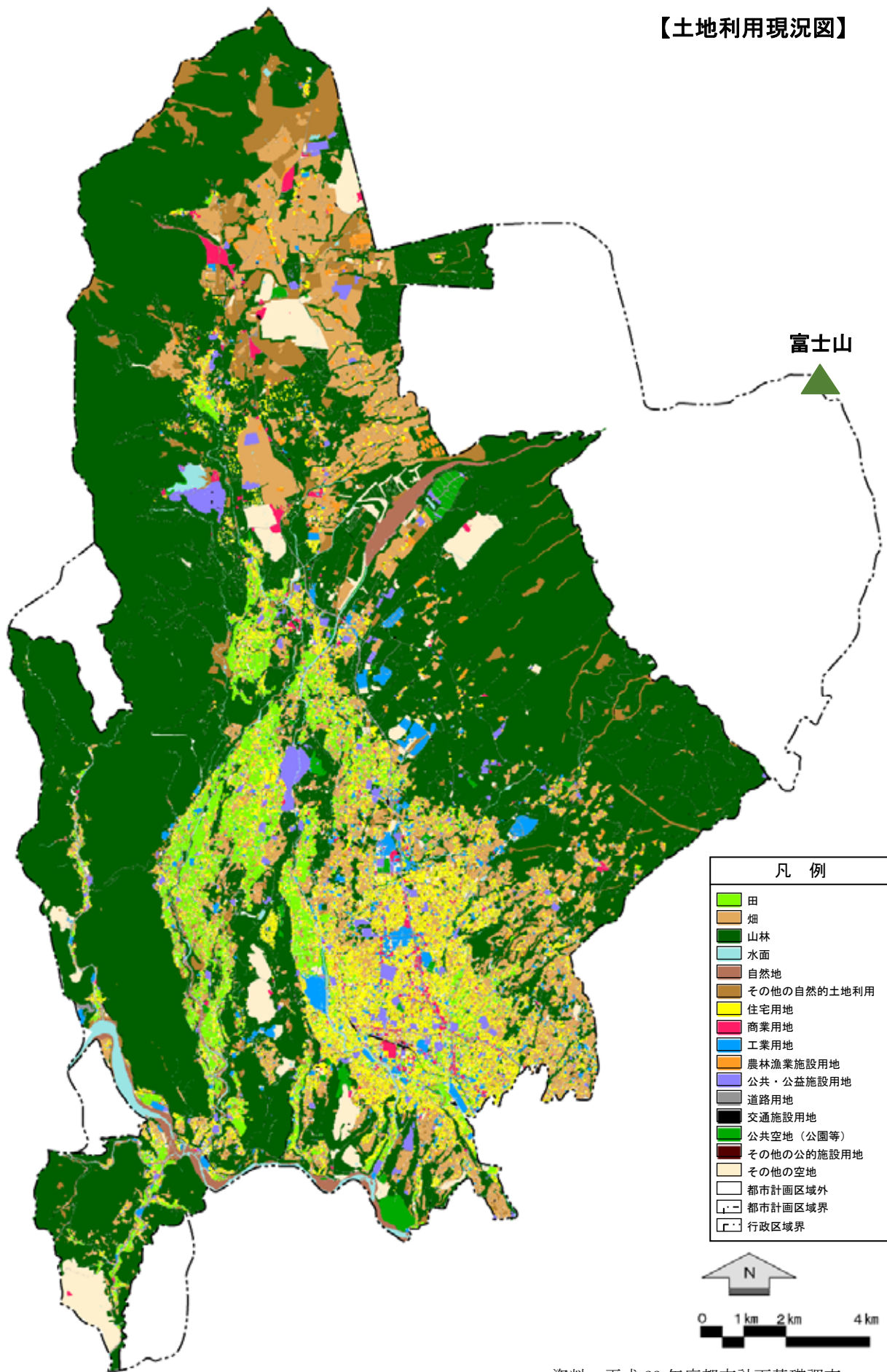
【土地利用面積の推移】

単位：ha

地目		H20年	H23年
土 自 然 的 利 用	農地	4,446	4,044
	山林	17,576	16,266
	水面・自然地等	2,173	3,730
	小計	24,195	24,040
土 都 市 利 用	宅地	3,141	3,273
	公共公益施設用地	742	773
	道路・交通用地	1,114	1,082
	その他の用地	1,017	1,041
	小計	6,014	6,169
合計		30,209	30,209

資料：都市計画基礎調査

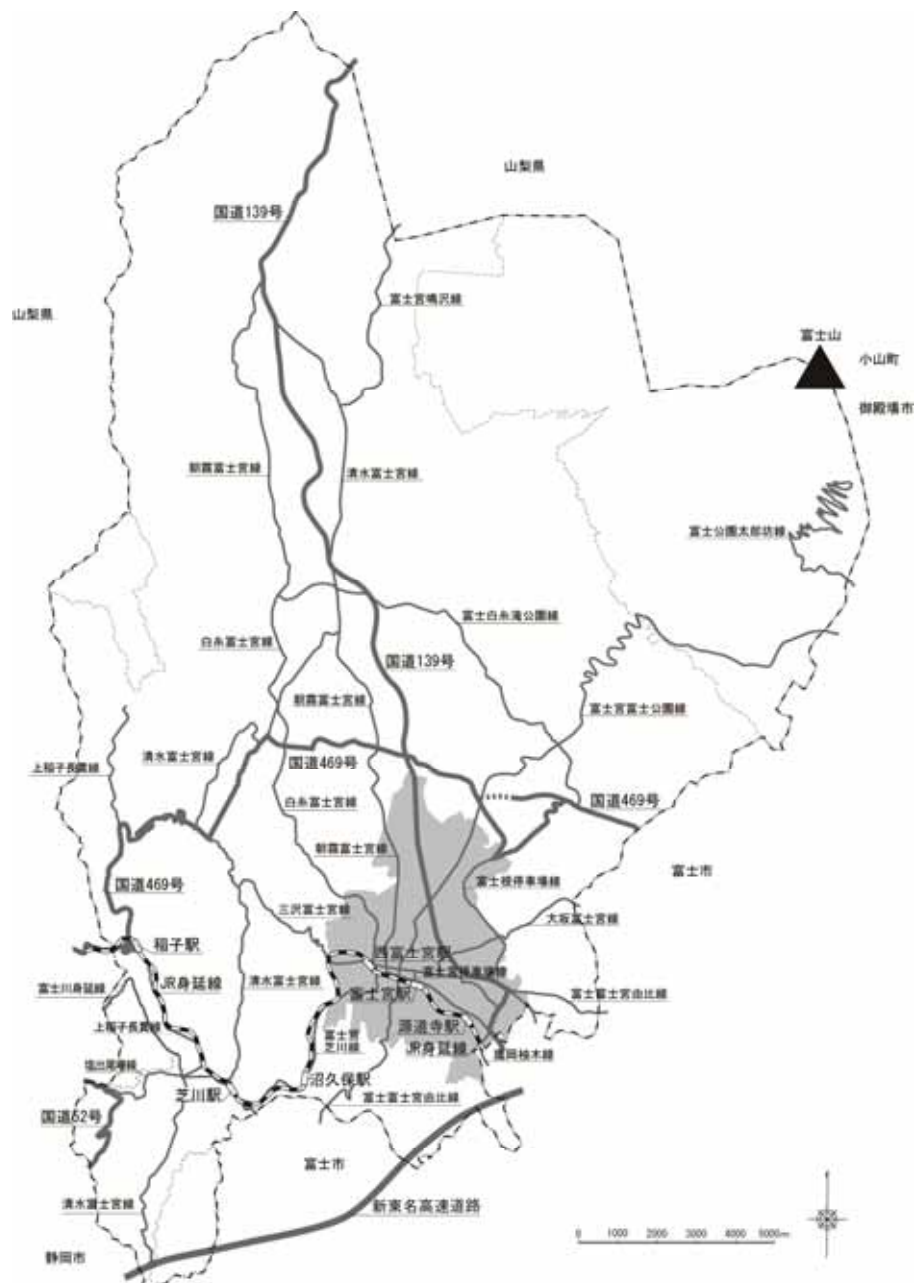
【土地利用現況図】



資料：平成23年度都市計画基礎調査

## 4) 道路・交通体系

- 鉄道は、富士市と山梨県甲府市を結ぶJR身延線が通り、市内には6駅が設置されています。主要な富士宮駅、西富士宮駅での利用者は微減で推移しています。
- 路線バスは、富士宮駅と市内各地域や周辺都市を結ぶように配置され、市民の生活の足として重要な役割を果たしていますが、利用者の減少に伴って路線及び便数も減少傾向にあります。そのような中で、持続可能な新たな公共交通として、市営のコミュニティバス（宮バス）、デマンド型乗合タクシー（宮タク）を運行しています。
- 道路については、主要な道路として国道139号、国道469号、国道52号、県道朝霧富士宮線があり、これらを補完する幹線道路として、市街地ではラダーパターンの都市計画道路が形成されています。また、中心部と市内各地域とは県道などで結ばれています。
- 富士宮駅周辺では、南北交通の円滑化を図るため、鉄道高架化に伴う周辺整備が進められています。



【道路・交通現況図】

## 2 緑の現状整理

### 2 - 1 緑の面積の現状

- 森林整備計画に基づく森林は25,576.9haで、市域全体の65.8%を占めています。
- 農業振興地域整備計画に基づく農地は4,125.0haで、市域全体の10.6%を占めています。
- 森林、農地の合計面積は29,701.9haで、市域全体の76.4%に及んでいます。

【緑の面積の現状】

区分		面積 (ha)	割合 (%)	備考
森 林	天然林	5,493.7	14.1	面積の内訳（森林整備計画区域内） <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国有林：1,865.9 ha</li> <li>• 県有林：9.59 ha</li> <li>• 市有林：31.32 ha</li> <li>• 財産区有林：857.91 ha</li> <li>• 民有林：2,728.93 ha</li> </ul>
	人工林	19,524.4	50.2	面積の内訳（森林整備計画区域内） <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国有林：5,213.9 ha</li> <li>• 県有林：48.90 ha</li> <li>• 市有林：536.85 ha</li> <li>• 財産区有林：1,849.45 ha</li> <li>• 民有林：11,875.30 ha</li> </ul>
	その他	558.8	1.4	
小計		25,576.9	65.8	
農地		4,125.0	10.6	
合計		29,701.9	76.4	
区域全体の面積		38,899.0	100.0	

資料：森林は「富士宮市森林整備計画」(H24.4)、国有林の内訳は「富士国有林の地域別の森林計画書」(H23.4)  
 農地は「農業振興地域整備計画」(H25.5)

## 2 - 2 緑の現況

### 1) 緑地の構成

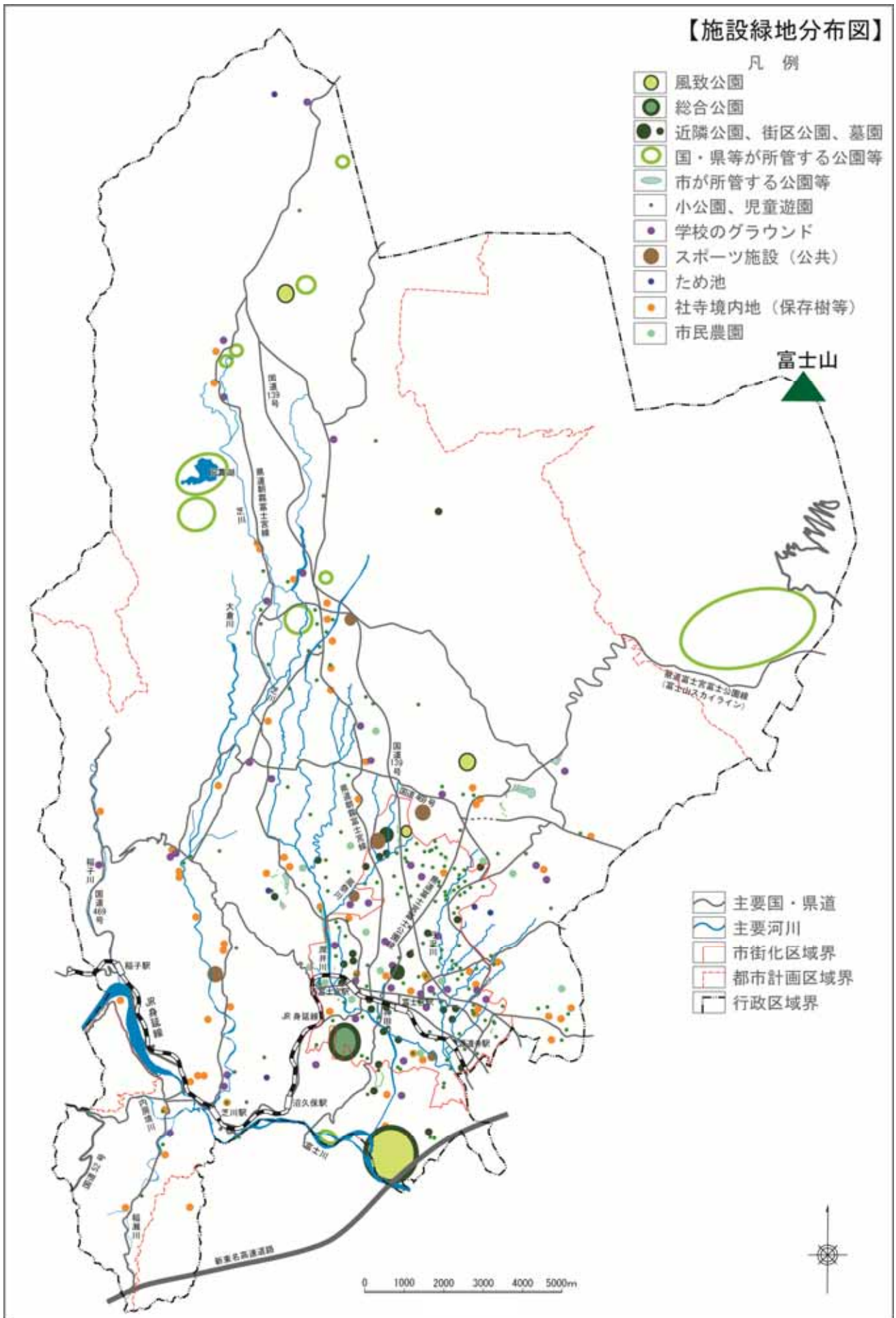
- 緑地の面積を施設緑地と地域制緑地に分けて集計すると、下表のようになります。
- 市域全体における施設緑地の面積は1,424.98haで、人口1人当たり108.0㎡となっています。市街化区域における施設緑地の面積は67.82haとなっています。
- 地域制緑地については、市域全体で32,702.52ha、市街化区域では153.80haとなっています。

【緑地の面積】

区分		箇所	面積 (ha)	㎡/人	備考	
施設緑地	都市公園等	街区公園	24	5.17	— うち市街化区域(20箇所、4.34ha)	
		近隣公園	2	4.10	— (2箇所、4.10ha)	
		総合公園	1	14.80	— (1箇所、14.80ha)	
		風致公園	4	61.25	— (1箇所、1.00ha)	
		墓園	2	8.23	— (1箇所、3.40ha)	
		小計	33	93.55	7.1	— (25箇所、27.64ha)
	公共施設緑地	国・県等所管の公園等	11	1,179.15	—	— (なし)
		市所管の公園等	44	71.79	—	— (23箇所、5.22ha)
		小公園	97	3.12	—	— (85箇所、2.06ha)
		児童遊園	75	3.19	—	— (27箇所、1.08ha)
		学校のグラウンド	41	40.98	—	— (17箇所、20.55ha)
		スポーツ施設	9	15.05	—	— (4箇所、6.40ha)
		ため池	5	5.72	—	— (なし)
	小計	282	1,319.00	99.9	— (156箇所、35.31ha)	
	民間施設緑地	社寺境内地 (保存樹林)	12	10.70	—	— (3箇所、4.47ha)
		市民農園	13	1.73	—	— (6箇所、0.40ha)
		小計	25	12.43	0.9	— (9箇所、4.87ha)
	合計	340	1,424.98	108.0	— (190箇所、67.82ha)	
	地域制緑地	法等によるもの	風致地区	—	577.40	—
自然公園 (国立公園)			—	17,795.00	—	— (なし)
河川区域			—	607.20	—	— (63.40ha)
農振農用地区域			—	2,511.90	—	— (なし) 参考: 農業振興地域 25,791ha
保安林区域			—	2,098.00	—	— うち市街化区域(なし)
地域森林計画対象民有林			—	18,423.00	—	— (なし) うち人工林面積 14,279ha
鳥獣保護区			—	10,615.00	—	— うち市街化区域(なし)
保存樹林			—	10.90	—	— (4.55ha)
工場緑地 (工場立地法)			—	108.72	—	— (17.97ha)
重複分を除いた合計			—	32,702.52	2,477.4	— (153.80ha)

注：㎡/人（人口1人当たりの面積）は平成22年度国勢調査の人口（132,001人）により算出。

注：箇所・面積は平成26年4月時点の値。

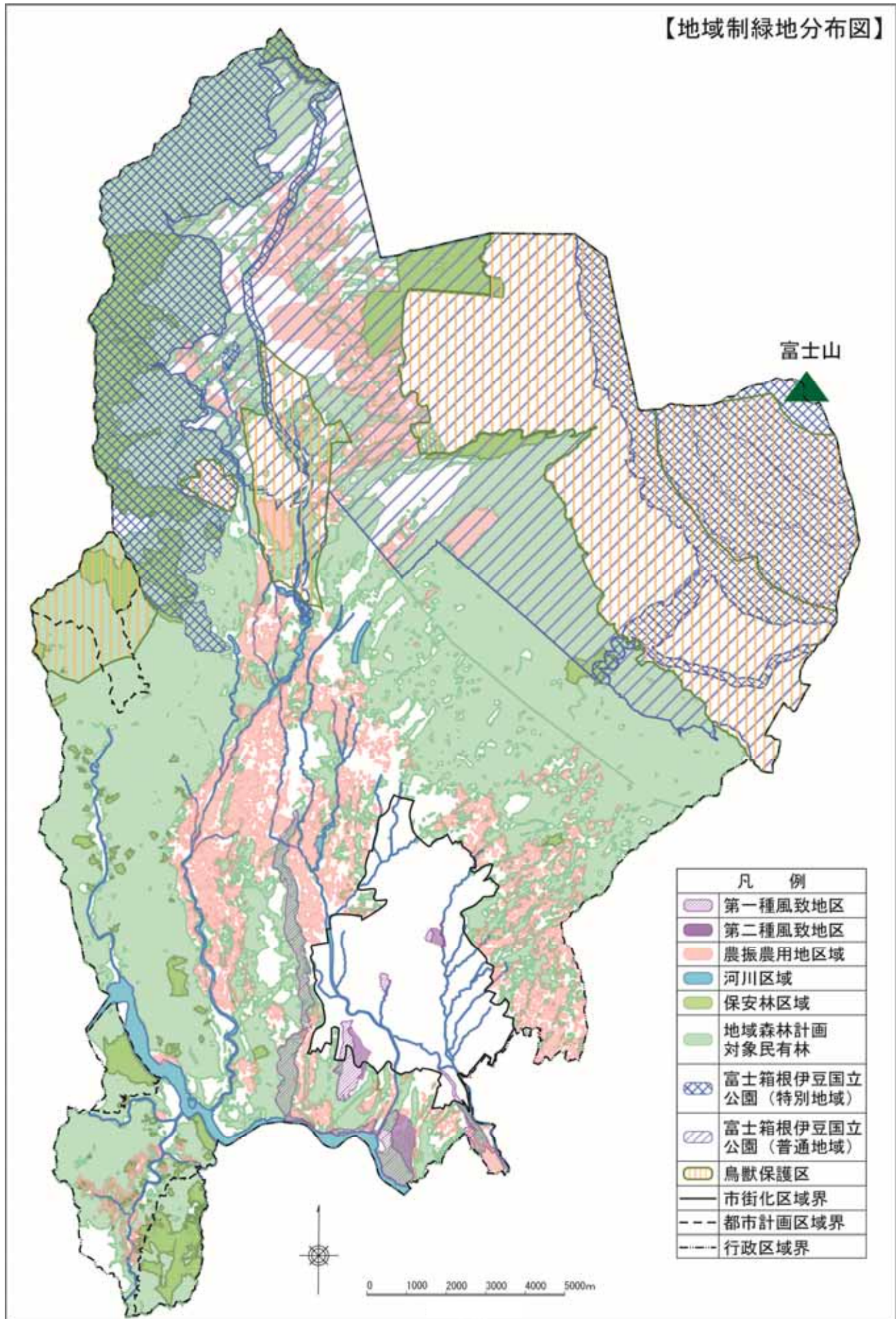




【施設緑地分布図（市街地周辺拡大図）】



【地域制緑地分布図】



## 2) 施設緑地の現状

## (1) 都市公園等

## 整備状況

○ 都市公園は、都市公園法第2条の2（設置）及び第3条（設置基準）等の規定に適合し公告することにより設置される公園で、富士宮市都市公園条例に基づき管理されます。現在、31箇所（85.32ha）整備されており、その内訳は、街区公園が24箇所（5.17ha）、近隣公園が2箇所（4.10ha）、総合公園が1箇所（14.80ha）、風致公園が4箇所（61.25ha）となっています。

○ 墓園が2箇所（8.23ha）が整備されています。

## 【都市公園の整備状況】

区分	名称	面積 (ha)	備考	
都市公園	淀川北公園	0.16	都決、市街化	
	淀川中公園	0.13	都決、市街化、区画	
	淀川南公園	0.11	都決、市街化、区画	
	神田川北公園	0.16	都決、市街化、区画	
	神田川南公園	0.25	都決、市街化、区画	
	星山台公園	0.18		
	高原長峰北公園	0.10		
	中尾公園	0.22	都決、市街化、区画	
	向田公園	0.44	都決、市街化、区画	
	大中里公園	0.20	都決、市街化	
	野中東公園	0.19	都決、市街化、区画	
	西ノ山中央公園	0.45		
	街区公園	黒田北公園	0.28	都決、市街化
	清水公園	0.18	都決、市街化、区画	
	青木団地公園	0.10		
	野読公園	0.19	都決、市街化	
	前田公園	0.19	市街化、区画	
	押出公園	0.35	都決、市街化、区画	
	粟倉南公園	0.42	都決、市街化、区画	
	笠井田公園	0.09	市街化	
	上本村公園	0.20	市街化、区画	
	宝田公園	0.12	市街化、区画	
	外神東緑地公園	0.30	市街化、区画	
	八景台公園	0.16	都決、市街化	
	(仮称)浅間町公園	(0.15)	市街化	
	小計	24 箇所	5.17	市街化区域：20 箇所、4.34ha
	近隣公園	城山公園	2.22	都決、市街化
	外神東公園	1.88	都決、市街化、区画	
	小計	2 箇所	4.10	市街化区域：2 箇所、4.10ha
	総合公園	白尾山公園	14.80	都決（計画決定面積：19.80ha）、市街化
	小計	1 箇所	14.80	市街化区域：1 箇所、14.80ha
風致公園	明星山公園	48.87	都決（計画決定面積：59.30ha）	
朝霧自然公園	9.75			
天母山自然公園	1.63			
万野風穴池田公園	1.00	市街化		
小計	4 箇所	61.25	市街化区域：1 箇所、1.00ha	
合計	31 箇所	85.32	市街化区域：24 箇所、24.24ha	
墓園	舞々木墓園	3.40	都決、市街化	
朝霧霊園	4.83			
小計	2 箇所	8.23	市街化区域：1 箇所、3.40ha	

資料：花と緑と水の課（H26.4）

注：備考欄の「都決」は都市計画決定された公園、「市街化」は市街化区域、「区画」は土地区画整理事業に伴う整備を示す。

注：(仮称)浅間町公園は整備中（H28.3 開設予定）のため、合計（小計）面積には含まない。

## 都市公園別の概況

### a) 街区公園

- 主に街区に居住する人々が利用する0.25haを標準とする公園です。（概ね250m以内の距離で行ける範囲に配置します。）
- 24の街区公園のうち、都市計画決定された公園が15あります。
- 20の公園が市街化区域内にあり、そのうち14の公園が土地区画整理事業によって整備されたものです。
- 13の公園は昭和50年代以前に整備され、30年以上が経過しています。



神田川南公園



向田公園



淀川北公園

### b) 近隣公園

- 主に近隣に居住する人々が利用する2haを標準とする公園です。（概ね500m以内の距離で行ける範囲に配置します。）
- 近隣公園として、城山公園、外神東公園が都市計画決定され、整備されています。
- 城山公園は、昭和30年代に整備され、多目的広場（野球・ゲートボール等）、遊歩道などがあります。
- 外神東公園は、平成6年に整備された公園で、「ふじのみやスポーツ公園」の市民体育館の東隣に位置し、各種の遊戯施設、芝生広場などがあります。
- 平成25年に幼児が安心して遊べる広場として、城山公園には芝生広場、外神東公園には屋根付きの砂場が整備されています。



城山公園



外神東公園

## c) 総合公園

- 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など、総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置します。
- 総合公園として、白尾山公園が都市計画決定され、平成元年に整備されています。
- 白尾山公園は、富士山や市街地などの眺望地点となっており、ローラーすべり台などの大型遊具施設、展望施設、野鳥の森や昆虫の森などがあります。
- 幼児や児童が安心して遊べる広場として、平成25年に人工芝のすべり台が、平成26年に大型複合遊具が整備されています。



白尾山公園



明星山公園

## d) 風致公園

- 風致公園は、特殊公園のうち、主として風致（自然の風景などの趣き、味わい）の享受の用に供することを目的とする都市公園です。
- 風致公園として、明星山公園、天母山自然公園、万野風穴池田公園、朝霧自然公園が整備されています。
- 明星山公園は、都市計画決定され昭和55年に整備された公園で、市の最南端にある市内で一番広い公園です。頂上には展望台があるほか、園内は、自然に恵まれています。
- 天母山自然公園は、天母山の上部にある昭和51年に整備された公園で、遊具が設置されているほか、桜の名所にもなっています。
- 万野風穴池田公園は、昭和57年に整備された公園で、万野風穴（国指定天然記念物）坑内を除き、貴重な自然環境に親しむことができます。
- 朝霧自然公園は、平成11年に整備された公園で、富士山西麓に広がる緑豊かな朝霧高原にあり、広大な芝生広場（5ha）を有しています。昭和46年にボーイスカウト世界ジャンボリーが開催されました。



天母山自然公園



万野風穴池田公園



朝霧自然公園

(2) 公共施設緑地

自然や水辺を生かした公園・緑地・広場等

- 都市公園以外に、水辺や森林などの自然環境を取り込んだ個性ある公園、緑地、広場などが整備されており、市民の身近な憩いの場となっています。
- 主なものとして、国・県等の所管では、田貫湖ふれあい自然塾、県営猪之頭公園、沼久保水辺の楽校などがあり、市の所管では、白糸自然公園、よしま池公園、フーちゃん公園、潤井川河川敷緑地、小田貫湿原などがあります。
- 羽鮒山、白鳥山などには、ハイキングコースや展望台が整備されています。

【国・県等が所管する公園等の概要】

名称	面積 (ha)	設置主体	備考
田貫湖	32.04	—	市街化調整区域
田貫湖ふれあい自然塾	11.44	国	〃
田貫湖キャンプ場	10.39	県	〃
朝霧野外活動センター	21.59	県	〃
天神山自然観察の森	3.31	県	〃
県営猪之頭公園	10.02	県	〃
県営鱒の家(つり堀)	0.37	県	〃
根原園地	29.30	県	〃
沼久保地区水辺の楽校	1.60	国	〃
天子の森キャンプ場	3.09	財産区	〃
富士山自然休養林	1,056.00	国	都市計画区域外
富士山ふれあいの森林	上記に含む 4.82	県	〃
合計	1,179.15	—	

資料：平成23年度都市計画基礎調査、静岡県

【市が所管する公園等の概要】

分類	箇所数	面積 (ha)	備考
公園・緑地・広場等	44	71.79	うち市街化区域(23箇所、5.22ha)

資料：花と緑と水の課 (H26.4)



よしま池公園



潤井川河川敷緑地



フーちゃん公園



小田貫湿原

## 小公園

- 開発行為などにより整備され、市に移管された小公園が97箇所（3.12ha）分布しています。
- 20箇所ですと地元による管理協定が締結され、草刈りなどの管理については、地元で実施しています。

### 【小公園の概要】

分類	箇所数	面積 (ha)	備考
小公園	97	3.12	うち市街化区域 (85 箇所、2.06ha)

資料：花と緑と水の課（H26.4）

## 児童遊園

- 児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場を提供するため、屋外型の施設である児童遊園が75箇所（3.19ha）整備されています。

### 【児童遊園の概要】

分類	箇所数	面積 (ha)	備考
児童遊園	75	3.19	うち市街化区域 (27 箇所、1.08ha)

資料：子ども未来課（H26.4）

## 学校のグラウンド（屋外運動場）

- 学校のグラウンドは、市域全体で41箇所（40.98ha）あり、広く市民にも利用され、身近な緑地となっています。

### 【学校のグラウンドの概要】

分類	箇所数	面積 (ha)	備考
小学校	23	16.76	うち市街化区域 (8 箇所、6.50ha)
中学校	13	13.91	〃 (6 箇所、7.67ha)
高等学校	5	10.31	〃 (3 箇所、6.38ha)
合計	41	40.98	〃 (17 箇所、20.55ha)

資料：教育委員会（H26.4）

注：私立高等学校も含む。

スポーツ施設

○ 市民が日常的に屋外スポーツを楽しむことのできるスポーツ施設が市内各地に整備されており、子どもから高齢者まで、多くの市民に利用されています。

【スポーツ施設の概要】

名称	敷地面積 (ha)	施設の概要	場所
外神スポーツ広場 (ふじのみやスポーツ公園内)	2.47	グラウンド面積 (ソフトボール4面、サッカー2面等) : 18,200 m <sup>2</sup>	市街化区域
市民テニスコート (ふじのみやスポーツ公園内)	1.69	コート面積 (軟式・硬式兼用のコート10面) : 7,258 m <sup>2</sup>	〃
市民プール	1.40	屋外の流水プール、幼児プール、子供プール、ウォータースライダー	〃
潤井川河川敷スポーツ広場	0.84	大広場 : 5,400 m <sup>2</sup> 、小広場 : 624 m <sup>2</sup>	〃
上井出スポーツ広場	1.44	グラウンド面積 (軟式野球1面、サッカー1面、ソフトボール2面) : 9,800 m <sup>2</sup>	市街化調整区域
物見山スポーツ広場	1.29	グラウンド面積 (軟式野球1面、ソフトボール2面) : 9,517 m <sup>2</sup>	〃
山宮ふじざくら球技場 (山宮スポーツ公園内)	1.87	グラウンド面積 (ソフトボール2面、サッカー1面) : 12,874 m <sup>2</sup>	〃
静岡県ソフトボール場 (山宮スポーツ公園内)	1.25	延べ床面積 : 3,420 m <sup>2</sup> 収容人員5千人の観覧席	〃
芝川スポーツ広場	2.80	グラウンド面積 : 約16,000 m <sup>2</sup>	〃
合計	9箇所、15.05ha (市街化区域 : 4箇所、6.40ha)		

資料 : スポーツ振興課 (H26.4)



市民テニスコート  
(ふじのみやスポーツ公園内)



山宮ふじざくら球技場  
(山宮スポーツ公園内)



芝川スポーツ広場

ため池

○ 農業用のかんがい用水を貯水するため、ため池が5箇所 (5.72ha) 造成され、水鳥や水生植物の生息環境ともなっており、貴重な水辺空間が形成されています。

【ため池の概要】

名称	水系	面積 (ha)	備考
水久保貯水池	富士川 (芝川)	2.30	市街化調整区域
大岩堤池	富士川 (滝沢川)	0.20	〃
丸堤池	富士川 (弓沢川)	0.31	〃
A沢貯水池	なし	2.60	〃
羽鮒池	富士川 (富士川)	0.31	〃
合計	—	5.72	

資料 : 河川課 (H26.4)



## (3) 民間施設緑地

## 社寺境内地

- 境内地に貴重な樹木や樹林が残されている社寺も多く、地域の風土を伝える貴重な緑となっているとともに、地域住民にうるおいを与える空間となっています。
- 境内地内に「富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例」に基づく保存樹が存在する社寺が17箇所、保存樹林が存在する社寺は12箇所(10.70ha)あります。

## 【指定保存樹林が存在する社寺の概要】

分類	箇所数	面積 (ha)	備考
保存樹が存在する社寺	17	—	うち市街化区域 (6 箇所)
保存樹林が存在する社寺	12	10.70	〃 (3 箇所、4.47ha)

資料：花と緑と水の課 (H26.4)

## 市民農園

- 市民農園とは、市民などがレクリエーションとしての自家消費野菜、花の栽培、高齢者などの生きがいつくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。
- 本市においては、公表されている市民農園が13箇所(1.73ha)あります。

## 【市民農園の開設概要】

分類	箇所数	面積 (ha)	備考
市民農園	13	1.73	うち市街化区域 (6 箇所、0.40ha)

資料：農政課 (H26.4)

### 3) 地域制緑地の現状

#### (1) 風致地区（都市計画法） ※22頁参照

○ 風致地区とは、条例により建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などを規制することにより、都市における良好な自然的景観を維持し、都市環境の保全を図るために定める地区です。本市においては、8地区、577.40haが指定されています。

【風致地区の指定状況】

区域区分	地区数	地区別種別面積 (ha)		
		富士宮市風致地区条例による種別		合計
		第1種	第2種	
市域全体	8	478.10	99.30	577.40
(うち市街化区域)	4	41.95	34.80	76.75

資料：花と緑と水の課 (H26.4)

注：2地区は市街化区域、市街化調整区域にまたがる。

#### (2) 自然公園（自然公園法） ※22頁参照

- 自然公園とは、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園として区域を定めて指定された公園です。
- 本市の北部地域の17,795haが、富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）に指定されています。
- 指定の内訳は、特別保護地区（463ha）、第1種特別地域（577ha）、第2種特別地域（1,075ha）、第3種特別地域（4,923ha）、普通地域（10,757ha）となっています。

【自然公園の地域別面積】

単位：ha

名称	特別地域				普通地域	合計
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域		
富士箱根伊豆国立公園 (富士山地域)	463	577	1,075	4,923	10,757	17,795

資料：花と緑と水の課 (H26.4)

## (3) 河川区域(河川法) ※11頁、19頁、22頁参照

- 市内には、富士川、潤井川、芝川、神田川をはじめとする24の一級河川、14の準用河川など多くの河川が流れており、水辺環境に恵まれ、連続した緑の空間が形成されています。
- 市域全体の河川面積は607.2haで、市街化区域は63.4haとなっています。  
(資料：平成23年度 都市計画基礎調査)

## 【一級河川、準用河川】

区分	河川名
一級河川	富士川、芝川、大倉川、大堰川、猪の窪川、原川、半野川、五斗目木川、星山放水路、潤井川、弓沢川、久遠寺川、神田川、風祭川、足取川、中沢川、大沢川、猫沢川、柚野布沢川、稲瀬川、内房境川、廻沢川、山口川、稲子川
準用河川	猪の窪沢、門道寺沢、下川、清水川、弓沢川、滝沢川、サギ沢川、拾石沢、本門寺沢、春沢、足取沢、鍋窪沢、本妙寺沢、尾無沢

資料：河川課 (H26.4)

## (4) 農振農用地(農業振興地域の整備に関する法律) ※22頁参照

- 農振農用地区域とは、「富士宮市農業振興地域整備計画(平成25年5月)」の中で定められた、10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき集団性、連たん性がある農地として指定した地域です。
- 本市では、25,791haが農業振興地域となっており、そのうち農用地区域は2,511.9haで、都市部を取り巻くように豊かな緑環境を提供し、田園風景を形成しています。

## (5) 保安林、地域森林計画対象民有林(森林法) ※22頁参照

- 本市の森林面積は25,576.9ha(国有林7,079.8ha、国有林以外18,497.1ha)で、市域面積の65.8%を占め、林産物の生産、国土の保全、水源涵養、環境の保全などの多面的な機能を発揮しています。
- 保安林は、水源涵養、土砂流出防備、風致などを目的として、2,098haに指定されています。
- 地域森林計画対象民有林は18,423haであり、ヒノキを主体とした人工林面積が14,279ha(人工林率77.5%)と大部分を占めています。

(6) 鳥獣保護区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律） ※22頁参照

- 鳥獣保護区とは、鳥獣（野生に生息する鳥類と哺乳類）の保護繁殖を図るために指定される区域です。
- 鳥獣保護区では、鳥獣の捕獲が禁止されるほか、野生鳥獣の保全事業を実施することができます。また、特に重要な区域として特別保護地区に指定されると、建築物や工作物の設置、埋め立て、干拓及び木竹の伐採などの野生動物の生息に支障をきたすおそれのある行為に対して、事前の許可が必要となります。
- 本市では、10,615haが鳥獣保護区に指定されており、その内、1,719haが特別保護地区（富士山南）となっています。

(7) 保存樹林等（富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例）

本市では、自然環境の保全のため、市内の樹木や湧水池を保存指定し、保存指定物件の保護への助成を行っています。

保存樹林

- 16の樹林地が保存樹林に指定されています。

【保存樹林一覧表】

指定樹林（主な樹種）	所在地	面積（ha）
ケヤキ・イチョウ	上井出 278 ほか（上井出熊野神社）	0.06
スダジイ・ケヤキ	宮町 1402-1 ほか（富士山本宮浅間大社）	3.80
スギ	村山 1150-1 ほか（村山浅間神社）	2.21
タブノキ・カゴノキ	杉田 489-1 ほか（安養寺）	1.51
タブノキ	山宮 439-1 ほか（山宮浅間神社南東）	0.09
タブノキ・ケヤキ	大中里 912-3（よしま池北）	0.02
スダジイ	淀師 1381-1 ほか（金之宮神社）	0.44
スギ	山宮 740 ほか（山宮浅間神社）	0.98
スギ	上井出 1804 ほか（曾我八幡宮）	0.67
ケヤキ	小泉 1325-3（上小泉八幡宮東側）	0.06
クスノキ・ヒバ・ケヤキ	小泉 1649-1 ほか（久遠寺）	0.23
ケヤキ・イヌシデ・アカガシ	大岩 1611（出水八幡宮）	0.39
ヒノキ・ヤマザクラ・スギ	鳥並 192（代世寺）	0.07
スダジイ・カゴノキ	内房 2697 ほか（橋上八幡宮）	0.04
スダジイ	内房 3388 ほか（浅間神社八幡宮）	0.30
カヤ	内房 5682（大晦日五輪榎北）	0.03
合計	（16 箇所）	10.90

資料：花と緑と水の課（H26.4）

（保存樹林の指定基準）

- 保存樹及びこれに準ずる樹木が複数生育していること。

## 保存樹

○ 44の樹木が保存樹に指定されています。

## 【保存樹一覧表】

指定樹（樹種）	所在地
タブノキ（くすのき科）	北山 1084-7（北山中）
ケヤキ（にれ科）	猪之頭 500-2（猪之頭郵便局北）
クロマツ（まつ科）	上井出 839-10（静岡富士病院西側交差点）
スタジイ（ぶな科）	星山 843-2（第六天神社 明星山公園野球場北）
イチョウ（いちよう科）	青木 333-1（青木熊野神社 潤井川西）
イチョウ（いちよう科）	東町 1247（平等寺）
シダレザクラ（ばら科）	内野 325（法蔵院）
イチョウ（いちよう科）	内野 325（法蔵院）
イヌマキ（まき科）	上井出 1794-6（曾我八幡宮南）
カヤ（いちい科）	上条 907-3（上条上区区民館南）
イチョウ（いちよう科）	小泉 1942-1（向原八幡宮）
スイリュウヒバ（ひのき科）	小泉 1917-1（代立寺）
ケヤキ（にれ科）	貴船町 691（貴船神社）
ケヤキ（にれ科）	万野原新田 3311-1（大富士保育園）
カシワ（ぶな科）	精進川 1034-2（中橋東）
カキ（かきのき科）	杉田 82（杉田3区集会所東）
カヤ（いちい科）	杉田 1046-1（稲葉製茶）
ヤブツバキ（つばき科）	北山 3403（十羅刹神社北西）
シダレザクラ（ばら科）	青木 911（妙善寺）
タブノキ（くすのき科）	村山 1456（富士根北小南）
スタジイ（ぶな科）	黒田 259-1（黒田公民館西）
キリシマツツジ（つつじ科）	青木 956-1（妙善寺北）
カヤ（いちい科）	上井出 585-1（上井出郵便局南）
カヤ（いちい科）	下条 1501（水久保貯水池西）
ケヤキ（にれ科）	北山 223-1（学校給食センター北西）
シダレザクラ（ばら科）	猪之頭 862-1（猪之頭伊勢大神明宮）
イチョウ（いちよう科）	黒田 242（黒田八幡宮）
スギ（すぎ科）	星山 1（倭文神社）
ヒヨクヒバ（ひのき科）	西山 1370-2（芝川橋北）
イチョウ（いちよう科）	西山 671-1（西山本門寺）〈北側〉
イチョウ（いちよう科）	西山 671-1（西山本門寺）〈南側〉
イトヒバ（ひのき科）	鳥並 184（代世寺）
ヒイラギ（もくせい科）	下柚野 531（下柚野集会所南）
ケヤキ（にれ科）	上柚野 88-1（諏訪八坂山神社）
タブノキ（くすのき科）	上稲子 2160-2（稲荷橋北東）
イチョウ（いちよう科）	長貫 327-1（上長貫八幡宮）
ウスギモクセイ（もくせい科）	内房 4835（芝川苑北西）
イチョウ（いちよう科）	内房 4164-1（廻沢橋南東）
スタジイ（ぶな科）	長貫 854（楠金公民館北西）
スタジイ（ぶな科）	長貫 1566-1（長遠寺）
タブノキ（くすのき科）	長貫 1566-1（長遠寺）
エドヒガンザクラ（ばら科）	羽鮒 1089（平野集会所）
クスノキ（くすのき科）	阿幸地町 747（悪王子神社）〈東側〉
クスノキ（くすのき科）	阿幸地町 747（悪王子神社）〈西側〉

資料：花と緑と水の課（H26.4）

## （保存樹の指定基準）

次のいずれかに該当し、健全であること。

- 1.3メートルの高さにおける幹の周囲が3メートル以上であること。
- 1.3メートルの高さにおいて、幹が複数に分かれている場合は、個々の幹の周囲の合計が3メートル以上であり、そのうちの主幹の周囲が2メートル以上であること。
- 亜高木及び低木については、樹齢300年以上と推定されること。

## 保存湧水池

○ 15箇所の湧水池が保存湧水池に指定されています。

### 【保存湧水池一覧表】

指定湧水池の場所	所在地	水量(m <sup>3</sup> /日)
よしま池	大中里 930-2 地先	27,000
上小泉八幡宮	小泉 1326 地先	2,000
滝の上集会所東側	杉田 768-1 地先	480
山下パルプ北側	西町 458-2 地先	4,600
出水八幡宮境内	大岩 1611 地先	810
陣馬の滝	猪之頭 538-1 地先	48,000
五斗目木橋西側	猪之頭 2616-1 地先	14,000
山口養鱒西側	猪之頭 2601 地先	13,000
陣馬の滝東側	猪之頭 536 地先	13,000
向山荘跡地東側	猪之頭 698-1 地先	13,000
猪之頭伊勢大神明宮	猪之頭 862-1 地先	2,600
猪之頭橋北側	猪之頭 1565-1 地先	13,000
星山放水路東側	星山 958-1 地先	280
杉田ゴルフクラブ南西	杉田 1320 地先	46
中橋北東	精進川 936 地先	685

資料：花と緑と水の課（H26.4）

注：水量は指定時の値を示す。

### （保存湧水池の指定基準）

- その湧水が年間を通じて枯渇しないこと。
- その湧水が、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）に規定する水域類型AAの基準値を満たしていること。
- 湧水池及びその周囲が自然に近い状態であること。



①保存樹林（浅間神社八幡宮）



②保存樹（タブノキ：北山中）



③保存湧水池（陣馬の滝）

(8) 史跡・名勝・天然記念物（文化財保護法、文化財保護条例）

- 本市の歴史や文化を伝える遺跡や古墳、貴重な動物（生息地・繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）などの天然記念物等が残され、守られています。
- 湧玉池は、神田川とともに平成20年度に環境省の「平成の名水百選」に認定されました。

【史跡・名勝・天然記念物一覧表】

区分	種別	文化財名	所在地	指定日
国	特別名勝	富士山	富士宮市他	S27. 11. 22
	特別天然記念物	狩宿の下馬ザクラ	狩宿 98-1	S27. 3. 29
		湧玉池	宮町 1-1	S27. 3. 29
	天然記念物	万野風穴	山宮字長穴	T11. 3. 8
	史跡	千居遺跡	上条 1818 他	S50. 6. 26
		大鹿窪遺跡	大鹿窪 426-1 他	H20. 3. 28
富士山		富士宮市他	H23. 2. 7	
名勝及び天然記念物	白糸ノ滝	上井出、原	S11. 9. 3	
県	天然記念物	村山浅間神社の大スギ	村山 1151	S31. 5. 24
		西山本門寺の大ヒイラギ	西山 671	S31. 5. 24
		北山本門寺のスギ	北山 4965	S32. 5. 13
		大晦日五輪のカヤ	内房 5681	S40. 3. 19
		村山浅間神社のイチョウ	村山 1151	S43. 7. 2
		上条のサクラ	上条 923	S43. 7. 2
		富士山芝川溶岩の柱状節理	羽鮒 1539-2	S59. 3. 23
		猪之頭のミツバツツジ	猪之頭 688	S60. 11. 29
		大晦日のタブの木	内房 5681	S62. 3. 20
		芝川のポットホール	下柚野 319 地先	H7. 3. 20
市	天然記念物	大宮縄状溶岩	元城町 32	S44. 4. 1
		フジキクザクラ	上条 2057	S57. 8. 23
		中央町のカヤ	中央町 11-2	S57. 8. 23
		猫沢のカシワ	猫沢 98-2	H26. 4. 30
		西山本門寺のシダレマキ	西山 671	H26. 4. 30
		寛妙寺のイヌマキ	内房 2642	H26. 4. 30
		史跡	大室古墳	小泉 1467-1
	中野梅市建立の句碑		黒田 36	S60. 3. 11
	虚空蔵社古墳		西小泉町 59-4, 5	H5. 5. 25

資料：文化課（H26. 4）

(9) 工場緑地（工場立地法）

- 工場立地法に基づく特定工場については、環境の保全を図りつつ、立地が適正に行われるよう、緑地と環境施設（修景施設・屋外運動場・広場・調整池等）の確保が義務付けられています。
- 本市には51の特定工場があり、108.7ha（緑地率38.6%）の緑地、環境施設が確保されています。

【工場立地法に基づく特定工場の緑地の状況】

区分	箇所数	敷地面積 (ha)	緑地面積 (ha)	環境施設 (ha)	緑地・環境施設の合計 (ha)	緑地率 (%)
市域	51	281.68	104.64	4.08	108.72	38.6
(うち市街化区域)	12	75.64	15.88	2.09	17.97	23.8

資料：商工振興課（H26. 4）

## 2 - 3 緑に関連する制度・取組等の現状

### 1) 世界遺産富士山

世界遺産富士山の構成資産は、自然環境や水と緑の景観と相まって、その価値が認められています。

#### (1) 構成資産の概要

- 本市には、富士山山体（山頂信仰遺跡、大宮・村山口登山道）のほかに、富士山の世界遺産としての価値を証明する構成資産5箇所（富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、人穴富士講遺跡、白糸ノ滝）が存在します。
- 富士山の顕著な普遍的価値に対して、物理的又は景観上の負の影響が想起し得る範囲を対象として、緩衝地帯が設定されています。

【構成資産一覧表】

図面番号	名称
1	富士山城
1-1	山頂の信仰遺跡群
1-2	大宮・村山口登山道 (現在の富士宮口登山道)
2	富士山本宮浅間大社
3	山宮浅間神社
4	村山浅間神社
23	人穴富士講遺跡
24	白糸ノ滝

資料：富士山世界遺産課



#### (2) 各構成資産の現状

##### 富士山城

富士山城（構成要素1）は、富士山が持つ神聖性の境界の一つである「馬返」より上方の標高1,500m以上の区域にあたります。それは、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった2つの展望地点（三保の松原、本栖湖）から、山頂及びその左右への稜線の広がりを見望できる範囲を中心として、富士山の形姿を視認する上で不足のない範囲を占めています。

##### a) 山頂の信仰遺跡群

- 富士山の山頂部には、火口壁に沿って、神社をはじめ、富士山信仰に関連する一群の施設や文化財が分布しています。



## b) 大宮・村山口登山道（現在の富士宮口登山道）

- 富士山本宮浅間大社（構成資産2）を起点とし、村山浅間神社（構成資産4）を経て、山頂の南側へと達する登山道です。
- 現在は、五合目から山頂までの登山道区間を「富士宮口登山道」と称していますが、そのうち、大宮・村山口登山道としての資産範囲は六合目から山頂までの区間です。

## 富士山本宮浅間大社

- 浅間大社の社伝によると、9世紀初頭に山宮浅間神社（構成資産3）から現在の地に遷されたとあり、古くから富士山南麓における中心的な神社で、国内各地に勧請された多数の浅間神社の総本宮であるとされています。
- 境内には、富士山の湧水を水源とする湧玉池が存在し、池畔に水屋神社が祭られていたり、稲作の豊作祈願するお田植祭が行われていたりするなど、富士山の湧水の恵みに感謝する伝統が確実に継承されています。
- 500本以上のサクラをはじめ、スダジイ、ケヤキなどの樹木が植えられており、桜の名所であるとともに、中心市街地の中にあって、自然を体感できる貴重な場所となっています。
- 湧玉池からつながる神田川が境内の東側を流れ、親水空間が整備されているほか、併設して神田川ふれあい広場があり、市民、参拝客や観光客の憩いの場となっています。

## 山宮浅間神社、村山浅間神社、人穴富士講遺跡

- 山宮浅間神社は、富士山本宮浅間大社の前身であるとされています。本殿に相当する建物が存在せず、富士山の方向に展望の軸を合わせた位置に祭壇又は石列の区画から成る遥拝所を設けるなど、独特の境内の地割が見られます。また、「鉾立石」と呼ばれる石が2基残されています。
- 村山浅間神社は、御神木であるスギの巨木を含め、鬱蒼たる社叢に覆われています。境内には、鳥居、参道、社殿があり、その東側に大日堂、修験道の儀式に使用された護摩壇、道者が利用した水垢離場があります。
- 人穴富士講遺跡は、富士講の開祖とされる長谷川角行が修業を行い、入滅したと言われる溶岩洞穴の「人穴」を中心として、その周辺に富士講の人たちが造立した200基を超える碑塔が残されています。
- 構成資産周辺は、樹木などの緑に覆われており、富士山信仰にまつわる歴史的資産と相まって、独特の雰囲気をつくり出しています。

## 白糸ノ滝

- 富士山の湧水を起源とする滝で、滝の名称は、1日平均15～16万 $\text{m}^3$ もの湧水の噴出が数百条もの白糸を垂らしたように見えることに由来しています。
- 長谷川角行が人穴での修行と並行して水行を行った場所であるとされ、富士講信者を中心に人々の巡礼、修行の場となりました。

## 2) 景観計画（景観条例）

景観法に基づく景観計画・景観条例が施行され、一定規模以上の建築物、工作物の建設や開発行為などについては届出が必要となっています。

景観計画は、本計画との関連が深く、緑と水に関する景観形成についての考え方や取り組み方について示されています。以下、主に緑の保全、緑化などに関連する事項です。

### (1) 景観形成の目標、良好な景観の形成に関する方針

景観計画では、景観形成の目標を「富士山の庭園都市へ」とし、良好な景観形成を進めていくための7つの方針が定められており、その中でも、緑と水に関連する景観形成の考え方が重視されています。

### (2) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

#### 概要

景観計画では、良好な景観の形成のために、届出対象行為と景観形成基準が定められており、対象となる行為については届出が必要となります。

景観形成基準においては、建築物の新築など、工作物の新設や開発行為を行う際の緑化や既存樹木の保全などに関する基準が示されています。

#### 太陽光発電設備・風力発電設備の取扱い

大規模な太陽光発電設備・風力発電設備の設置についても届出の対象としており、世界遺産である富士山や緩衝地帯となっている朝霧高原などの景観を守るため、周囲の景観と調和するよう、詳細な景観形成基準が示されています。

### (3) 景観重要樹木の指定の方針

良好な景観形成を進める上で重要な資源である、地域のシンボルとなる樹木などの保全・活用を図るため、景観重要樹木に指定することができるようになっており、指定に関する方針が示されています。

### (4) 景観重要公共施設の整備に関する事項

本市の景観形成の骨格を形成する公共施設、景観上重要と考えられる地域に関連する公共施設については、景観重要公共施設に指定し、行政が先導的に良好な景観形成を推進します。緑と水に関連する施設として、白尾山公園、明星山公園、神田川、潤井川が景観重要公共施設に指定されており、施設整備に関する景観形成の方針が示されています。

### (5) 景観形成の重点方策

景観計画の方針を実現するための重点方策として、直接緑と水に関するプロジェクトとして、「親水空間整備プロジェクト」、「白糸ノ滝周辺地区景観ルール導入プロジェクト」が示されています。

### 3) 防災機能（避難地等）としての緑地

都市公園等や学校のグラウンドは、緊急時の避難地などとしても重要であり、すべての小学校、中学校、高等学校のグラウンドが避難地となっているほか、防災機能を担う公園、広場等として以下が位置付けられています。

【防災機能を担う公園等】

区分	公園名	防災機能	
都市公園等	淀川北公園	一時避難地	
	淀川中公園	一時避難地	
	神田川北公園	一時避難地	
	神田川南公園	一時避難地、応急仮設住宅建設予定地	
	野読公園及び東側	応急仮設住宅建設予定地	
	中尾公園	応急仮設住宅建設予定地	
	向田公園	応急仮設住宅建設予定地	
	清水公園	応急仮設住宅建設予定地	
	粟倉南公園	応急仮設住宅建設予定地	
	近隣公園	城山公園	広域避難地(場所)、応急仮設住宅建設予定地 ドクターヘリ離着地
		外神東公園	一時避難地、応急仮設住宅建設予定地
	総合公園	白尾山公園	一時避難地、応急仮設住宅建設予定地
	風致公園	朝霧自然公園	防災ヘリポート、ドクターヘリ離着地 報道ヘリ離着地
その他の広場等	外神スポーツ広場	広域応援受入拠点、応急仮設住宅建設予定地 防災ヘリポート、ドクターヘリ離着地、	
	物見山スポーツ広場	応急仮設住宅建設予定地、ドクターヘリ離着地	
	上井出スポーツ広場	応急仮設住宅建設予定地、ドクターヘリ離着地	
	万野公園グラウンド	応急仮設住宅建設予定地	
	明星山球場	応急仮設住宅建設予定地	
	中里東町（広場）	応急仮設住宅建設予定地	
	宮原（広場）	応急仮設住宅建設予定地	
	舞々木町（広場）	応急仮設住宅建設予定地	
	貫戸多目的広場	応急仮設住宅建設予定地	
	星山多目的広場	応急仮設住宅建設予定地	
	万野団地北側（広場）	応急仮設住宅建設予定地	
	山宮スポーツ公園(第3駐車場)	ドクターヘリ離着地	
	山宮ふじざくら球技場	防災ヘリポート、ドクターヘリ離着地	
	芝川スポーツ広場	応急仮設住宅建設予定地、防災ヘリポート ドクターヘリ離着地	
福地神社境内ふれあい広場	一時避難地		

資料：富士宮市地域防災計画（H26.3）

## 4) 緑に関するまちづくりの取組の現状

### (1) 市民・事業者・行政の協働による緑に関する取組

#### 公共施設全般における取組

- 本市では、緑のまちづくりを多面的に展開していくため、市民、事業者が主体的に行う花と緑のまちづくり、道路、公園、公共施設などの緑化に関する各種の取り組みに対して支援を行っています。
- 富士宮市緑化推進市民の会では、都市環境を向上し、緑豊かな住みよいまちの実現を図るため、公共用地などへの植栽など、各種の緑化推進活動を行っています。
- 富士宮花の会、芝川花そう会では、花を愛好し栽培する有志により組織された各支部が、学校、公民館などの花壇や道路の植栽帯などの花づくりを行い、環境美化運動の推進に努めています。
- 公園については、公園愛護団体などの協力のもとで、維持管理や美化活動を行っています。

#### 【緑に関する市民活動の支援事業の概要】

制度・事業名	概要
緑の補助金制度	●美しい花と緑にあふれ、暮らす人、訪れる人にうおいとやすらぎを与える「こだわりの魅力ある美しいまちづくり」を促進するため、公共施設などの花壇などの整備及び緑化の推進を行う団体に対して補助金を交付しています。
美しい花いっぱい のまちづくり事業	●自然と景観を生かしつつ、市民、行政が一体となって花をいっばいにすることで、暮らす人や訪れる人が、やすらぎがあり美しいと感じられるまちづくりを推進しています。
花と緑の街並 づくり事業（静岡県 グリーンバンク事 業）	●花の会、自治会、子供会などの地域団体が、道路、公園、公共施設等を花と緑にあふれたものにしようとする、自主的な活動に対して支援しています。 ●チューリップ、ムスカリなどの球根、コスモス、マリーゴールドなどの種子、ツツジ、サツキ、桜などの苗木を配布して、地域の自主的活動を促進しています。
一般県道朝霧富 士宮線「植えま す」事業	●富士宮北高等学校、富士特別支援学校富士宮分校の協力を得て一般県道朝霧富士宮線（富士宮北高等学校西側）のフラワーポットに年2回、花苗の植え替えを行っています。

資料：花と緑と水の課 (H26.4)



市役所のフラワーポット



花壇の手入れ



県道 414 号線「植えます」事業

### 道路に関する取組

- 都市計画道路や国道、県道を中心に、街路樹などが植栽されており、うるおいの感じられる道路景観が形成されています。
- 7つの団体が県の「しずおかアダプト・ロード・プログラム」に同意し、道路・公共空間などの清掃、ゴミ拾い、植栽の剪定、草花の維持管理などの美化活動を行っています。市では、ゴミの回収などの支援を行っています。

#### 【しずおかアダプト・ロード・プログラム同意状況】

道路名	団体名	締結年度
一般県道朝霧富士宮線	原区（白糸）	平成13年度
	えんの会	平成21年度
一般県道富士宮富士公園線	道路の里親富士宮宮町商店街振興組合	平成15年度
国道469号	株式会社富士山ドリームビレッジ	平成20年度
	特定非営利活動法人EPO/インディ・ワークス	平成22年度
一般県道白糸富士宮線 三沢富士宮線など	富士宮清掃有限会社	平成20年度
主要地方道清水富士宮線	内房里づくりの会アダプトロード第3区	平成25年度

資料：静岡県富士土木事務所企画検査課（H26.4）

### 河川・湧水に関する取組

- 潤井川、神田川、稲子川、内房境川では、11の団体が県と「リバーフレンドシップ」を締結し、清掃や美化活動などの取り組みを行っています。市では、ゴミの回収などの支援を行っています。
- 清水川、方辺川では、清水川河川愛護会、方辺川河川愛護会が結成され、河川の草の除去などを行っています。
- 湧玉池、神田川では、環境美化、自然保全を目的に、市民ボランティアの参加のもとで、外来種の水草の除去やゴミ拾い、周辺の草取りを行っています。
- 市では、まちなかのやすらぎ空間の創出と「湧水のまち富士宮」をアピールすることを目的として、神田宮内に湧水を利用した坪庭を整備しています。また、来訪者がまちなかを楽しく散策できるよう「富士宮湧水・坪庭まっぴ」を作成しています。

#### 【リバーフレンドシップ締結状況】

河川名	団体名	締結年度
潤井川	潤井川をきれいにする会	平成19年度
	よしま池をきれいにする会	平成19年度
	潤井川を見守る会	平成22年度
	大宮製紙	平成22年度
	潤井川リバーフレンド	平成23年度
神田川	富士山御神火祭神輿部会	平成19年度
	神田川をきれいにする会	平成22年度
稲子川	水と緑を守る会	平成20年度
	稲子川をきれいにする会	平成22年度
内房境川	境川をきれいにする会	平成20年度
	塩出町内会	平成22年度

資料：静岡県富士土木事務所企画検査課（H26.4）

## 民有地への緑化

- 本市では、緑豊かな住みよいまちづくりを進めるため、民有地の緑化推進活動に対しても一定の支援を行っています。
- 市内には、自宅の庭を多くの方々に見て楽しんでもらうとともに、地域の活性化に貢献することを目的とした市民団体「オープンガーデン富士宮」が組織されています。団体の活動として、丹精込めて育てた草花の庭を公開し、人と人との交流の輪を広げ、花と緑にあふれた美しい癒しのまちづくりに貢献しています。

### 【民有地への緑化に資する支援事業】

制度・事業名	概要
生け垣づくり補助金制度	● 緑豊かな住みよいまちづくりを進め、地震等による災害を防ぐため、生垣を作る人に対して、一定の条件のもと補助金を交付しています。
出生記念樹の配布	● 快適な環境づくりと緑化活動への参加意識を高めることを目的として、出生記念樹の配布を実施しています。

資料：花と緑と水の課（H26.4）



生け垣づくり補助金制度



出生記念樹の配布

## 森林育成・自然環境保全等に関する取組

- 地域、土地所有者、行政、関係機関が連携して、森林育成、自然環境保全などの取り組みを行っています。

### 【森林育成・自然環境保全などに関する取組】

制度・事業名	概要
特定希少野生動物保護	● 市域の希少な動植物の保護を目的に、7種（ギフチョウ・クロシジミ・アサマフウロ・オオサワトリカブト・キスミレ・スルガジョウロウホトトギス・カイコバイモ）の特定希少野生動物が指定され、捕獲・採取を禁止しています。 ● 特定希少野生動物の保護活動を継続して実施するため、自然環境保全活動団体として2団体を承認し、活動に対する助成を行っています。
根原地区火入れ事業	● 自然環境の保護と草原景観の保全を目的に、平成20年からは市も参画して、根原地区の火入れ(52ha)を行っています。 ● 富士山麓の茅は、昔から茅葺屋根の葺き替え修繕・改修において、貴重とされ、茅葺の屋根、文化財の保存改修や茅葺文化を継承していくため、朝霧高原の茅場が平成24年3月に「ふるさと文化財の森(152ha)」に指定されました。
富士山西麓地域森林整備推進協定	● 市、上井出財産区、林野庁関東森林管理局静岡森林管理署、静岡県富士農林事務所が連携して効果的・効率的な森林整備を進めるための協定を締結し、市有林、財産区有林と国有林を合わせた森林整備区域を設けて、間伐、路網の整備、木材の安定供給、鹿などの野生動物被害対策などに連携して取り組んでいます。 ● この取り組みは、富士山世界遺産登録の重要な要素となる、富士山の景観に配慮した森林（もり）づくりにも寄与しています。
富士宮市竹林伐採事業補助金	● 竹林所有者などが放置竹林対策として、竹林を伐採する場合に補助しています。

資料：花と緑と水の課（H26.4）

(2) 緑に関する普及啓発活動

- 本市では、緑に関する意識の向上と花づくりの促進などを図るための普及啓発活動を実施しています。
- 富士宮市緑化推進市民の会では、市民の緑化意識を高めるため、緑化祭花木市や花壇づくりコンクールなどを開催しています。
- 静岡県グリーンバンクでは、花の種子配布、ボランティア育成研修などの様々な事業を通じ地域のボランティア活動を応援しています。市では、市民とグリーンバンクをつなぐ活動をしています。

【緑に関する普及啓発活動】

制度・事業名	概要
緑化祭花木市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑の重要性について市民の理解と認識を深め、緑化に取り組む姿勢を喚起することで都市環境の向上を図り、緑豊かな住みよい富士宮市の実現を図ることを目的として実施しています。</li> <li>● 花木や園芸用品の展示即売を行うほか、記念花鉢や園芸資料の配布、緑の募金活動などを実施しています。</li> <li>● 花壇づくりコンクール入賞者の表彰及び入賞作品のパネル展示を行っています。</li> </ul>
花壇づくりコンクール	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 花を通じて快適な環境づくりを行い、緑化活動への参加意識を高めることを目的として実施しています。</li> <li>● 対象は、団体部門（一般の部、学校の部）、個人部門で、部門ごとに最優秀賞、優秀賞などを表彰します。審査は、富士宮市緑化推進市民の会が行います。</li> <li>● 団体部門には、花壇づくりに必要な種子及び資材を、個人部門には、種子を希望により無償配布します。</li> </ul>
緑の募金交付金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 花の種の蒔き方や管理方法、寄せ植えの作り方などについて、市民を対象とした各種の教室や講演などを行っています。</li> <li>● 学校、学区内を単位にした緑化事業に対して支援することで、地域緑化の推進及び児童・生徒の緑化意識高揚を図っています。</li> </ul>
フラワーフレンドリーシティー協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市と南足柄市との更なる友好を深めるために、花による都市交流・フラワーフレンドリーシティー協定を締結しています。</li> </ul>

資料：花と緑と水の課（H26.4）



緑に関する各種普及啓発活動

## 3 緑に関する現況と課題

### 3 - 1 広がりのある緑地

面的に広がりを持つ森林や草原、農地などは、本市の緑地のほとんどを占め、緑の骨格を成しているため、将来にわたって適正に保全していくことが必要です。

#### 1) 富士山と富士山麓の緑

世界遺産の構成資産である富士山域及び緩衝地帯となっている富士山麓の森林は、森林法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律、環境基本法、都市計画法、景観法、文化財保護法などが適用されており、総合的には豊かな自然が守られています。しかし、近年自然林の枯死木や衰退木の増加や、戦後の木材需要に伴い大規模に造林された人工林が伐採期を迎えるなど、管理不十分な人工林の増加がみられます。また、野生鳥獣による被害も深刻化しています。加えて、観光客や登山客などの増加に伴い、交通渋滞及びそれに伴う排気ガスの自然環境への負荷、放置されるごみ、廃棄物、し尿の処理などが課題となっています。

富士山域及び富士山麓の森林は、世界遺産の骨格をなすとともに、多様な生物の生息地となって生物多様性の保全に貢献するほか、地球温暖化防止のためのCO<sub>2</sub>の吸収源や、低炭素都市づくり推進の要にもなるため、関係法令順守の周知徹底を図るとともに、森林の保全・育成や、ごみ、し尿、排気ガスなどの環境保全対策を一層強化していくことが必要です。

#### 2) 朝霧高原の緑

朝霧高原は、多くの牧場があり、富士山を背景として広大な草原が広がっています。また、根原地区の高原に広がるススキの草原、昔から貴重とされてきた茅場、湖畔にツツジの群生や桜などがみられる田貫湖のほか、小田貫湿原は富士山麓では数少ない湿原の一つであり、珍しい植物や昆虫などが生息する多様な自然環境を形成しています。

富士山麓の森林同様に世界遺産富士山の緩衝地帯となっており、既に各種関連法令が適用されていますが、ススキ草原の減少や牧草地の放置化、観光施設の立地などがみられます。

朝霧高原は、富士山を背景に本市独自の牧歌的な風景を形成し、生物多様性の保全や水源涵養など多面的機能を有しているため、茅場を含めた草原や牧草地、湿原を守るとともに、観光交流に必要な施設などの立地に際しては、周辺の緑との調和や緑の確保に十分配慮していくことが必要です。

#### 3) 天子山系と羽鮒丘陵等の緑

天子山系は、南北に連なる稜線を形成し、明治時代より、スギ、ヒノキの造林が盛んに行われてきました。市内の他の地域と比べ、成熟した森林資源が豊富であり、それらの資源を有効に活用するため、計画的な森林施業が必要です。また、内房地区には森林のほか、地域の特産品となっているタケノコが育つ豊かな竹林がみられます。



羽鮒丘陵、白尾丘陵、明星丘陵、西山、柚野地域は、市街地などの背景となる身近な緑となっており、残された里山林の保全や景観の維持向上を図る必要があります。急斜面にはヒノキなどが植林されているほか、一部には自然林もみられ、天母山などの斜面には、列状に間伐された人工林がみられます。

どちらも豊かな森林を形成しているように見えますが、いずれも富士山麓の緑同様に、管理不十分な人工林の増加がみられるほか、野生鳥獣による被害も深刻化しています。

これらの緑は、多様な生物の生息地となって生物多様性の保全に貢献するほか、地球温暖化防止のためのCO<sub>2</sub>の吸収源や、低炭素都市づくり推進の要になり、市民などが身近に接することができる緑でもあるため、森林等の持続性（担保性）を持たせるとともに、開発に際しては、自然環境への十分な配慮が必要です。また、これらの自然を楽しむことのできる場として有効に活用していくことが必要です。

#### 4) 農地の緑

市域全域の中で農地も多くの面積を占めており、上井出、白糸、上野、北山、富丘、芝川地域や市南部の丘陵地では、水田地帯がみられます。また、富士山南麓の富士根北、富士根南地域や明星丘陵においてはまとまった茶園や畑がみられます。しかし、後継者不足や農業従事者の高齢化などにより、耕作放棄地が増加しているほか、野生鳥獣による被害も深刻化しています。

農地は、食の供給源となるとともに、生物の生息空間、雨水の保水、地下水の涵養、災害時の避難場所など多面的機能を有しているほか、それぞれの地域において、特徴ある農村風景を形成する重要な要素となっているため、今後も優良農地の保全や耕作放棄地の発生の防止に努めることが必要です。

### 3 - 2 緑と水の拠点

市内に点在する公園や湧水池などの緑と水の拠点は、多様な市民ニーズや観光ニーズに応えるべく、充実・改善していくことが必要です。

#### 1) 公園の役割

近年、公園の大規模改修は行われておらず、整備後長期間経過した都市公園が多くを占めており、施設の老朽化による事故の発生や利便性の低下、樹木の適正数の管理や枯朽による景観の悪化などが懸念されます。今後は、人口減少、少子高齢社会の中で、拡大成長前提の量的充足を主とした都市づくりを見直し、市民生活の質を持続的に向上させ、将来世代により良いストックを残すことを優先することが求められています。

そのような中で、どのように既存の公園の魅力を維持し、長期にわたって有効に活用していくかという課題に対応していくことが必要です。

また、市街地に整備されてきた公園は、都市内の貴重なオープンスペースとして、また、都市防災や生物多様性の保全の場としても機能しています。今後も、多様な市民ニーズに対応しながら、公園の質を充実させていくとともに、適切に維持管理を行っていくことが必要です。

## 2) 公園の配置

現在、市内には31箇所の都市公園がありますが、土地区画整理事業によって整備されたものが多く、その公園緑地の配置には地域差がみられます。また、小公園・緑地も数多く確保されていますが、大半が開発行為にともなって整備されていることなどから、地域によって偏りもみられます。

市民の身近な場所に、レクリエーションや憩いの場が確保されるように、公園緑地を適正に配置していくことが必要です。

## 3) 様々な緑の拠点

本市においては、大規模な都市公園の整備は数箇所に留まっていますが、市民が憩い、集い、様々なレクリエーションを行うことができる、自然環境や水辺などを生かした緑地が多くあります。

今後、このような都市公園以外の緑地について、豊かな森林や水辺を生かしたレクリエーション、自然とのふれあいなどの新たな市民の活動の場として、有効に活用していくことが必要です。

また、世界遺産富士山の構成資産である浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、人穴富士講遺跡、白糸ノ滝は、文化財保護法などにより、緑と水を含めた貴重な文化的資源が保全されています。世界遺産登録に伴う来訪者の増加により、自然環境への負荷などの課題に対し、適切に対応していくことが必要です。

## 4) 湧水池や社寺

本市では、保存指定制度によって、貴重な樹木、樹林、湧水池が保存されています。また、まちなかでは湧水を利用した坪庭整備などを行っています。今後も、湧水のまち富士宮をアピールするため、湧水池の保存や湧水を生かしたうるおいのある空間づくりなどを進めるとともに、湧水の水質の保全対策を進めていくことが必要です。

また、保存樹・保存樹林については、社寺に植生するものが多いことから、今後も地域の緑の拠点として、社寺林などを保存するとともに、歴史が感じられる空間として魅力を高めていくことが必要です。

### 3 - 3 緑と水のネットワーク

緑は多様な機能を有していますが、これらをネットワークすることで、さらに機能が向上するため、緑と水のネットワークの形成を意識した取り組みを進めていくことが必要です。

#### 1) 骨格となる緑

本市は、富士山及び富士山麓、天子山系、羽鮒丘陵、朝霧高原などは、広大な自然があり、緑豊かな都市のイメージを創り出しています。

これらの緑については、緑の骨格、市街地などの借景として、その連続性を保つことが必要であるため、森林等の永続性（担保性）を持たせるとともに、市民の憩いの場、自然とのふれあいの場として有効活用していくことが必要です。

## 2) 地域間や主要施設をつなぐ緑

市域全体としては、緑や水が豊富ですが、市街地では、緑の保全・創出が可能なスペースが限られており、必ずしも緑が多いとは言えません。

緑の機能を効果的に発揮し、うるおいのある都市環境の形成や世界遺産のまちのイメージアップを図っていくためにも、主要道路への緑化の推進など緑のネットワークを意識した取り組みを進めていくことが必要です。

## 3) 河川・用水路

富士川、潤井川、芝川、神田川などの河川や用水路が、市街地や各地域を流れ、豊かな水のまちを印象付けています。潤井川や神田川、稲子川、内房境川、清水川、方辺川などでは、地域住民などの手により美化されており、良好な水辺の環境が保たれています。しかし、一部では雑排水の流入などによる水質汚濁やごみの投棄などもみられます。

河川については、富士山や天子山系などを源としており、緑と水が連なるうるおいのある緑と水辺の基幹軸を形成していることから、水質浄化や河川の美化活動、マナーの向上などに努め、水辺環境を保全するとともに、水害から市民生活を守り、安全・安心を確保しつつ、水辺の修景や水に親しめる市民などの憩いの場として有効活用し、緑と水のつながりを確保することが必要です。また、神田川や猪之頭地区の湧水などには、バイカモ等の水生植物が生息しており、これらを適切に保全していくとともに、見て、歩いて楽しめる場として有効に活用していくことが必要です。

小河川・用水路については、最も身近な水辺であり、環境美化に努めるとともに、水に親しめる憩いの場としてのさらなる工夫や活用が必要です。

## 3 - 4 都市緑化

市民に身近な場所や住宅地などに、緑があふれ快適な都市環境を形成していくため、都市の緑化を推進していくことが必要です。

### 1) 中心市街地の緑化

本市の顔である中心市街地では、街路整備に併せたポケットパークの確保や神田川沿いの富士山せせらぎ広場、神田川広場の整備、湧水を生かした坪庭の整備などを進めており、快適な市街地環境が形成されつつあります。

今後は、民有地の緑化なども含め、様々な取り組みを行うことで、緑の確保を図り、一層快適でうるおいのある市街地環境を創出し、風格ある都市づくりを行っていくことが必要です。

### 2) 公共施設の緑化

学校、公園、道路などの公共施設は、日常的に多くの市民などに利用されているだけでなく、地域のランドマークとしての役割も担っており、緑があることで、まちにうるおいが生まれ、特徴ある景観づくりにも貢献します。

一方で、落ち葉の掃除や害虫の問題なども発生しています。これらの問題を解決しつつ、既存の緑を適切に維持管理するとともに、さらなる緑化を推進していくことが必要です。

### 3) 民有地の緑化

市街地では、住宅地が多くを占めていることから、市民の協力を得て、緑化を促進することが重要となります。民有地における緑化手法などの技術的・経済的な支援を強化するとともに、緑化に対する市民意識の高揚を図ることが必要です。

また、大規模店舗や工場などについても、緑の確保を図るとともに、既存のまとまった樹林などが存在する場合は、消失による地域の自然環境への影響が大きいいため、保全策を検討していくことが必要です。

### 3 - 5 緑の普及・啓発

緑豊かな富士宮を後世に引き継いでいくため、市民、市民団体、事業者、行政が協働で、緑の保全・創出に取り組めるよう普及・啓発が必要です。

#### 1) 担い手の確保と人材育成

本市では、富士宮市緑化推進市民の会や富士宮花の会、芝川花そう会をはじめとする各種団体などにより、市民協働による緑のまちづくりが展開されています。

今後とも、公園や道路などの既存の緑や新たな緑を適切に維持管理し、質の高い状態を保つために、維持管理の担い手の確保と人材育成を行っていかねばならず、それにつながる市民、市民団体、事業者、行政の協働の視点を重視した取り組みを、今後さらに強化していくことが必要です。

#### 2) 緑のまちづくりの普及啓発

緑のまちづくりの各種取り組みによって、市民の緑に関する活動は広がりを見せつつありますが、まだ十分とは言えません。

より多くの市民に緑について関心を持っていただき、参加のきっかけづくりを進めるためにも、緑のまちづくりに関する情報や機会の提供など、普及啓発の取り組みに力を入れていくことが必要です。

#### 3) 市民の参加のしくみ

緑のまちづくりに関する組織として、富士宮市緑化推進市民の会や富士宮花の会、芝川花そう会などがあり、公共施設への緑化や花壇づくりを行っています。また、公園の維持管理については地元自治会などの協力を得ています。このような既存団体や組織は、公園緑地の管理の担い手として重要な役割を果たしています。

今後も、これらの活動の維持、活性化を図るため、活動への支援を充実させていくとともに、さらに多くの市民などが参加できる環境づくりを行っていくことが必要です。

#### 4) 環境教育・学習の場

市民の緑に対する意識を高めるためには、子どもの頃からの教育が重要です。

富士山からの湧水をはじめとする特徴的な緑や水辺を生かした環境教育、学習の場の提供、緑や水にふれられる機会の充実、公園利用に関するマナーの向上についての取り組みなど、緑に対する愛着心等を醸成するための機会を増やしていくことが必要です。

---

## 第2章 緑の将来方針

---

# 1 緑の将来像

## 1 - 1 基本理念

本市は、世界遺産富士山とその豊かな自然や景観、天子山系、羽鮒丘陵、白尾丘陵、明星丘陵などの森林、湧玉池や猪之頭湧水群などの湧水や富士川、潤井川、芝川、神田川などに代表される河川、豊富な食資源を育む田畑や牧草地など、豊かな緑と水に恵まれ、その中で多様な産業を育みながら発展してきました。また、富士山本宮浅間大社の門前町として栄えるなど歴史も古く、豊富な歴史・文化的資源は、緑や水と相まってまちの魅力となっています。

そして、これらの緑や水は、私たちが安心して快適に心豊かに暮らしていく上で、欠くことのできない様々な機能を有しており、都市の魅力の構成要素として重要な役割を担っています。また、市民に郷土への愛着心や誇りを醸成し、本市を訪れる人々に対しては、やすらぎや心地よさなどを与えるものでもあります。

本市では、総合計画において、将来都市像を「富士山の自然に抱かれた やさしく元気なまち」と掲げ、都市計画マスタープランでは、「富士山の恵みを大切に 自然や環境にやさしく、元気に安心して暮らせる 世界遺産にふさわしい都市づくり」を基本理念としています。また、景観計画では、「富士山の庭園都市へ」を景観形成の目標に掲げています。

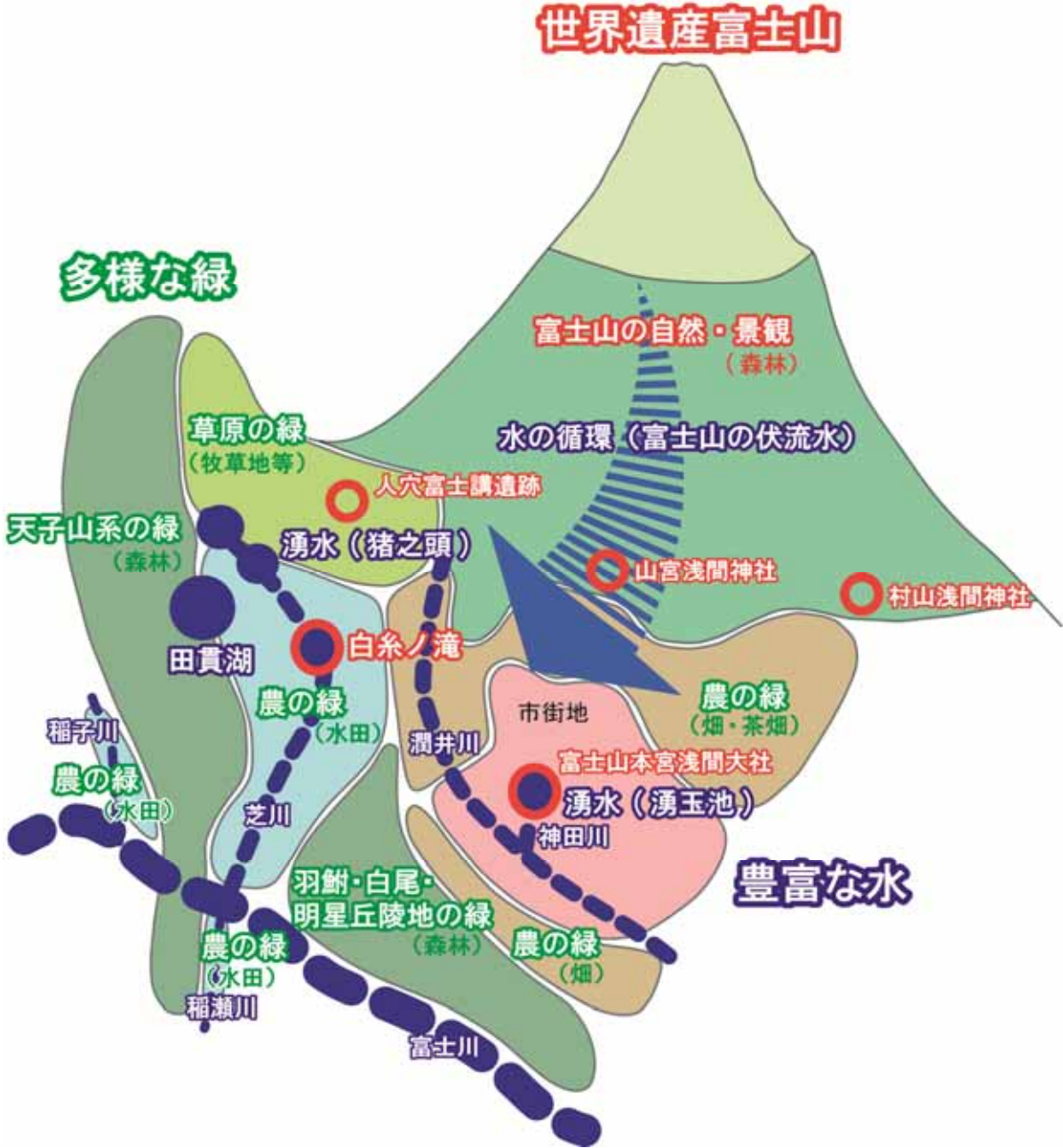
こうした本市が目指す将来像の実現に向けて、世界遺産富士山の自然、そして、豊かな緑と水を市民共有の財産として位置付け、市民、市民団体、事業者、行政の協働により、将来にわたって守り、育て、創り出し、世界遺産にふさわしい魅力あるまちづくりを行っていくことが重要となります。

そこで、本計画の基本理念を「世界遺産富士山とともに歩む “豊かな緑と水が永遠に息づく” 魅力あふれるまち～市民・事業者・行政の協働による緑と水のまちづくり～」と設定します。

### 【基本理念】

世界遺産富士山とともに歩む  
“豊かな緑と水が永遠に息づく” 魅力あふれるまち  
～市民・事業者・行政の協働による緑と水のまちづくり～

【“豊かな緑と水が永遠に息づく”魅力あふれるまちのイメージ図】



## 1 - 2 緑のまちづくりの基本目標

基本理念を実現するために5つの基本目標を掲げ、緑と水のまちづくりを進めていきます。

### 【基本目標1：骨格をなす緑の保全・再生・活用】

#### 自然と人が共生し美しい緑に包まれたまち

富士山の自然、天子山系の森林、市街地周辺の羽鮒丘陵などの樹林地、朝霧高原の牧草地などのまとまりのある特色ある緑、集落地などの豊かな自然環境を将来にわたって良好な状態で保全・再生を図り、水源涵養機能の維持・向上や地球温暖化防止に貢献し、多様な生物が生息・生育できる環境をつくるとともに、緑にふれあう場として活用することで、自然と人が共生する美しい緑に包まれたまちを目指します。

### 【基本目標2：緑と水の拠点形成】

#### 緑と水の拠点が充実し多くの人々が集い・交流するまち

都市公園やスポーツ施設、身近な公園緑地をそれぞれの機能に応じて、市民ニーズにあった安全で魅力的な緑の拠点として充実し、適正に配置するとともに、世界遺産の構成資産をはじめとする史跡・社寺と一体となった緑や豊富な湧水・水辺の保全と憩いの場としての一層の活用を図ることで、緑と水の拠点が充実し多くの市民や来訪者が集い・交流するまちを目指します。

### 【基本目標3：緑と水のネットワーク形成】

#### 多様な緑と水がつながり安全でうるおいに満ちたまち

緑と水の軸となる富士川、潤井川、芝川などの河川の自然環境の保全・活用、市街地や各集落の用水路などの保全と演出を図るとともに、主要道路などにおいて緑の連続性を確保することで、生物の生息範囲の拡大、防災面の強化、良好な景観の形成を図り、多様な緑と水がつながる安全でうるおいに満ちたまちを目指します。

### 【基本目標4：緑化の推進】

#### 身近で花・緑・水にふれあえる居心地の良いまち

本市の顔となる中心市街地を花・緑・水で演出し、うるおいと風格のある都市環境を形成するとともに、公共施設への緑化はもとより、民有地への緑化を推進し、身近で花・緑・水にふれあえる居心地の良いまちを目指します。

### 【基本目標5：緑の普及・啓発】

#### 多くの市民が緑と水に関心を持ち行動するまち

市民・事業者への自然や緑に関する情報提供や緑のまちづくり活動への支援を行うとともに、市民、市民団体、事業者、行政が相互の役割を認識し、協働で緑と水を守り、育て、創っていくことができるしくみを充実し、多くの市民が緑と水に関心を持ち行動するまちを目指します。



## 2 緑の基本方針

### 基本目標1：「自然と人が共生し美しい緑に包まれたまち」の実現に向けて

基本方針	(1) 富士山の自然を保全・再生・活用します	国有林における富士山の森づくりや富士山の自然環境の保全対策を推進するとともに、民有林の適切な維持管理と多様性に富んだ広葉樹などへの転換、富士ひのきの産地化・銘柄化を図ります。また、富士山の自然とのふれあいの場の充実を図ります。
	(2) 朝霧高原及び田貫湖周辺の多様な自然を保全・再生・活用します	草原や樹林地、田貫湖・小田貫湿原一帯の自然環境を保全・再生するとともに、牧草地の適切な維持管理を行います。また、市民や観光客が自然とふれあい、学ぶことができる場としての環境整備や機会の創出を図ります。
	(3) 天子山系及び市街地周辺丘陵地などの森林等を保全・再生・活用します	森林や里山林、竹林の適切な維持管理を行うとともに、各種制度を活用して緑の持続性を担保します。また、自然にふれあい、学ぶことができる場の拡充を図ります。
	(4) 集落地等の豊かな自然環境を保全・再生・活用します	優良農地や棚田の保全と遊休農地の再生を図るとともに、田園風景や自然と調和した集落環境の保全を図ります。また、農業にふれあい親しむ場や機会の創出を図ります。



(1) 富士山麓の民有林



(2) 小田貫湿原



(3) 天子山系



(4) 柚野地区の棚田

基本目標2：「緑と水の拠点が充実し多くの人々が集い・交流するまち」の実現に向けて

基本方針	(1) 利用しやすく安全で安心な都市公園・スポーツ施設などの充実を図ります	拠点となる都市基幹公園やスポーツ施設の充実、既存の住区基幹公園の計画的な修繕・改修を進めるとともに、公園が不足している地区などへの身近な公園などの確保を図ります。また、各公園等の特性に応じて、安全な避難拠点としての機能強化や防犯性の確保を図ります。一定規模の公園の整備、修繕・改修などにあたっては市民参加のもとで進めます。
	(2) 水辺や森林を生かした公園広場などの整備・充実を図ります	特徴的な緑や水を生かしたレクリエーション拠点や公園などの充実を図るとともに、湧水池の保全と親水空間などとしての活用、ため池の自然とのふれあえる場としての活用を図ります。また、ビオトープやホテルの生息環境の保全を図ります。
	(3) 世界遺産構成資産や保存樹などが存在する社寺等を保全・活用します	富士山本宮浅間大社一帯を緑と水の拠点として充実するとともに、その他の構成資産についても緑の保全・育成により魅力の向上を図ります。また、天然記念物や保存樹・保存樹林の保全・活用を図ります。
	(4) 公園緑地を適切に維持管理します	公園施設の定期的な点検と機能更新・充実を図るとともに、公園緑地内の植栽の適切な維持管理を行います。また、公園緑地の緑化、維持管理については、地域との協働で進めます。



(1) 総合公園（白尾山公園）



(2) よしま池



(3) 富士山本宮浅間大社



(4) 街区公園（向田公園）

基本目標3：「多様な緑と水がつながり安全でうるおいに満ちたまち」の実現に向けて

基本方針	(1) 水辺環境の保全・創出・活用により緑と水のネットワーク軸を形成します	河川における多様な動植物の生息・生育環境の保全・育成による多自然川づくり、河川沿いの桜並木などの保全・育成、湧水池や河川を結ぶ水辺の散策路による水のネットワーク軸の形成を図ります。また、豊富で清らかな水の流れを維持します。
	(2) 主要道路の緑化などにより緑のネットワーク軸を形成します	主要道路などに街路樹の植栽や沿道緑化による緑のネットワーク形成を図るとともに、街路樹の役割を十分に発揮できるように適切に維持管理を行います。また、富士山を周遊する国道については、富士山風景街道としての魅力を高めるため、良好な道路景観の形成を図ります。
	(3) 自然や水辺・歴史資源を巡る緑と水のネットワークを形成します。	天子山系などの登山道や散策路の安全性の確保、歩く博物館ルートの魅力の向上、かんがい用水の自然豊かなうるおいある水辺空間の創出などにより、自然や水辺・歴史資源を巡る緑と水のネットワークの形成を図ります。



(1) 芝川



(1) 潤井川河川敷の桜並木



(2) 街路樹



(3) 土井の川(三区用水)散策路

基本目標4：「身近で花・緑・水にふれあえる居心地の良いまち」の実現に向けて

基本方針	(1) 中心市街地の風格と歴史ただよう門前町にふさわしい緑化を推進します	拠点となる富士宮駅前、浅間大社における緑化や富士山せせらぎ広場、富士山本宮浅間大社までの花と緑と水によるプロムナードづくりを進めます。また、商店街や路地を花により演出するとともに、憩いの空間の充実や湧水を利用した坪庭の整備を進めます。
	(2) 公共施設や学校の先導的な緑化を図ります	地域のシンボルとなるような公共施設の緑化を推進するとともに、学校における花壇づくりや防災に配慮した緑化を推進します。
	(3) 民有地の緑化を推進します	住宅地における緑化、商業・業務施設や大規模工場敷地内への緑化を推進するとともに、緑豊かな工業団地などの形成や大規模な開発地においては、花壇づくりによる良好な環境づくりを促進します。



(1) 都市計画道路沿いの広場



(1) 富士宮駅南口の花壇



(2) 学校における花壇づくり



(3) 工業団地の緑化

基本目標5：「多くの市民が緑と水に関心を持ち行動するまち」の実現に向けて

基本方針	(1) 緑への関心を高めます	緑に関する情報提供の充実を図るとともに、緑に関する意識を向上するための学習機会やコンクール・イベントなどの充実を図ります。
	(2) 緑に関わる人材や市民活動団体の育成を図ります	子どもを対象とした緑の教育を推進するとともに、緑に関するリーダーなどを育成するための取り組みを進めます。また、市民活動を促進するための制度などの普及や緑に関わる市民活動団体の交流のしくみづくりを進めます。
	(3) 市民・事業者の緑化活動などへの支援を充実します	緑に関わる各種団体の活動や地域の活動に対する支援や民有地の緑化助成制度を拡充するとともに、民有地の緑化を促進する制度の活用を促進します。また、緑の募金制度の普及と有効活用を図ります。



(1) 白糸自然公園植樹祭



(1) 木のぼり教室 (ツリーイング)



(2) 花の植え方講習会



(3) 花壇の手入れ (市民活動)

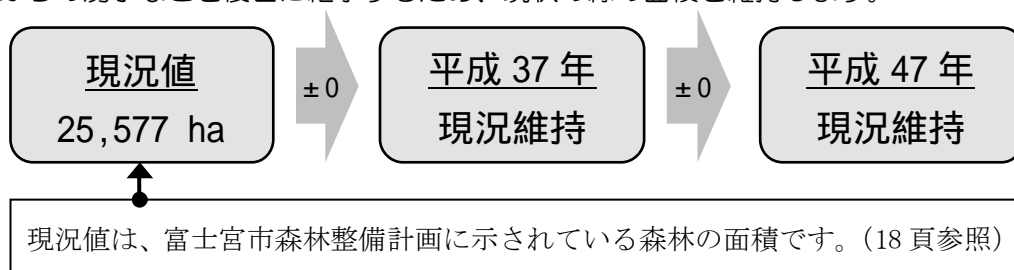
### 3 緑の目標水準

基本理念、基本目標の達成度を検証するための指標として緑の目標水準を定め、基本方針に基づく各種施策を推進し、その実現を目指します。目標水準は、本計画の目標年次である概ね20年後の平成47年と、中間年次となる平成37年における目標数値を設定します。

#### 3 - 1 緑の目標項目と目標数値

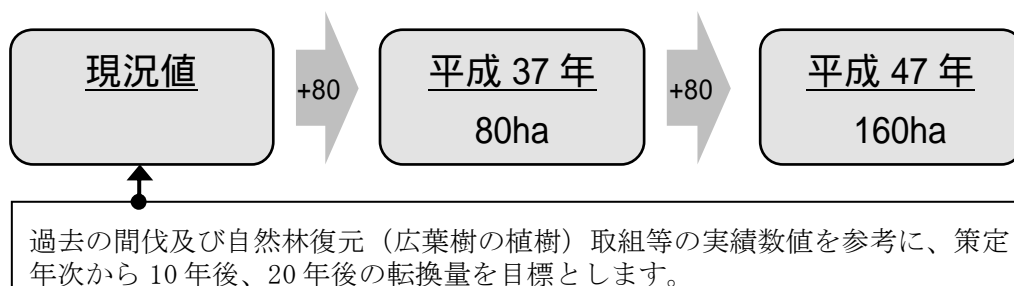
##### 1) 目標 : 富士山や天子山系の緑を後世に継承します (緑の面積)

富士山や天子山系などの森林の有する水源涵養やCO<sub>2</sub>の吸収などの諸機能を維持し、富士山からの湧水などを後世に継承するため、現状の緑の面積を維持します。



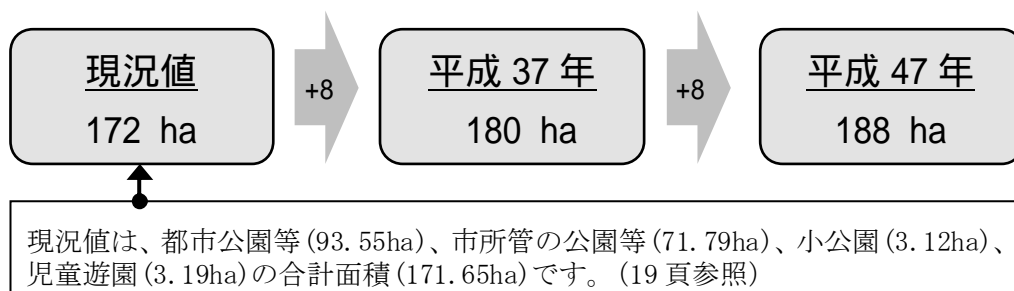
##### 2) 目標 : 富士山にふさわしい自然の森に変えていきます (広葉樹等の面積)

木材の供給に重点が置かれてきた富士山の森林を水源涵養機能や生物多様性の高い多種多様な姿に変えていくため、本来の自然の森に復元していきます。



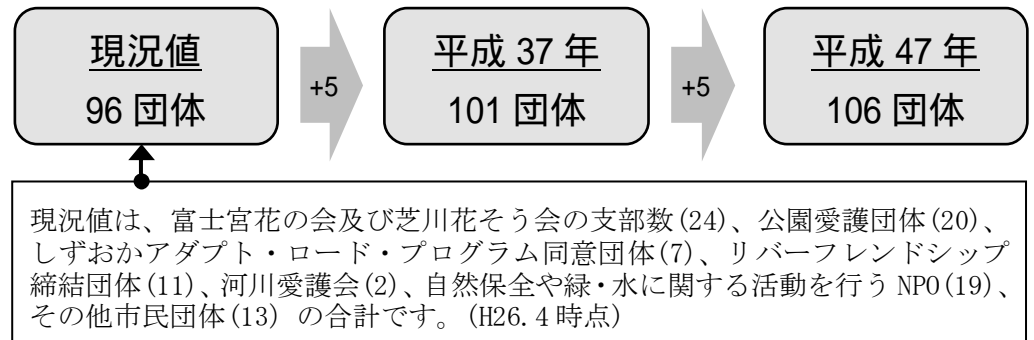
##### 3) 目標 : 市民の憩いの空間となる場を増やします (公園緑地の面積)

より多くの市民が身近に憩い、レクリエーションなどを楽しめることができるよう、公園緑地等の面積を増やします。



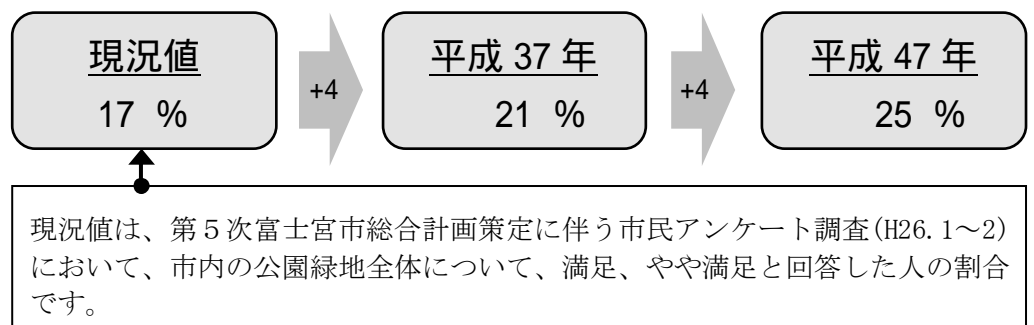
## 4) 目標 : 自然や緑・水に関する活動への関心を高めます (活動団体の数)

市民の緑や水への関心を高め、自然保護や緑化、美化活動などを活発化させるため、緑や水に関する活動を行う団体の数を増やします。



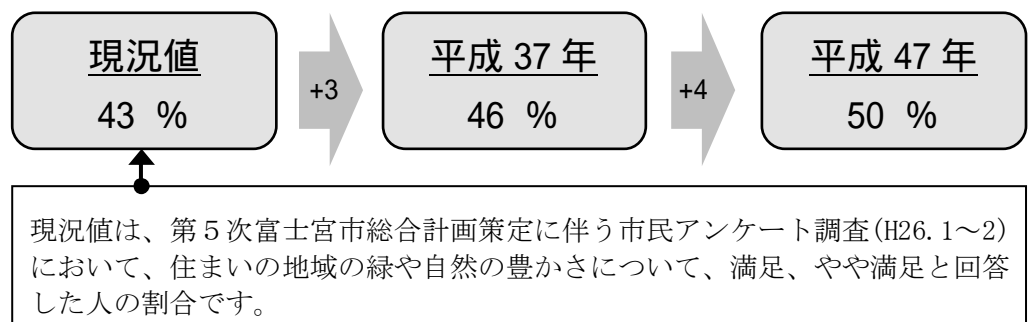
## 5) 目標 : 市民が満足する公園緑地としていきます (公園緑地の満足度)

市民ニーズを踏まえた各種の公園緑地等を整備・再生し、公園緑地全体に対して満足している市民の割合を増やします。



## 6) 目標 : 市民が緑や自然の豊かさを感じるまちにしていきます (身近な緑の満足度)

身近な緑や水の保全・緑化などを推進し、地域の緑や自然の豊かさに満足している市民の割合を増やします。



3 - 2 基本目標と目標水準の関係

基本目標と目標水準の関係は以下のとおりであり、基本方針に基づき各種施策を進めることで、目標値の達成を目指します。

基本理念	基本目標	目標水準						基本方針
		目標① 緑の面積	目標② 広葉樹等の面積	目標③ 公園緑地の面積	目標④ 活動団体の数	目標⑤ 公園緑地の満足度	目標⑥ 身近な緑の満足度	
世界遺産富士山とともに歩む“豊かな緑と水が永遠に息づく”魅力あふれるまち	自然と人が共生し美しい緑に包まれたまち	○	○				○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●富士山の自然を保全・再生・活用します</li> <li>●朝霧高原及び田貫湖周辺の多様な自然を保全・再生・活用します</li> <li>●天子山系及び市街地周辺丘陵地などの森林等を保全・再生・活用します</li> <li>●集落地等の豊かな自然環境を保全・再生・活用します</li> </ul>
	緑と水の拠点が充実し多くの人々が集い・交流するまち			○		○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用しやすく安全で安心な都市公園・スポーツ施設などの充実を図ります</li> <li>●水辺や森林を生かした公園広場などの整備・充実を図ります</li> <li>●世界遺産構成資産や保存樹などが存在する社寺等を保全・活用します。</li> <li>●公園緑地を適切に維持管理します</li> </ul>
	多様な緑と水がつながり安全でうるおいに満ちたまち		○			○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水辺環境の保全・創出・活用により緑と水のネットワーク軸を形成します</li> <li>●主要道路の緑化などにより緑のネットワーク軸を形成します</li> <li>●自然や水辺・歴史資源を巡る緑と水のネットワークを形成します</li> </ul>
	身近で花・緑・水にふれあえる居心地の良いまち					○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中心市街地の風格と歴史ただよう門前町にふさわしい緑化を推進します</li> <li>●公共施設や学校の先導的な緑化を図ります</li> <li>●民有地の緑化を推進します</li> </ul>
	多くの市民が緑と水に関心を持ち行動するまち				○		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑への関心を高めます</li> <li>●緑に関わる人材や市民活動団体の育成を図ります</li> <li>●市民・事業者の緑化活動などへの支援を充実します</li> </ul>

注：○は各基本目標との関連性が特に強いことを示す。



---

## 第3章 緑の配置方針

---

# 1 骨格的な緑と水の保全・配置方針

## 1 - 1 骨格的・面的な緑の保全・配置方針

- 本市独自の風景、水源涵養機能、地球温暖化防止、多様な生物が生息・生育する環境、緑にふれあう場など、多様な機能を発揮する、「富士山の自然」、「天子山系の森林」、「羽鮒丘陵等の樹林地」、「朝霧高原の牧草地等」、「集落地等の豊かな農地・里山等」は、本市の骨格的・面的な緑として位置付け、将来にわたって良好な状態で保全・再生・活用を図ります。

## 1 - 2 拠点的な緑と水の保全・配置方針

- 本市の観光名所や総合公園、風致公園である、「富士山本宮浅間大社一帯」、「田貫湖・小田貫湿原一帯」、「白糸ノ滝一帯」、「白尾山公園」、「明星山公園」は、広域的な緑と水の拠点として、また、近隣公園や風致公園、主要なスポーツ広場、世界遺産富士山の構成資産は、緑の拠点として位置付け、それぞれの特徴的な緑や富士山からの伏流水・湧水、歴史などの機能を生かし、市民や観光客のレクリエーションや憩い、やすらぎの場、自然とのふれあいの場として、整備・再生を図ります。

## 1 - 3 ネットワーク軸となる緑と水の保全・配置方針

- 「天子山系の森林」及び「羽鮒丘陵等の樹林地」は、市街地や集落地の借景となり、良好な都市環境をイメージさせる貴重な緑であるため、その連続性を担保します。
- 本市の主要な河川である「富士川」、「潤井川」、「芝川」、「神田川」、「稲子川」、「稲瀬川」は、治水機能や生物多様性、水辺に親しめる空間としての要素を有することから、水のネットワーク軸として位置付けます。
- 富士山へ通じる道路、周辺市町と連携する道路などの幹線道路は、都市環境及び市街地景観の向上や緑の連続性・回遊性を確保する上で重要な役割を担うことから、街路樹の植栽や花壇の設置などにより演出し、緑のネットワーク軸として位置付けます。

## 1 - 4 市街地等における緑の保全・配置方針

- 市街地においては、「緑豊かな市街地環境」を形成するため、身近な緑として街区公園やその他の小規模な公園緑地などを配置するとともに、住宅地、商業地、工業地、公共施設における緑化を推進します。
- 中心市街地においては、うるおいと風格のある都市環境及び都市景観を形成するため、花・緑・水による演出を図ります。
- 水の豊かさとうるおいが感じられるよう、まちなかを流れる小河川(用水路)や湧水を生かし、水に親しめる坪庭などの憩いの空間整備を進めます。
- 産業振興ゾーンに位置付けられている「富士山南西麓地域」については、豊かな緑に囲まれた森の中のまちづくりをイメージし、富士山の景観や自然との調和に配慮した整備を進めます。



## 2 系統別の緑と水の保全・配置方針

「第2章 緑の将来方針」及び「骨格的な緑と水の配置方針」を踏まえ、緑と水が有する主な5つの機能「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」「資源生産」ごとに、緑と水の保全・配置方針を示します。

### 2 - 1 環境保全機能を担う緑と水の保全・配置方針

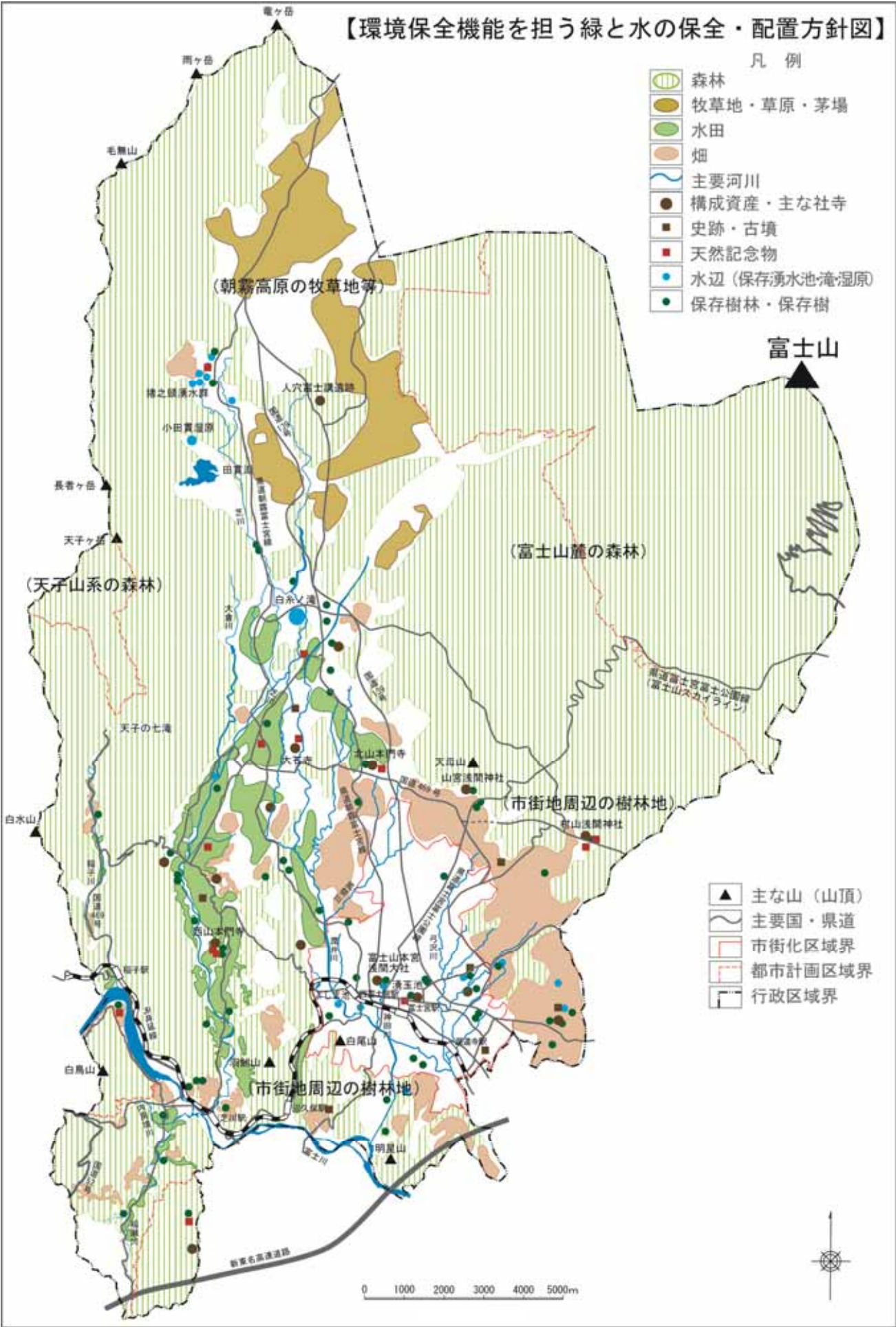
緑と水が有する環境保全機能に着目し、以下の視点から、緑と水を保全・配置します。

#### 1) 骨格を形成する緑と水の保全・配置

- 富士山麓の森林、朝霧高原の牧草地、草原、樹林地、天子山系の森林、市街地周辺の樹林地（羽鮒丘陵～白尾丘陵～明星丘陵、天母山周辺、大岩～小泉地区に至る緩斜面緑地等）は、地球温暖化の防止や気候の安定、水源涵養（地下水・湧水の流量、水質の安定確保）、多様な生物の生息・生育の場、都市の環境負荷の軽減などの環境保全機能を有する緑として、保全・再生します。
- 富士川、芝川、潤井川などの河川は、治水や排水機能を有し、多様な生物の生息・生育環境として、沿川の緑も含め保全・再生します。

#### 2) 地域環境の向上に資する緑と水の保全・配置

- まとまりのある農地は、雨水の保水機能など、都市環境を保全する役割を担っている緑として、保全します。
- 富士山本宮浅間大社をはじめとする世界遺産富士山の構成資産及び社寺や史跡と一体となった緑や天然記念物（国・県・市指定）、保存樹林・保存樹は、うるおいとやすらぎが感じられる市街地、集落環境の形成に寄与し、多様な生物の生息・生育、地表付近の大気現象の調節などの機能を有する緑として、保全します。
- 田貫湖、小田貫湿原、白糸ノ滝、富士山の伏流水の湧水池（湧玉池よしま池・猪之頭湧水群など）、ため池は、うるおいとやすらぎが感じられる市街地、集落環境の形成に寄与し、多様な生物の生息・生育などの機能を有する水辺として、保全します。
- 公共施設や学校における緑地の創出、幹線道路の緑化の推進、民有地の緑化の誘導などにより、連続性のある緑空間を確保し、うるおいとやすらぎが感じられる市街地、集落環境の形成に寄与し、都市の環境負荷の軽減などを図ります。



## 2 - 2 レクリエーション機能を担う緑と水の保全・配置方針

緑と水が有するレクリエーション機能に着目し、以下の視点から、緑と水を保全・配置します。

### 1) 多様なレクリエーション需要に対応できる緑と水辺

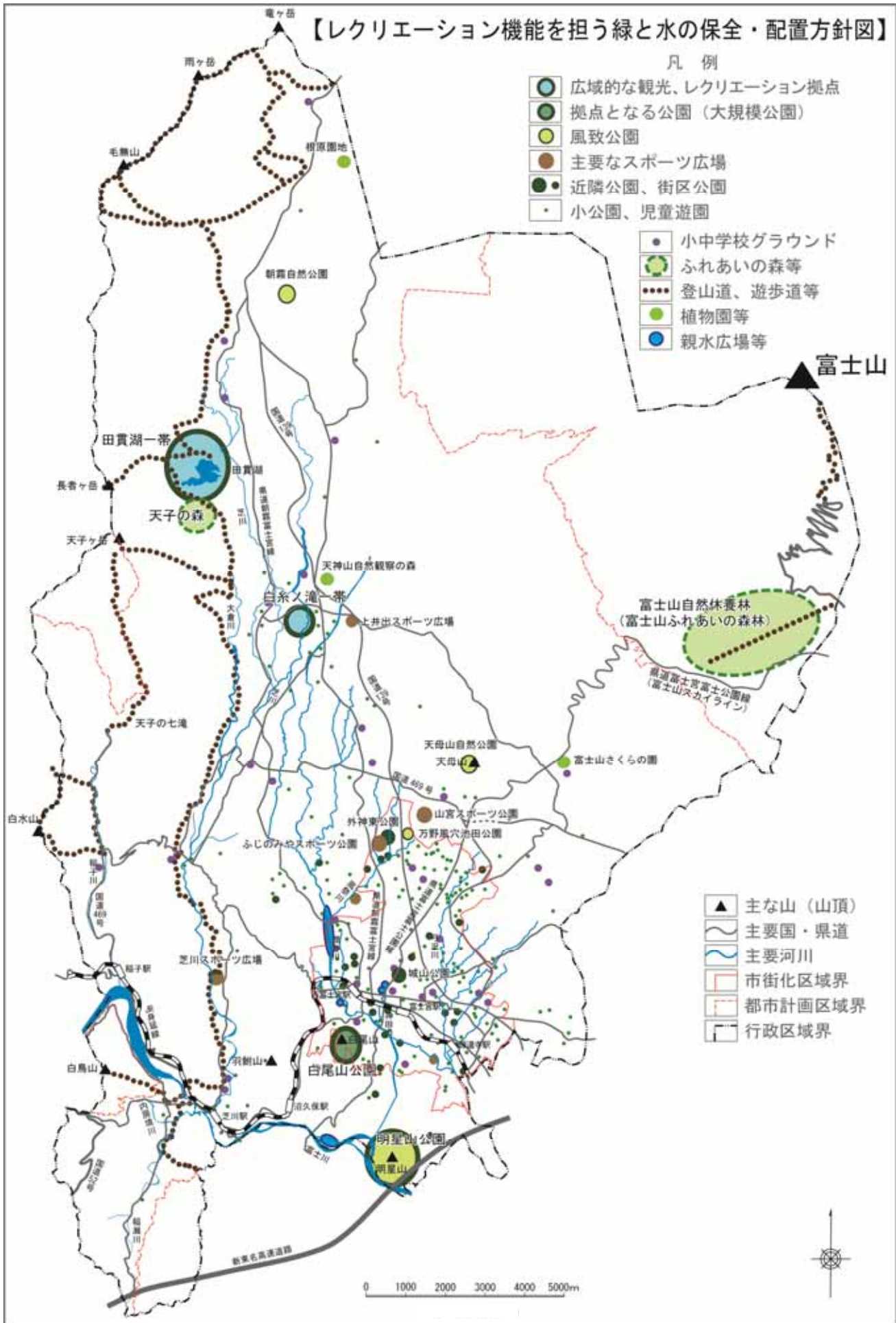
- 田貫湖一帯及び白糸ノ滝一帯（白糸自然公園含む）については、自然環境や水辺環境の保全を図りながら、その環境を生かし、多くの人々が訪れる広域的な観光、レクリエーション拠点としての魅力の向上を図ります。
- 白尾山公園、明星山公園については、多くの市民を対象とした憩いの場、レクリエーションやスポーツの場、自然とのふれあいの場など、多様な機能を有する拠点となる公園として充実します。
- 天母山自然公園、万野風穴池田公園、朝霧自然公園については、憩いの場、自然の風景などを享受できる場として、適切な維持管理を図ります。
- 主要なスポーツ広場については、市民などのスポーツ・レクリエーションの場として、機能の充実や適切な維持管理を図ります。

### 2) 日常的な憩い・レクリエーションの場となる緑

- 市民の日常的な憩いの場、レクリエーションの場となっている住区基幹公園（近隣公園、街区公園）やその他の小公園などについては、不足する地域を中心に新たな公園の配置を検討するとともに、既存の公園については、魅力ある公園として維持するため、地域の意向を踏まえながら、施設の老朽化に対応した再整備や機能拡充、利便性の向上を図ります。
- 小中学校のグラウンドについては、地域住民の憩いの場となるよう、緑化を推進するとともに、地域住民に身近なレクリエーションの場としての活用を図ります。

### 3) 自然とふれあえる場となる緑と水辺

- 富士山麓の富士山自然休養林（富士山ふれあいの森林含む）については、富士山の自然にふれあえ、学ぶことができるよう空間として維持します。
- 天子山系の天子の森（キャンプ場）や登山道、遊歩道、広場、眺望点などについては、自然とのふれあいの場、レクリエーションの場として適切な維持管理を図ります。
- 天神山自然観察の森、富士山さくらの園、根原園地については、四季の折々の植物が楽しめ、自然とのふれあいの場として適切な維持管理を図ります。
- 富士川、潤井川、芝川などの河川沿いの既存の親水広場などや遊歩道、散策路については、水辺のレクリエーションの場、憩いの場として適切な維持管理を図ります。
- 遊休農地などについては、市民が気軽に土とふれあえる市民農園などとしての活用を促進します。



## 2 - 3 防災機能を担う緑と水の保全・配置方針

防災機能に着目し、以下の視点から、緑と水を保全・配置します。

### 1) 災害を緩和し、発生を抑制する緑

- 水源涵養や地滑り、崩壊などの危険防止に資する保安林をはじめとする森林は、災害の緩和、発生抑制を図る緑として、今後も保全します。
- 農地は、大雨による洪水の調整機能などを有するほか、一時的な避難地としての機能、また、延焼を防止する空間としての機能を有していることから、今後も保全します。

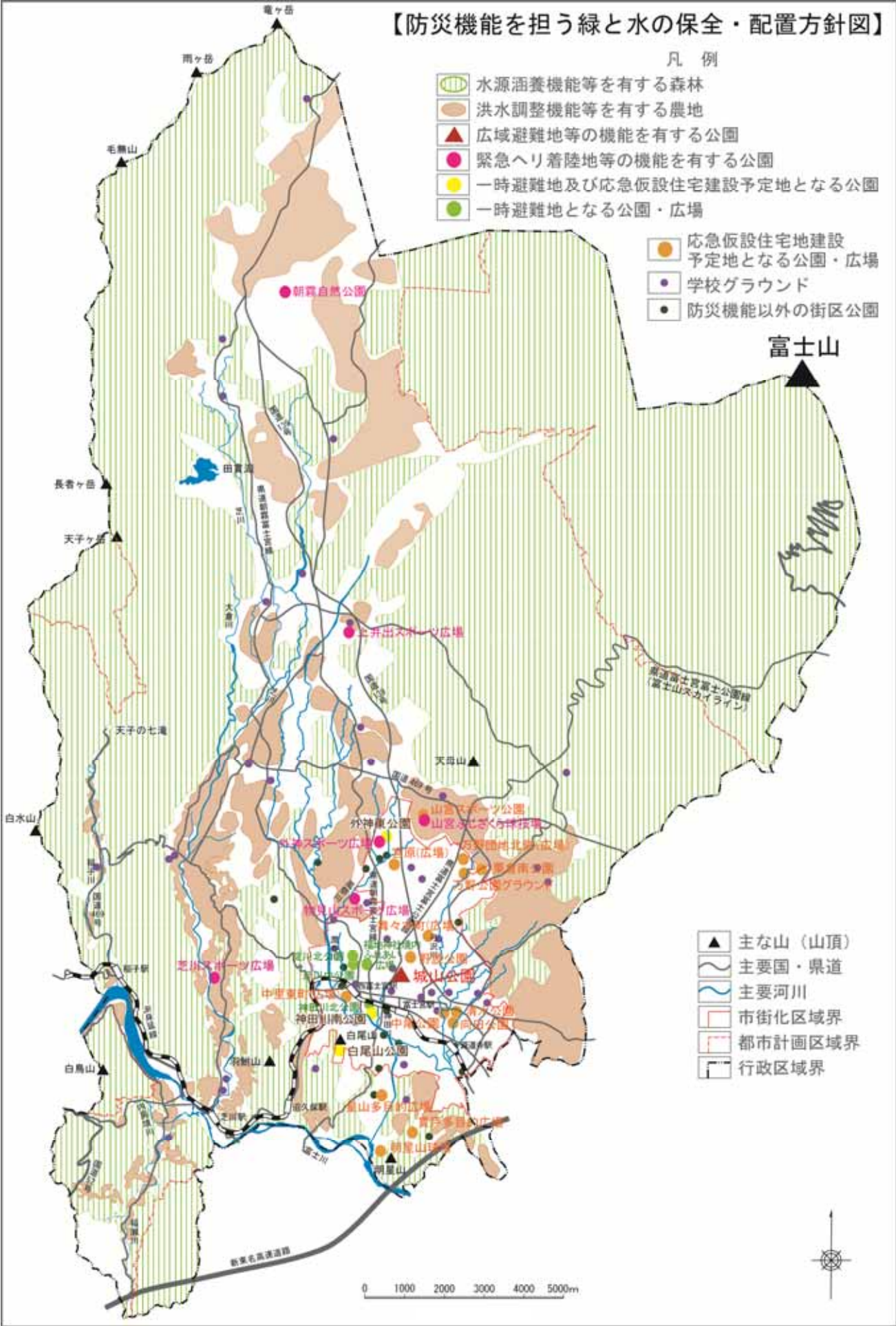
### 2) 災害時の避難、救護、復旧活動の安全性を高める緑

- 城山公園は、広域避難地、応急仮設住宅建設予定地、ドクターヘリ離着地として、災害時に防災拠点機能が発揮できるよう適切な維持管理を図ります。
- 朝霧自然公園、山宮ふじざくら球技場は、防災ヘリポート、ドクターヘリ離着地としての機能を維持します。なお、朝霧自然公園は、報道活動に重要な報道ヘリ離着地としての機能も有します。
- 外神スポーツ広場、物見山スポーツ広場、上井出スポーツ広場、芝川スポーツ広場は、応急仮設住宅建設予定地及びドクターヘリ離着地としての機能を維持します。なお、外神スポーツ広場、芝川スポーツ広場は、防災ヘリポートとしての機能も有します。
- 白尾山公園（総合公園）、外神東公園（近隣公園）、神田川南公園（街区公園）は、地震災害時などの一時避難地及び応急仮設建設予定地として、災害時に防災機能が発揮できるよう適切な維持管理を図ります。
- 応急仮設住宅建設予定地としての機能を担う都市公園やその他の広場などは、災害時にその機能が発揮できるよう適切な維持管理を図ります。その他の街区公園などについても、災害発生直後の一時的な避難場所になることから、適切な維持管理を図ります。

### 3) 災害時の被害拡大を抑制する緑

- 小中学校、高等学校のグラウンドなどの避難地となる公共施設については、防災機能向上のための緑化の充実を図ります。
- 市街地内を通過する幹線道路については、騒音防止や公害防止のための緩衝緑地や延焼防止機能を有する樹木を設置するなど、災害の防止・軽減を図ります。
- 工業地においては、災害発生時に緩衝帯となる樹木の植栽などを促進します。





## 2 - 4 景観形成機能を担う緑と水の保全・配置方針

景観形成機能に着目し、以下の視点から、緑と水を保全・配置します。

### 1) 富士宮らしい景観を構成する緑と水辺

- 世界遺産富士山は、世界に誇る、日本の象徴とも言える景観・眺望であるため、富士山麓に広がる森林等の緑の保全・再生を図るとともに、大規模な太陽光発電設備等の設置に関する抑止地域を定めるなど、良好な景観形成を図ります。
- 富士山本宮浅間大社一帯は、富士山の歴史・文化を伝え、本市のシンボルとなる景観であるため、境内地の樹林や湧玉池、神田川の水辺景観などの保全・創出を図ります。
- 世界遺産富士山の構成資産である村山浅間神社、山宮浅間神社、人穴富士講遺跡についても、富士山の歴史・文化を象徴する景観であるため、境内地の樹林などの保全・創出を図ります。
- 朝霧高原、田貫湖は、広大な富士山を背景に、自然の美しさが映える景観を形成しているため、朝霧高原の牧草地やススキの草原、茅場の保全・育成、田貫湖や小田貫湿原の水辺環境及び周辺を含めた森林の保全・育成を図ります。
- 天子山系及び市街地周辺の丘陵地や天母山などの樹林地は、緑豊かな地域の景観を形成しているため、森林の保全・再生を図ります。
- 白糸ノ滝や湧玉池などの観光名所となっている湧水池や猪之頭地区などの湧水群は、富士山麓の自然や水の豊かさとうるおいが感じられる景観を形成しているため、周辺の自然環境の保全を図ります。その他の湧水池についても、周辺の自然環境も含め保存を図ります。
- 中心市街地は、本市の顔となる地区にふさわしい賑わいとうるおいのある都市景観の形成が必要であるため、花・緑・水による演出を図ります。

### 2) 市街地や集落地の景観を向上させる緑と水辺

- 白糸、上野、青木、柚野、稲子地区などの水田は、周囲の自然や集落と一体となって、美しい農村風景を形成しているため、優良農地の保全や耕作放棄地の発生防止を図ります。
- 静岡棚田等十選に選ばれた棚田をはじめとする稲子、柚野地区の棚田は、美しい水田のある農村景観の重要な要素であるため、その保全を図ります。
- 高原、山本、粟倉、村山、杉田地区などの茶園や畑は、周囲の自然や集落と一体となって、美しい農村風景を形成しているため、優良農地の保全や耕作放棄地の発生防止を図ります。
- 稲子川沿いの稲子地区と稲瀬川沿いの内房地区は、緑の斜面に囲まれた谷間の落ち着いたふるさつを感じさせる景観を形成しているため、集落の周辺の自然環境や河川環境の保全を図ります。

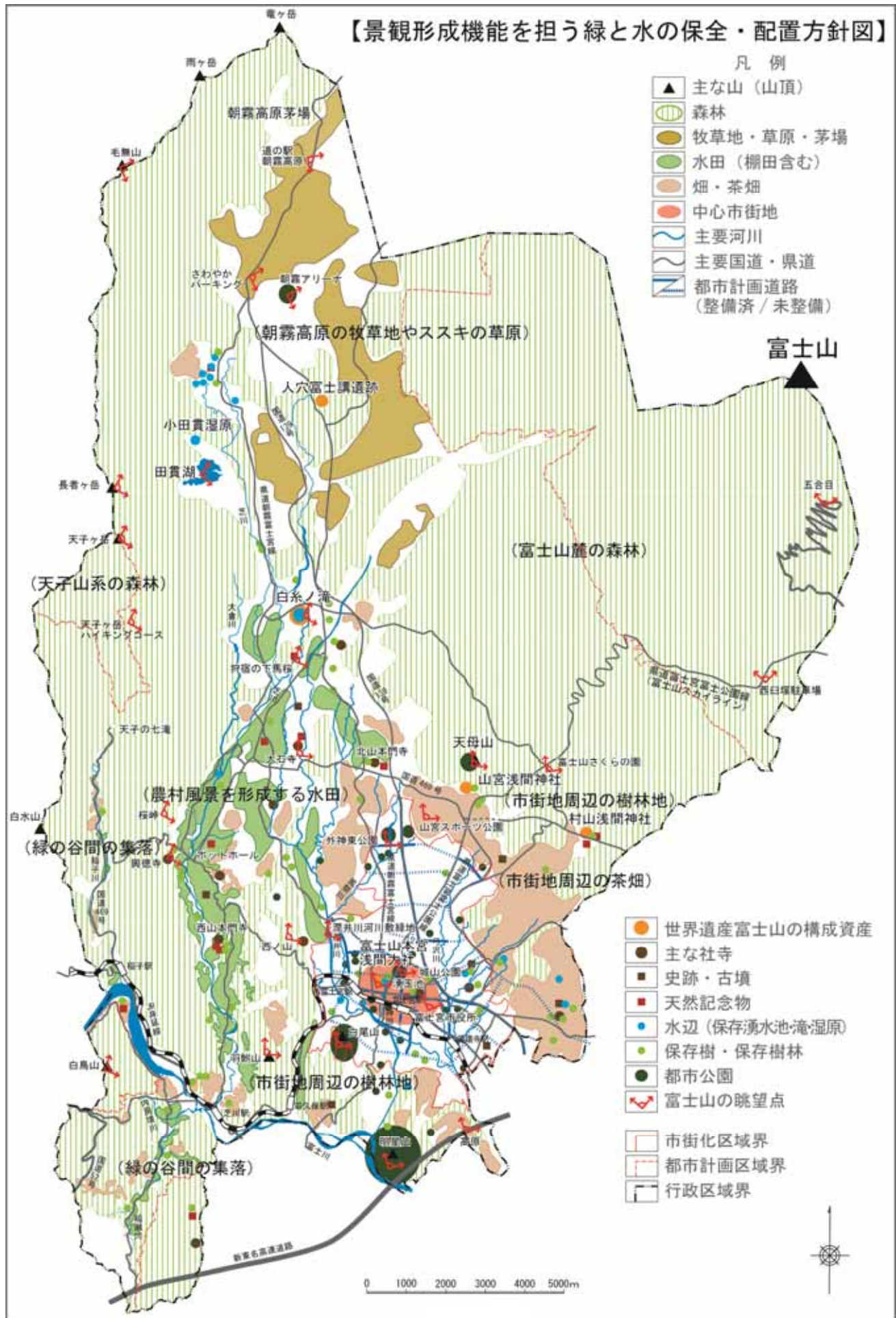
- 富士川、芝川、潤井川、神田川、稲子川、稲瀬川、弓沢川、風祭川などの河川は、市街地や集落地にあって、自然や水の豊かさとうるおいが感じられる景観を形成しているため、沿川の緑も含め清らかな水の流れの保全と水辺に親しめる空間づくりを進めます。
- 国道、県道、都市計画道路などの幹線道路は、豊かな道路景観を形成するため、沿道部と併せて緑化を図ります。

### 3) 地域のシンボルとなる緑

- 市内に点在する天然記念物や史跡、古墳、保存樹林・保存樹、社寺と一体となった緑は、地域住民にとって、親しみのある、うるおいとやすらぎが感じられる景観、地域のシンボルとなる緑であるため、保全を図ります。
- 都市公園は、本市及び地域のランドマークとなることから、必要に応じて再整備を行うとともに、維持管理を図ります。

### 4) 多彩な富士山の表情を楽しめる眺望点

- 市内には、市民や観光客が富士山の眺望を楽しむことができる場所が数多くあります。これらの富士山を背景とした地域特有の景観は、本市の貴重な資源として、適切に保全しつつ、その活用を図ります。
- 主な眺望点として、「朝霧高原からの牧草地やスキの草原」「田貫湖からの湖面に映える逆さ富士とダイヤモンド富士」「明星山、白尾山、羽鮒山からの富士山麓に広がる市街地」「高原、柚野地区などからの茶園や田園風景越しの富士山」など、四季を通じて多彩な表情を楽しむことができます。



## 2 - 5 資源生産機能を担う緑と水の保全・配置方針

資源生産機能に着目し、以下の視点から、緑と水を保全・配置します。

### 1) 木材資源の生産機能を有する緑（公有林、民有林）

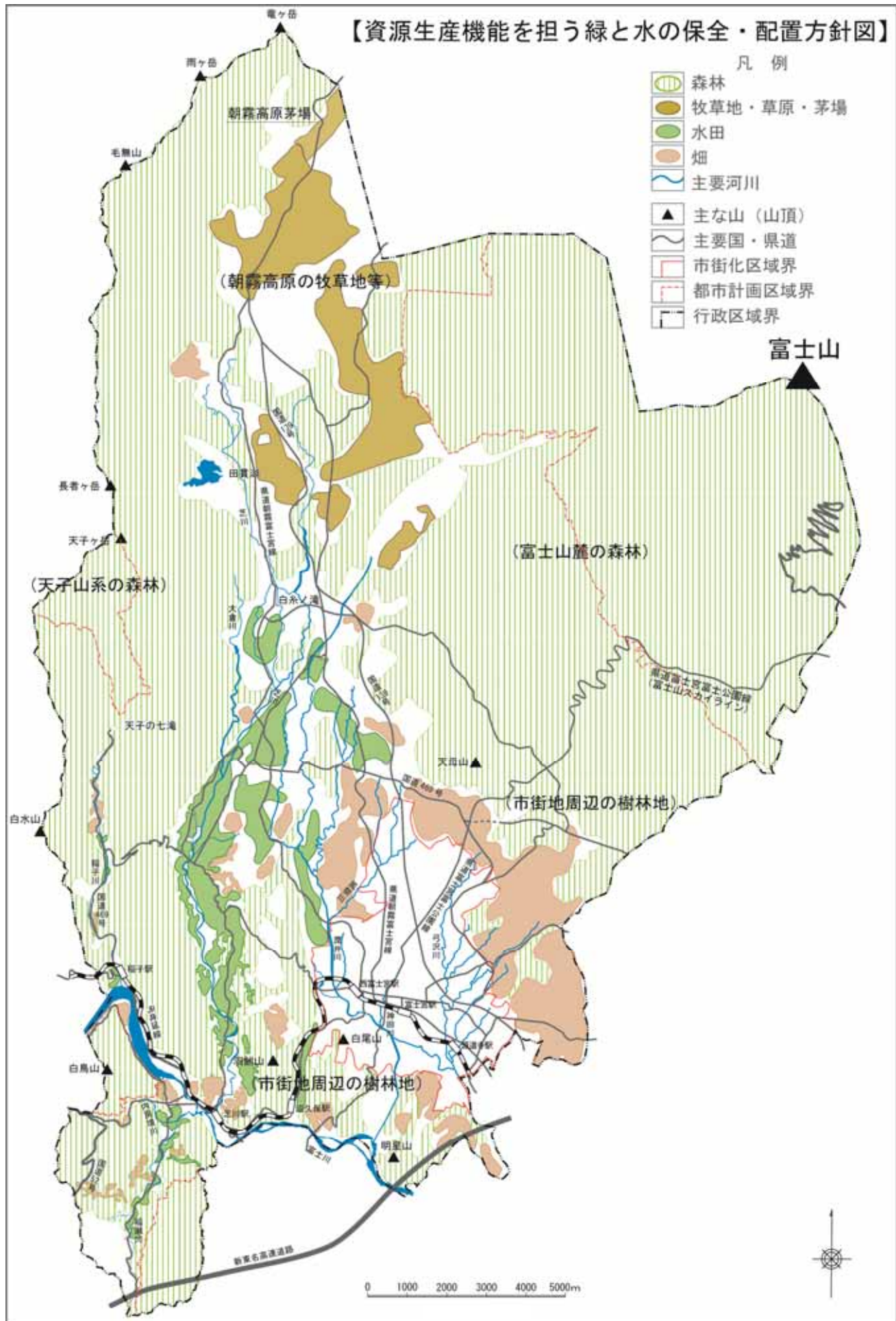
- 富士山麓の森林、天子山系の森林、市街地を取り囲む丘陵地の公有林及び地域森林計画対象民有林は、木材資源の生産機能を有する緑として、保全・育成するとともに、林業基盤整備などを進め、林業の振興を図ります。

### 2) 農業資源の生産機能を有する緑

- 農業は、本市における主要な産業の一つであることから、郊外部に広がる農地については、農業資源の生産の場として、保全に努めるとともに、耕作放棄地の発生防止対策、生産基盤の整備などを進め、農業の振興を図ります。
- 朝霧高原の牧草地は、畜産資源の生産にとって重要な緑として、保全・育成するとともに、生産基盤の整備などを進め、畜産の振興を図ります。また、朝霧高原茅場は、茅葺き屋根など歴史的建造物の修理に必要な資材の育成・供給地としての保全・活用を促進します。

### 3) 水産資源の生産機能を有する水

- 富士山からの湧水及び富士川、芝川、潤井川などの河川は、水産資源の生産の場として、清らかな水の流れを保全し、養鱒業などの振興を図るとともに、観光資源としての活用を促進します。



### 3 公園緑地の配置・整備方針

都市公園及びその他の公園等の配置・整備方針を示します。

#### 3 - 1 身近な公園（住区基幹公園及び小公園等）の配置・整備方針

身近な公園として、住区基幹公園は、街区公園24箇所（5.17ha）、近隣公園2箇所（4.10ha）が整備されています。また、その他の公園（都市公園以外の小公園、児童遊園）も数多く整備されており、住区基幹公園の機能を補完しています。

既存の街区公園などについては、市民のニーズを踏まえつつ、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の修繕・改修、バリアフリー化などを計画的に進めるとともに、適切な維持管理を図ります。

地域によっては、住区基幹公園やその他の公園が不足している状況がみられるため、今後の宅地化の動向や人口分布状況などを踏まえ、新たな街区公園などの整備を図ります。

##### 【身近な公園の主な計画の概要】

区分	名称	面積（ha）		概要
		現状	平成47年	
近隣公園	城山公園	2.22	2.22	多目的広場（野球・グラウンドゴルフ等）、遊歩道などの適切な維持管理を図るとともに、老朽化した施設については、修繕・改修を進めるとともに、適切な維持管理を図ります。
	外神東公園	1.88	1.88	各種の遊戯施設、芝生広場、砂場などの適切な維持管理を図るとともに、老朽化した施設については、修繕・改修を進めるとともに、適切な維持管理を図ります。
街区公園	淀川北公園ほか	5.17	6.00	公園の空白地区や宅地化が進んでいる地区には、宅地化の動向や人口分布状況などを踏まえ、新たな街区公園などの整備を図ります。 既存の街区公園については、今後も継続して日常的に利用できるよう、地域のニーズや地域性、利用目的を考慮した公園施設への修繕・改修を進めるとともに、地域住民を主体とした維持管理を促進します。
その他の公園等	小公園	3.12	4.00	開発行為等に合わせて、小公園の確保を図ります。また、地域住民を主体とした維持管理を促進します。
	児童遊園	3.19	3.19	子育て環境の充実のため地域住民を主体とした維持管理を促進します。

注：現状はH26.4時点の面積。

### 3 - 2 都市基幹公園、特殊公園等の配置・整備方針

都市基幹公園、特殊公園として整備されている総合公園、風致公園のうち、総合公園の白尾山公園、風致公園の明星山公園は、引き続き整備を進めます。

また、整備が完了している風致公園の朝霧自然公園、天母山自然公園、万野風穴池田公園については、市民のニーズを踏まえつつ、公園長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の修繕・改修やバリアフリー化などを進めます。

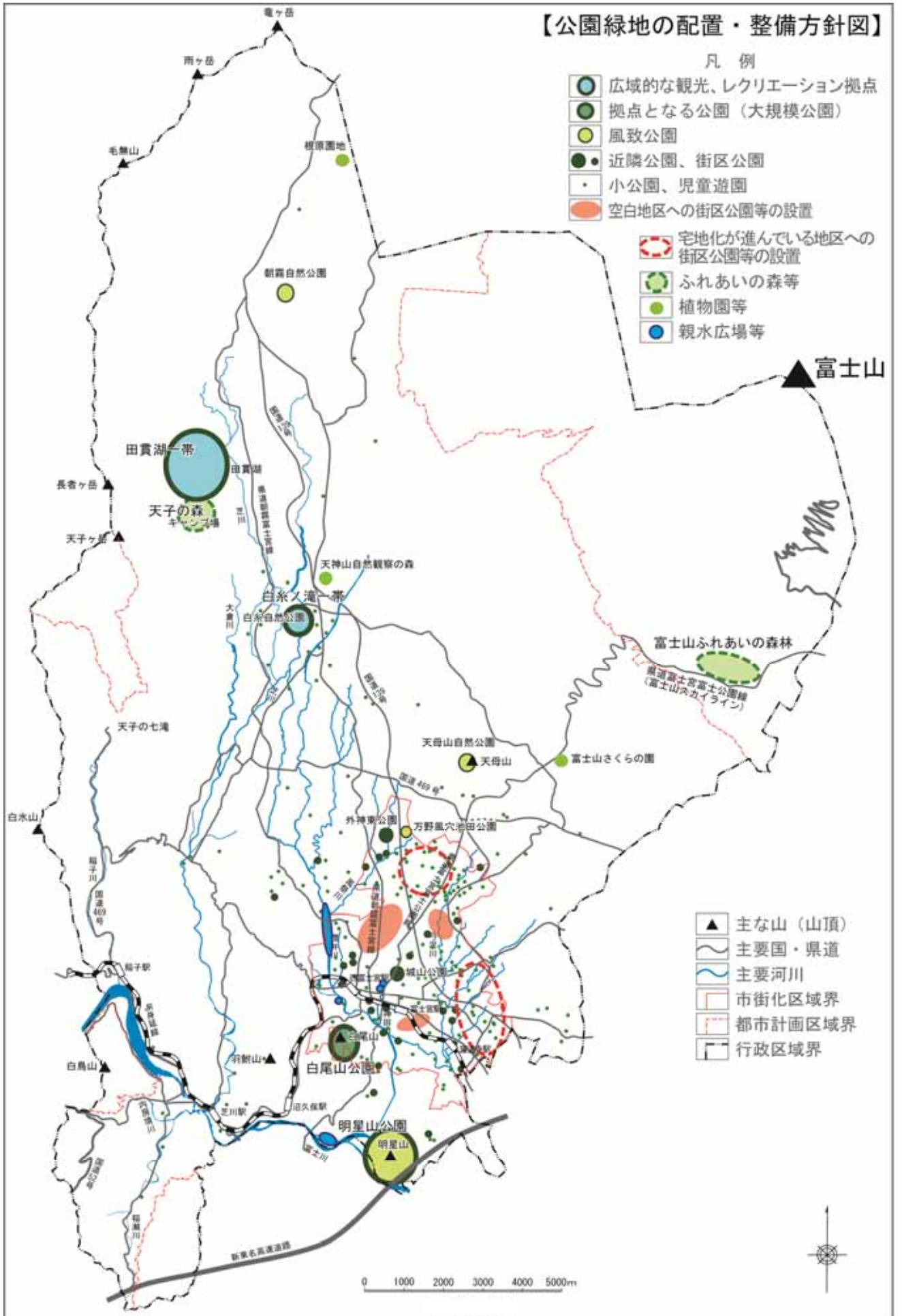
その他の大規模な公園などについては、豊かな自然や樹木を保全しつつ、適切な維持管理を図ります。

#### 【都市基幹公園、特殊公園の主な計画の概要】

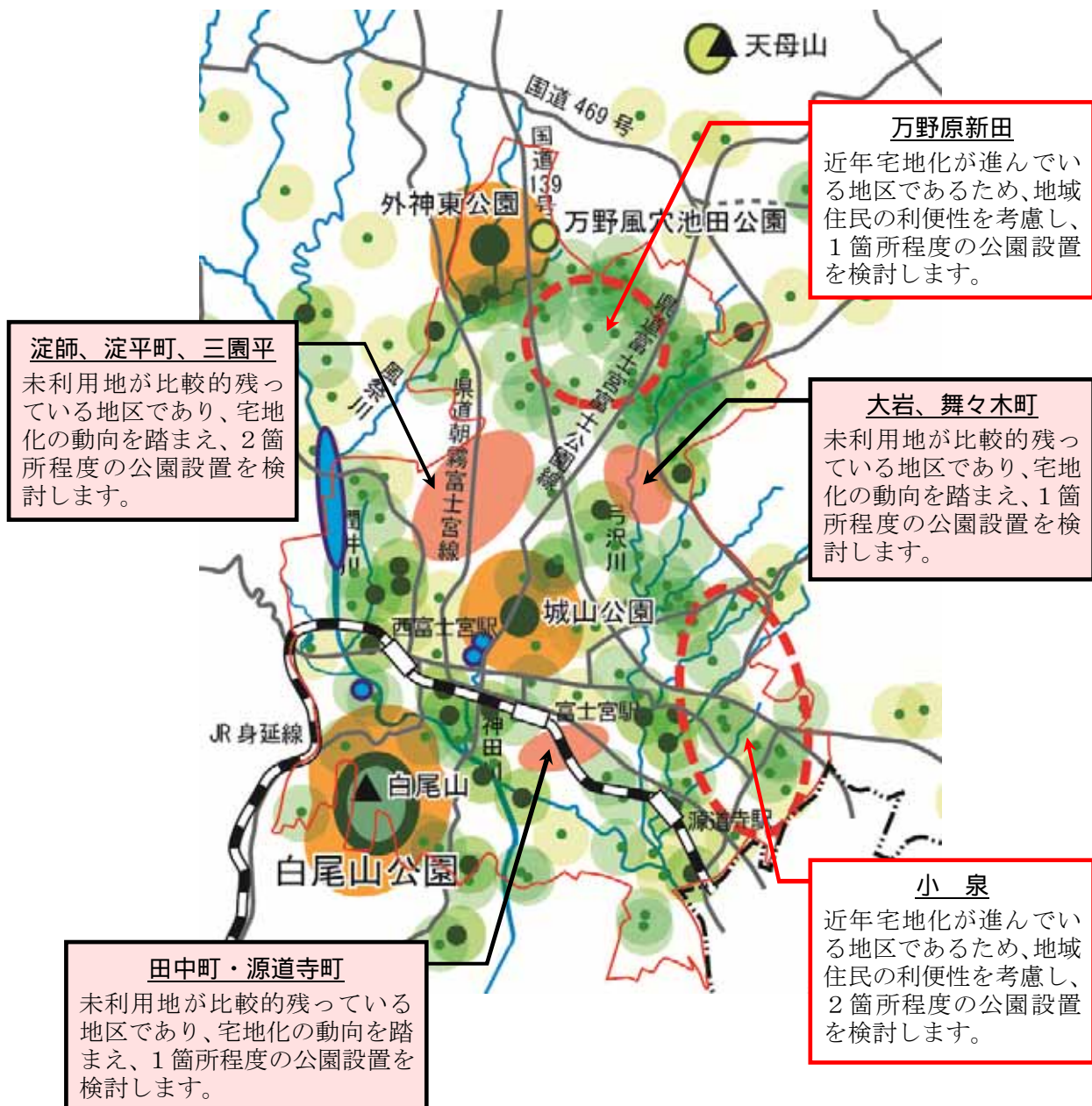
区分	名称	面積 (ha)		概要
		現状	平成 47 年	
総合公園	白尾山公園	14.80	19.80	富士山や市街地を見渡せる展望施設、大型遊具施設、野鳥の森や昆虫の森などがあり、憩いの場、レクリエーションの場、自然とのふれあいの場など、多様な機能を有する拠点となる公園として充実するとともに、適切な維持管理を図ります。
風致公園	明星山公園	48.87	59.30	頂上からの展望や明星山の豊かな自然とのふれあいができる公園として充実するとともに、適切な維持管理を図ります。
	朝霧自然公園	9.75	9.75	富士山西麓に広がる緑豊かな朝霧高原にあり、広大な芝生広場を有する公園として、適切な維持管理を図ります。
	天母山自然公園	1.63	1.63	展望施設や各種の遊具があり、桜の名所となっている公園として、適切な維持管理を図ります。
	万野風穴池田公園	1.00	1.00	自然が豊かで、国の天然記念物の万野風穴のある公園として、適切な維持管理を図ります。
その他の大規模な公園等	白糸自然公園	13.35	13.35	白糸ノ滝に併設し、富士山の山頂から駿河湾までの広がりのある景観を楽しめ、季節の草花や昆虫などの観察することができる公園として、適切な維持管理を図ります。
	富士山ふれあいの森林	4.82	4.82	富士山の国有林の一部であり、富士山の自然に親しむことができる森として、自然林及び園内の遊歩道、ベンチ等の適切な維持管理を図ります。
	天子の森キャンプ場	3.09	3.09	天子山系の自然に親しむことができるキャンプ場として、適切な維持管理を図ります。
	天神山自然観察の森	3.31	3.31	自然観察路・野鳥観察小屋などが整備され、自然と親しみ観察でき、四季折々の植物を楽しむことができる森として、適切な維持管理を図ります。
	富士山さくらの園	2.45	2.45	市の花であるフジザクラを始めとした全国各地の桜30種類約200本が植えられている桜の名所として、適切な維持管理を図ります。
	根原園地	29.30	29.30	遊歩道が整備され、自然と親しみ観察でき、四季折々の動植物を楽しめる園地として、適切な維持管理を図ります。

注：現状はH26.4時点の面積。





【公園緑地の配置・整備方針図（市街地周辺）】



凡例

- 近隣公園の利用圏（半径500m程度）
- 街区公園の利用圏（半径250m程度）
- 小公園の利用圏（半径250m程度）
- 児童遊園の利用圏（半径250m程度）
- 空白地区への街区公園等の設置
- 宅地化が進んでいる地区への街区公園等の設置
- 拠点となる公園
- 風致公園
- 親水広場等

0 1000 2000 3000 4000 5000m



## 4 地域制緑地の配置方針

地域制緑地の配置方針を示します。

### 4 - 1 都市緑地法及び都市計画法に基づく地域制緑地の配置方針

都市緑地法及び都市計画法における緑地の保全や緑化を推進する制度について、その適用の方向性を示します。

法	名称	制度の概要	配置の考え方
都市緑地法	○ 緑地保全地域	●里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、緩やかな行為の制限により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度です。	●里地・里山に該当する地域の森林などにおいては、他法令等により保全されており、また、適切な維持管理の必要性が高いため、現時点での必要性は低いと考えられます。
	○ 特別緑地保全地区	●都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより、保全する制度です。	●市街地内等において、指定が必要な規模の緑地は存在しないことから、指定は行いません。
	○ 地区計画等の活用による緑地の保全	●屋敷林や社寺林など、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して保全することができます。 ●その他、市町村が、地区計画等の区域内において、条例で建築物の緑化率を定め、建築物の新築などに際して、一定割合以上の緑化を義務付けることができます。	●地区計画の導入にあたっては、良好な居住環境を確保するため、必要に応じて緑地の保全、緑化の推進に関するルールを設定を検討します。
	○ 緑化地域	●緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。	●地域の特性や実情を把握した上で、必要に応じて本制度の活用について、地域住民の意向を踏まえながら検討します。
	○ 緑地協定	●土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。	●地域の特性や実情を把握した上で、必要に応じて本制度の活用について、地域住民の意向を踏まえながら検討します。
	○ 市民緑地	●土地所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。	●地域の特性や実情を把握した上で、必要に応じて本制度の活用について、地域住民の意向を踏まえながら検討します。
都市計画法	○ 風致地区	●風致地区は、都市における良好な自然的景観を維持し、都市環境の保全を図るために定める地域地区です。	●現行の風致地区（577.40ha）については、今後も都市における良好な自然的景観を維持し、都市環境の保全に努めます。※区域は22頁参照 ●都市における良好な自然的景観を有し、都市環境の保全上その永続性が特に重要と見込まれる場合には、拡大や新たな指定を検討します。

4 - 2 その他の地域制緑地の配置方針（22頁参照）

自然公園（国立公園）や河川区域、保安林については、今後とも保全を図るとともに、農業振興地域の農用地や地域森林計画対象民有林などについても、計画的な土地利用との整合を図りながら保全に努めます。

法	名称	制度の概要	配置の考え方
自然公園法	○ 自然公園 (富士箱根伊豆国立公園)	●優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、体育及び教化に資することを目的として、一定の区域を画して指定される公園であり、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種が含まれています。	●本市においては、17,795haが富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）に指定されています。 ●指定の内訳は、 ・特別保護地区（463ha） ・第1種特別地域（577ha） ・第2種特別地域（1,075ha） ・第3種特別地域（4,923ha） ・普通地域（10,757ha） となっており、今後とも適正に保全・活用していきます。
自然環境保全法	○ 原生自然環境保全地域（国指定） ○ 自然環境保全地域（国指定） ○ 都道府県自然環境保全地域	●市民が自然環境の恵沢を享受でき、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、自然環境を保全することが特に必要な区域等を指定し、生物の多様性の確保、その他の自然環境の適切な保全を総合的に推進する制度です。	●本市においては、地域の指定はありませんが、今後地域の現状等を踏まえ、必要に応じて本制度の活用を検討します。 〈参考：静岡県内の指定状況〉 ・原生自然環境保全地域 1地区 1,115ha ・自然環境保全地域（県指定） 7地区 5,185ha
河川法	○ 河川区域	●河川区域は洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域です。 ●一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地を河川区域と呼びます。	●本市においては、富士川、潤井川、芝川、神田川をはじめとする24の一級河川が指定されており、今後とも維持します。
森林法	○ 保安林	●保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。 ●保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制されます。	●本市においては、2,098haが指定されています。今後区域の現状等を踏まえ、必要に応じて拡大や新たな指定を検討します。
農振法	○ 農業振興地域の農用地	●10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき集団性、連たん性がある農地として指定される地域です。	●本市においては、「富士宮市農業振興地域整備計画（平成25年5月）」の中で、2,512haが指定されており、今後とも保全に努めます。
森林法	○ 地域森林計画対象民有林	●国が定める「全国森林計画（森林法第4条）」に即して、都道府県知事が5年ごとに10年を1期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画（法第5条）」の対象となる民有林のことを指します。	●本市においては、18,423haが指定されており、今後とも保全に努めます。

注：農振法とは、「農業振興地域の整備に関する法律」の略です。

---

## 第4章 緑の推進施策

---

# 1 推進施策の体系

緑の将来方針の実現に向けた推進施策の展開についての体系図を以下に示します。

【基本理念】

【基本目標】

【基本方針】

“豊かな緑と水が永遠に息づく”魅力あふれるまち  
 世界遺産富士山とともに歩む

(骨格をなす緑の保全・再生・活用)

1 自然と人が共生し  
美しい緑に包まれたまち

- (1) 富士山の自然を保全・再生・活用します
- (2) 朝霧高原及び田貫湖周辺の多様な自然を保全・再生・活用します
- (3) 天子山系及び市街地周辺丘陵地などの森林等を保全・再生・活用します
- (4) 集落地等の豊かな自然環境を保全・再生・活用します

(緑と水の拠点形成)

2 緑と水の拠点が充実し多くの人が集い・交流するまち

- (1) 利用しやすく安全で安心な都市公園・スポーツ施設などの充実を図ります
- (2) 水辺や森林を生かした公園広場などの整備・充実を図ります
- (3) 世界遺産構成資産や保存樹などが存在する社寺等を保全・活用します
- (4) 公園緑地を適切に維持管理します

(緑と水のネットワーク形成)

3 多様な緑と水がつながり安全でうるおいに満ちたまち

- (1) 水辺環境の保全・創出・活用により緑と水のネットワーク軸を形成します
- (2) 主要道路の緑化などにより緑のネットワーク軸を形成します
- (3) 自然や水辺・歴史資源を巡る緑と水のネットワークを形成します

(緑化の推進)

4 身近で花・緑・水にふれあえる居心地の良いまち

- (1) 中心市街地の風格と歴史ただよう門前町にふさわしい緑化を推進します
- (2) 公共施設や学校の先導的な緑化を図ります
- (3) 民有地の緑化を推進します

(緑の普及・啓発)

5 多くの市民が緑と水に関心を持ち行動するまち

- (1) 緑への関心を高めます
- (2) 緑に関わる人材や市民活動団体の育成を図ります
- (3) 市民・事業者の緑化活動などへの支援を充実します

## 【推進施策】

①公有林における富士山の森づくり ②富士山の自然環境保全のための諸制度の活用 ③富士山の貴重な動植物の保護  
④鳥獣の適正な狩猟の推進 ⑤富士山の自然環境保全活動の推進 ⑥富士山の監視パトロールの実施  
⑦富士山の民有林の適切な維持管理による保全・育成 ⑧富士山の民有林の多様性に富んだ広葉樹林などへの転換の促進  
⑨富士ひのきの産地化・銘柄化 ⑩富士山の自然とふれあえる森林などの保全と維持管理 ⑪富士山登山道や自然歩道の適切な維持管理

①草原の火入れなどによる保全・育成 ②自然観察会等の開催 ③朝霧高原の樹林地の保全・育成 ④牧草地の保全・再生  
⑤朝霧高原の豊かな自然や畜産にふれあえる機会の創出 ⑥田貫湖・小田貫湿原の自然や水辺環境の保全

①天子山系等の民有林の適切な維持管理による保全・育成 ②天子山系等の民有林の多様性に富んだ広葉樹林などへの転換の促進  
③健全な竹林整備(内房地区) ④森林の持続性を担保するための諸制度の活用 ⑤キャンプ場、登山道・散策路、眺望点などの適切な維持管理

①優良農地の保全 ②棚田の保全 ③遊休農地の再生 ④集落地の屋敷林などの保全と緑化の促進  
⑤集落地内や背後の里山林・社寺林などの保全と活用 ⑥市民農園・学童農園の設置の促進 ⑦体験農園・観光農園の普及

①白尾山公園の充実 ②風致公園の適切な維持管理 ③スポーツ施設の充実 ④既存の近隣公園の計画的な修繕・改修  
⑤既存の街区公園の計画的な修繕・改修 ⑥公園が不足している地区への身近な公園などの確保 ⑦市民参加による公園づくり  
⑧避難拠点としての機能を担う公園の適切な維持管理 ⑨一時避難地等の機能を担う公園の適切な維持管理 ⑩公園の防犯性の向上

①特徴的な緑や水辺を生かしたレクリエーション拠点の充実 ②緑豊かな特色ある公園の適切な維持管理  
③湧水池の保全と親水空間などとしての活用 ④河川等の水辺環境を生かした公園緑地の充実  
⑤ビオトープやホテルの里の維持・保全 ⑥ため池の自然とのふれあいの場としての活用

①富士山本宮浅間大社一帯の緑と水の拠点としての充実 ②緑の保全・育成による構成資産の魅力の向上  
③天然記念物の保全 ④保存樹・保存樹林の保全 ⑤天然記念物や保存樹・保存樹林についての情報提供

①公園施設の定期的な点検と機能更新・充実 ②公園緑地内の植栽の適切な維持管理  
③落ち葉の活用の促進 ④地域との協働による公園緑地の維持管理

①河川における多様な動植物の生息・生育環境の保全・育成 ②河川沿いの桜並木の保全  
③湧水池や河川を結ぶ散策路の設定 ④河川の美化活動の促進  
⑤雨水の浸透性の確保 ⑥家庭雑排水等の浄化の促進

①主要道路等への街路樹の植栽や緑化の推進 ②富士山風景街道の魅力をも高めるための沿道の樹林などの適切な維持管理  
③登山道(一般県道富士宮富士公園線)などの彩りある街道づくり ④本市への入口における花による演出  
⑤道路の残地などを利用したポケットパーク等の設置 ⑥街路樹の適切な維持管理と道路美化活動の促進

①身近に自然にふれられる登山道・散策路の安全性の確保 ②歩く博物館の各コースの水と緑と花による魅力の向上  
③かんがい用水路の自然豊かなうらおいのある水辺空間の創出

①富士宮駅前への花壇の設置 ②富士山せせらぎ広場から富士山本宮浅間大社までのプロムナードづくり  
③商店街の軒先や歩行者空間、路地における花による演出 ④商店街への憩いの空間の充実  
⑤湧水を利用した坪庭の整備

①地域のシンボルとなるような公共施設の緑化の推進 ②学校における花壇づくり  
③学校の防災に配慮した緑化の推進

①住宅市街地における緑化の促進 ②沿道型・郊外型商業施設における緑化の促進  
③商店街における緑化の促進 ④大規模工場における緑化の促進  
⑤自然と調和した工業団地の環境づくり ⑥開発地における花壇づくりによる良好な環境づくり

①緑に関する情報の提供 ②富士山の自然に関する情報発信、環境教育の場の充実  
③市内の生物の実態把握と外来種生物の拡大防止 ④緑に関する意識を高めるための学習機会などの提供  
⑤花壇づくりコンクールの実施 ⑥緑への関心を高めるイベントや美化活動の開催

①富士山学習を通じての富士山の自然や緑化への興味・関心の向上 ②子どもを対象とした環境教育の充実  
③緑に関するリーダーなどの育成のための研修会等の情報提供  
④市民活動を促進するための制度などの普及及び活動の支援 ⑤緑に関する市民活動団体間の交流のしくみづくり

①緑や水に関する市民活動団体への支援 ②緑化助成制度の活用促進 ③緑化に関する静岡県内の制度の有効活用  
④民有地の緑化を促進する法令などの規制誘導策の活用促進 ⑤緑の募金制度の普及と有効活用

## 2 推進施策

基本目標ごとに、基本方針に基づいて推進施策を示します。

**【推進施策の説明】**

施策を推進していくためには、行政はもちろんのこと、市民や事業者などの各主体が緑と水の機能や重要性を理解し、それぞれの役割を踏まえ、協働で取り組んでいくことが重要になることから、各主体の役割を明確化して施策を推進します。

**■主体について**

市民（個人）：地域住民や地権者（農林業者含む）を指します。  
 市民（団体）：市民活動団体、NPOなどを指します。  
 事業者：企業、個人事業主、農業団体、森林組合などを指します。  
 行政：市・県・国

**■役割について**

◎：施策を主体的に実行する。  
 ○：施策を主体的に取り組む主体への支援・指導・協力をする。  
 □：施策への参加や施策の必要性を理解する。

**■実施時期について**

短期：既に取り組んでいて継続・充実する、もしくは、すぐに取り組む。  
 ※短期のうち□囲みは、既に取り組まれているものを示す。  
 中期：概ね5年以内の着手を目指して、具体化を検討する。  
 長期：概ね10年以内の着手を目指す。

### 1 自然と人が共生し美しい緑に包まれたまちの実現に向けて

#### 1-(1) 富士山の自然を保全・再生・活用します

推進施策	公有林における富士山の森づくり					
内容	公有林については、間伐などの適切な維持管理を推進するとともに、自然植生復元のための自生種である広葉樹の植栽に努めます。また、野生鹿などの食害防止対策を推進します。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) ○	事業者 ○	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	富士山の自然環境保全のための諸制度の活用					
内容	自然公園法の富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）、富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例に基づく自然環境保全地区、保安林の指定など、各種法令に基づく制度を継続・活用して、自然環境の保全と治水・治山機能の確保を図ります。					
主体 役割	市民(個人) ○	市民(団体) □	事業者 ○	行政 ◎	実施 時期	短期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解



推進施策	富士山の貴重な動植物の保護					
内容	富士山の貴重な動植物を保護するため、特定希少野生動植物の指定、保護活動などを推進します。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) ○	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	鳥獣の適正な狩猟の推進					
内容	鳥獣保護区などの指定、管理による適正な狩猟を推進します。					
主体 役割	市民(個人) ○	市民(団体) □	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	富士山の自然環境保全活動の推進					
内容	富士山の自然環境を守るため、各種の既計画に基づき、交通渋滞に伴う排気ガス、放置されるごみ・廃棄物などへの対策（監視、啓発活動の充実等）、富士登山者のマナー向上などの啓発活動を推進します。					
主体 役割	市民(個人) ○	市民(団体) ○	事業者 ○	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	富士山の監視パトロールの実施					
内容	富士山麓環境パトロール隊や自然監視員による富士山の自然環境を保全するための監視パトロールを実施します。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) ◎	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	富士山の民有林の適切な維持管理による保全・育成					
内容	富士宮市森林整備計画に基づき、林道、作業道などの生産基盤の整備や、間伐を中心とした計画的かつ効率的な施業を促進し、形質の良好な林木からなる成長量が高い森林を保全・育成するとともに、野生鹿などの食害防止対策を推進します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	富士山の民有林の多様性に富んだ広葉樹林などへの転換の促進					
内容	富士宮市森林整備計画に基づき、森林所有者による森林施業が困難な森林や放置された森林などについては、森林の状況に応じて、針広混交林化や自生する樹種等多様性に富んだ広葉樹林への転換（適切な伐採・更新・保育）を促進します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ○	行政 ○	実施 時期	短期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

推進施策	富士ひのきの産地化・銘柄化					
内容	富士ひのきについては、計画的な生産体系の確保、原木の安定供給、加工・販売体制の確立などにより産地化、銘柄化を推進し、林業の活性化と地域の振興を図ります。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	富士山の自然とふれあえる森林などの保全と維持管理					
内容	市民などが富士山の自然にふれあえ、学ぶことができるよう、国や県と連携を取りながら、富士山自然休養林（富士山ふれあいの森林含む）などの自然林や草花を保全するとともに、園内の遊歩道や林間広場の適切な維持管理を図ります。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) ○	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	富士山登山道や自然歩道の適切な維持管理					
内容	登山者などが安全で安心して登山などが行われるよう、国や県と連携を取りながら、富士山登山道や自然歩道、眺望点などの適切な維持管理を図るとともに、危険箇所などの整備・改修を推進します。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) □	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

## 1-(2) 朝霧高原及び田貫湖周辺の多様な自然を保全・再生・活用します

推進施策	草原の火入れなどによる保全・育成					
内容	草原については、火入れや草刈りなど適切な維持管理により草原性植生を維持し、富士山を背景とした広がりのある緑地として保全、育成します。特に、ふるさと文化財の森に指定されている朝霧高原茅場については、茅葺文化の継承や拠点として保全・育成します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) ○	事業者 □	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	自然観察会等の開催					
内容	市民などが草原・樹林地などの自然にふれあい、学ぶことができるよう、自然観察会などを開催します。					
主体 役割	市民(個人) ○	市民(団体) ◎	事業者 □	行政 ○	実施 時期	中期

推進施策	朝霧高原の樹林地の保全・育成					
内容	朝霧高原に点在する樹林地（民有林・財産区有林）については、朝霧高原にふさわしい自生種への転換や間伐・枝打ちなどの維持管理を図り、良好に保全・育成します。なお、道の駅朝霧高原などの富士山の眺望地点周辺の樹林地については、樹林の繁茂などにより眺望が阻害されないよう適切な管理を行います。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) ○	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	中期

推進施策	牧草地の保全・再生					
内容	牧草地については、良好な状態に保たれるよう、適切な維持管理を図り、放棄地については、草原性植生の育成や朝霧高原にふさわしい自生種の樹林地の創出に努めるとともに、野生鹿などの食害防止対策を推進します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) ○	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期 中期

推進施策	朝霧高原の豊かな自然や畜産にふれあえる機会の創出					
内容	先進的な畜産農家などが取り組むグリーンツーリズムなどの観光客の受け入れを地域全体に広げ、観光客などが朝霧高原の豊かな自然や動物とふれあえる機会を創出します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期 中期

推進施策	田貫湖・小田貫湿原の自然や水辺環境の保全					
内容	田貫湖・小田貫湿原は、市民協働での自然植生の保護活動などにより、自然環境を保全するとともに、遊歩道などの適切な維持管理を図ります。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) ◎	事業者 ○	行政 ◎	実施 時期	短期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

1-(3) 天子山系及び市街地周辺丘陵地などの森林等を保全・再生・活用します

推進施策	天子山系等の民有林の適切な維持管理による保全・育成					
内容	林業に必要な木材生産機能を発揮させつつ、水源涵養などの公益的機能を高めるため、富士宮市森林整備計画に基づき、林道などの生産基盤の整備とともに、間伐などの適正な森林施業を促進し、形質の良好な林木からなる、成長量が高い森林を保全・育成するとともに、野生鹿などの食害防止対策を推進します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) ○	事業者 □	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	天子山系等の民有林の多様性に富んだ広葉樹林などへの転換の促進					
内容	富士宮市森林整備計画に基づき、森林所有者による森林施業が困難な森林や放置された森林などについては、森林の状況に応じて、針広混交林化や自生する樹種等多様性に富んだ広葉樹林への転換（適切な伐採・更新・保育）に努めます。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ○	行政 ○	実施 時期	短期 中期

推進施策	健全な竹林整備（内房地区）					
内容	内房地区においては、適正な森林施業とともに、健全な竹林整備を促進します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) ◎	事業者 □	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	森林の永続性を担保するための諸制度の活用					
内容	森林の永続性を担保する必要がある区域については、現行指定諸法令の徹底とともに、当該地域に求められる森林機能（自然環境保全・水源涵養・土砂流出防備・景観など）に応じて、地域住民の意向を踏まえつつ、森林法、都市緑地法、都市計画法に限らず防災関連法令を含めた最適な法制度の活用を検討します。					
主体 役割	市民(個人) ○	市民(団体) □	事業者 ○	行政 ◎	実施 時期	短期 中期

推進施策	キャンプ場、登山道・散策路、眺望点などの適切な維持管理					
内容	天子山系の天子の森（キャンプ場）や登山道・散策路、広場・眺望点などについては、緑豊かな自然とふれあえるよう適切な維持管理を図ります。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) ◎	事業者 ○	行政 ◎	実施 時期	短期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

## 1-(4) 集落地等の豊かな自然環境を保全・再生・活用します

推進施策	優良農地の保全					
内容	白糸、上野、青木、柚野、稲子地区などのまとまりのある水田や、高原、山本、栗倉、村山、杉田地区などの茶畑、畑は、農業振興地域整備計画に基づき、まとまりのある優良農地として、保全に努めるとともに、野生鹿などの食害防止対策を推進します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ○	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	棚田の保全					
内容	静岡棚田等十選に選ばれた棚田をはじめとする稲子、柚野地区の棚田は、美しい水田のある農村景観の重要な要素として保全に取り組みます。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ○	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	遊休農地の再生					
内容	各種の農業施策の展開により、新規就農者の参入を促し、遊休農地の再生を図ります。また、遊休農地を活用して、菜の花、コスモス、レンゲなどを植栽し、良好な景観形成を推進します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ○	行政 ○	実施 時期	短期 中期

推進施策	集落地の屋敷林などの保全と緑化の促進					
内容	集落地においては、現存する屋敷林などの保全を図るとともに、生垣や植込みなどによる緑化を促進します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	集落地内や背後の里山林・社寺林などの保全と活用					
内容	集落地内や背後の里山林などについては、地域住民や市民活動団体、市民・企業などの参加による市民協働での維持管理により、里山などの保全と景観の維持向上を図るとともに、里山林などのふれあいの場としての活用を促進します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) ◎	事業者 □	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	市民農園・学童農園の設置の促進					
内容	市民などが農作物の栽培や収穫を楽しめるよう市民農園の設置を促進します。また、園児・児童が農業とふれあい、その理解を深める機会を創出するため、地域の水田や畑などでの学童農園等の取り組みを促進します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	体験農園・観光農園の普及					
内容	民間が設置する体験農園や観光農園などについて、PRを促進し、普及を図ります。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ○	行政 ○	実施 時期	短期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

2 緑と水の拠点が充実し多くの人々が集い・交流するまちの実現に向けて

2-(1) 利用しやすく安全で安心な都市公園・スポーツ施設などの充実を図ります

推進施策	白尾山公園の充実					
内容	多くの市民を対象とした憩いの場、レクリエーションやスポーツの場、自然とのふれあいの場など、多様な機能を有する拠点となる公園として充実します。また、公園長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の修繕・改修やバリアフリー化などを進めます。					
主体 役割	市民(個人) <input type="checkbox"/>	市民(団体) <input type="checkbox"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 <input checked="" type="checkbox"/>	実施 時期	<input type="checkbox"/> 短期 <input checked="" type="checkbox"/> 長期

推進施策	風致公園の適切な維持管理					
内容	朝霧自然公園、天母山自然公園、万野風穴池田公園、明星山公園は、それぞれが有する憩い・レクリエーション機能を生かした緑の拠点となる公園として、公園長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の修繕・改修やバリアフリー化などを進めます。					
主体 役割	市民(個人) <input type="checkbox"/>	市民(団体) <input type="checkbox"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 <input checked="" type="checkbox"/>	実施 時期	<input type="checkbox"/> 短期 <input checked="" type="checkbox"/> 長期

推進施策	スポーツ施設の充実					
内容	ふじのみやスポーツ公園(外神スポーツ公園含む)、山宮スポーツ公園(山宮ふじざくら球技場、静岡県ソフトボール場含む)、芝川スポーツ広場をはじめとするスポーツ広場などについては、適切な維持管理を図るとともに、市民ニーズを踏まえ、各施設の特性に応じて設備などを充実し、健康づくり、スポーツ・レクリエーションの拠点として魅力の向上を図ります。					
主体 役割	市民(個人) <input type="checkbox"/>	市民(団体) <input type="checkbox"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 <input checked="" type="checkbox"/>	実施 時期	中期

推進施策	既存の近隣公園の計画的な修繕・改修					
内容	外神東公園、城山公園は、市民などが安心して日常的に利用ができるよう公園長寿命化計画に基づき、地域のニーズや地域性、利用目的に考慮した公園施設に修繕・改修やバリアフリー化を進めます。					
主体 役割	市民(個人) <input checked="" type="checkbox"/>	市民(団体) <input checked="" type="checkbox"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 <input checked="" type="checkbox"/>	実施 時期	<input checked="" type="checkbox"/> 短期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

推進施策	既存の街区公園の計画的な修繕・改修					
内容	市民などが安心して日常的に利用ができるよう、公園長寿命化計画に基づき、地域のニーズや地域性、利用目的に考慮した公園施設の修繕・改修やバリアフリー化を進めます。					
主体 役割	市民(個人) <input checked="" type="checkbox"/>	市民(団体) <input checked="" type="checkbox"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 <input checked="" type="checkbox"/>	実施 時期	<input type="checkbox"/> 短期 <input checked="" type="checkbox"/> 中期

推進施策	公園が不足している地区への身近な公園などの確保					
内容	街区公園及び小公園・児童遊園などの身近な公園が不足している地区については、今後の宅地化の動向や人口分布状況などを踏まえ、新たな街区公園などの整備を図ります。					
主体 役割	市民(個人) ○	市民(団体) □	事業者 ○	行政 ◎	実施 時期	中期

推進施策	市民参加による公園づくり					
内容	街区公園規模を超える公園の整備、修繕・改修にあたっては、計画段階から市民参加を促し、地域住民の要望や提案を取り入れた公園づくりを進めます。					
主体 役割	市民(個人) ○	市民(団体) ○	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期 中期

推進施策	避難拠点としての機能を担う公園の適切な維持管理					
内容	城山公園は、広域避難地、応急仮設住宅建設予定地、ドクターヘリ離着地として災害に防災拠点機能が発揮できるよう適切な維持管理を図ります。また、朝霧自然公園は、防災ヘリポート、ドクターヘリ及び報道ヘリ離着地としての機能を維持します。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) □	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	一時避難地等の機能を担う公園の適切な維持管理					
内容	地震災害時等の一時避難地及び応急仮設建設予定地としての機能を担う都市公園やその他の広場などは、災害時にその機能が発揮できるよう維持管理を図ります。その他の公園についても、災害発生直後の一時的な避難場所になることから、その機能が発揮できるよう適切な維持管理を図ります。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) □	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期 中期

推進施策	公園の防犯性の向上					
内容	市民などが安心して公園を利用できるよう樹木等の適切な管理による見通しの確保を図ります。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) □	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

2-(2) 水辺や森林を生かした公園広場などの整備・充実を図ります

推進施策	特徴的な緑や水辺を生かしたレクリエーション拠点の充実					
内容	田貫湖一帯、白糸ノ滝一帯（白糸自然公園含む）は、周辺の森林などを保全・再生しつつ、それぞれの緑や水の特徴を生かし、自然とのふれあい、憩い、レクリエーションなどの拠点として充実を図ります。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) ◎	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	緑豊かな特色ある公園の適切な維持管理					
内容	天神山自然観察の森、富士山さくらの園などは、四季の折々の植物が楽しめ、自然とふれあえる場として適切な維持管理を図ります。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) □	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	湧水池の保全と親水空間などとしての活用					
内容	よしま池、陣馬の滝などの保存湧水池については、周辺の樹林地などを含め、多様な生物が生息・生育する自然環境の保全を図り、適切に維持管理を行うとともに、自然とふれあい、学ぶことができる、貴重な親水空間として充実し、活用します。					
主体 役割	市民(個人) ○	市民(団体) ○	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期 中期

推進施策	河川等の水辺環境を生かした公園緑地の充実					
内容	神田川ふれあい広場、富士山せせらぎ広場、沼久保地区水辺の楽校などの河川沿いの公園緑地については、適切な維持管理を図るとともに、必要に応じて修繕・改築を図り、水辺の憩いの場などとしての魅力を高めます。また、水辺環境を生かした新たな憩いの場、自然体験学習の場などとなる親水公園等の確保に努めます。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) □	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期 長期

推進施策	ビオトープやホタルの里の維持・保全					
内容	地元住民や企業などが主体となってホタルの生息環境づくりやビオトープづくりなどを行っている場所においては、水生生物の生息する清らかな水辺環境の維持・保全を図ります。					
主体 役割	市民(個人) ○	市民(団体) ◎	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	ため池の自然とのふれあいの場としての活用					
内容	ため池については、農業用水としての利用や雨水の流出抑制機能の確保だけではなく、緑豊かで生物多様性に富んだ水辺として、適切な管理・保全に努めるとともに、散策や自然観察などが楽しめる場としての活用を検討します。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) □	事業者 ◎	行政 ◎	実施 時期	短期 長期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解



## 2-(3)世界遺産構成資産や保存樹などが存在する社寺等を保全・活用します

推進施策	富士山本宮浅間大社一帯の緑と水の拠点としての充実					
内容	富士山本宮浅間大社一帯では、境内地の杜づくりや湧玉池、神田川の水辺環境を保全するとともに、緑や水に親しめる場として、散策ルートなどを充実し、厳かさが感じられる緑と水の拠点づくりを進めます。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) □	事業者 ◎	行政 ◎	実施 時期	短期 中期

推進施策	緑の保全・育成による構成資産の魅力の向上					
内容	村山浅間神社、山宮浅間神社、人穴富士講遺跡、白糸ノ滝の構成資産周辺については、境内や周辺の樹木の保全・育成を図り、構成資産と緑とが一体となった魅力ある場としての雰囲気づくりを進めます。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) □	事業者 ◎	行政 ◎	実施 時期	中期

推進施策	天然記念物の保全					
内容	国・県・市指定の天然記念物の樹木などについては、歴史的・文化的資産を引き立たせ、貴重な緑にふれられる拠点として、保全と適切な維持管理に努めます。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 □	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	保存樹・保存樹木の保全					
内容	既存の保存樹などについては、樹木の保全と適切な維持管理に努めます。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	天然記念物や保存樹・保存樹林についての情報提供					
内容	天然記念物や保存樹・保存樹林については、保全していく意識をより市民に広く伝えていくとともに、興味や関心を高めるため、樹木等の概要、謂れ、歴史などをパンフレットやホームページなどを通じて、情報提供を行います。					
主体 役割	市民(個人) ○	市民(団体) ○	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

2-(4) 公園緑地を適切に維持管理します

推進施策	公園施設の定期的な点検と機能更新・充実					
内容	公園緑地内の施設については、誰もが安全に安心して利用できるよう定期的な点検を実施します。定期的な点検の結果、問題が確認された施設や、利用頻度が低い施設については、維持管理コストなどを考慮した上で、公園長寿命化計画に基づき、公園施設の機能を計画的に更新・充実します。					
主体 役割	市民(個人) <input type="checkbox"/>	市民(団体) <input type="checkbox"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 <input checked="" type="radio"/>	実施 時期	短期

推進施策	公園緑地内の植栽の適切な維持管理					
内容	公園内の植栽については、安全で良好な公園環境、樹木の良好な生育環境を維持し、生物の生息空間を創出していくため、公園長寿命化計画に基づき、病虫害木の処置や可能な限り現地に自生する樹種への植え替え、伐採、剪定などを必要に応じて実施します。					
主体 役割	市民(個人) <input type="checkbox"/>	市民(団体) <input type="checkbox"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 <input checked="" type="radio"/>	実施 時期	短期

推進施策	落ち葉の活用の促進					
内容	公園愛護団体などの清掃美化活動などで集めた落ち葉の活用を促進するため、希望者へ配布します。					
主体 役割	市民(個人) <input checked="" type="radio"/>	市民(団体) <input checked="" type="radio"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 <input type="radio"/>	実施 時期	短期

推進施策	地域との協働による公園緑地の維持管理					
内容	都市公園や小公園などについては、公園愛護団体や地元自治会、周辺地域の住民などの協力のもと、緑化や清掃美化活動などの維持管理を地域と市との協働で進めます。					
主体 役割	市民(個人) <input checked="" type="radio"/>	市民(団体) <input checked="" type="radio"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 <input type="radio"/>	実施 時期	短期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

## 3 多様な緑と水がつながり安全でうるおいに満ちたまちの実現に向けて

## 3-(1) 水辺環境の保全・創出・活用により緑と水のネットワーク軸を形成します

推進施策	河川における多様な動植物の生息・生育環境の保全・育成					
内容	河川は、様々な緑や水をつなぐネットワーク軸として、治水安全度を高めつつ、河川が本来有している動植物の生息・生育環境に配慮した河川環境の保全・創出を図るなど、多自然川づくりに努めます。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) □	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期 長期

推進施策	河川沿いの桜並木の保全					
内容	潤井川、稻瀬川に代表される桜並木などの保全と適切な維持管理を図ります。					
主体 役割	市民(個人) ○	市民(団体) ○	事業者 ○	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	湧水池や河川を結ぶ散策路の設定					
内容	湧水池や河川のバイカモなどの水生植物の保全に努めるとともに、水辺や自然に親しめる散策路を設定します。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) ◎	事業者 □	行政 ○	実施 時期	中期

推進施策	河川の美化活動の促進					
内容	河川愛護会やリバーフレンドシップを締結している市民活動団体を中心に、市民、事業者、行政の協働による河川のごみ拾い、草刈りや堆積土砂の除去などの美化活動を促進するとともに、市民などのマナーの啓発を図ります。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) ◎	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	雨水の浸透性の確保					
内容	公共施設をはじめ各家庭や事業所において、敷地内の緑化や雨水浸透施設の普及を図ることにより、雨水を地中にしみ込ませるとともに、河川などへの流出量を減らし、市街地における雨水排水の調整を図ります。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ◎	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	家庭雑排水等の浄化の促進					
内容	下水道整備や合併浄化槽設置の促進により、家庭排水などの浄化を進めます。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

3-(2) 主要道路の緑化などにより緑のネットワーク軸を形成します

推進施策	主要道路等への街路樹の植栽や緑化の推進					
内容	都市計画道路や国道、県道などの主要道路については、可能な限り現地に自生する樹種による街路樹の植栽、沿道空間の緑化を推進し、緑豊かな道路景観の創出と緑のネットワーク化に努めます。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) □	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期 中期

推進施策	富士山風景街道の魅力を高めるための沿道の樹林などの適切な維持管理					
内容	国道139号(根原～北山)周辺、国道469号(北山～村山)周辺については、富士山風景街道としての魅力を高めるため、沿道の樹林などの適切な維持管理によって、富士山の眺望を確保するとともに、良好な道路景観の形成を図ります。					
主体 役割	市民(個人) ○	市民(団体) ○	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	登山道(一般県道富士宮富士公園線)などの彩りある街道づくり					
内容	富士山を訪れる方々をおもてなしの心でお出迎えし、四季の彩りと雄大な自然で心をうるおしていただけるよう、登山道などへのモミジなどの植栽を行い、彩りある街道づくりを進めます。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) ◎	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	本市への入口における花による演出					
内容	本市への入口である国道の行政界付近や北山、上井出ICなどにおいては、花木の植栽や花壇の設置を進めるとともに、適切な維持管理を図り、良好な景観を演出します。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) ○	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期 中期

推進施策	道路の残地などを利用したポケットパーク等の設置					
内容	道路の残地や街角などを利用し、気軽に休憩できるスペースとしてポケットパークの整備を推進します。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) ○	事業者 □	行政 ◎	実施 時期	短期 中期

推進施策	街路樹の適切な維持管理と道路美化活動の促進					
内容	市民、事業者、行政の協働により、ごみ拾いや草刈、街路樹の維持管理、路面補修などに努め、道路をきれいに保ちます。					
主体 役割	市民(個人) ○	市民(団体) ○	事業者 ○	行政 ◎	実施 時期	短期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

## 3-(3) 自然や水辺・歴史資源を巡る緑と水のネットワークを形成します

推進施策	身近に自然にふれられる登山道・散策路の安全性の確保					
内容	市民などが天子山系や市街地周辺の丘陵地の自然を満喫できるよう森林などの保全とともに、登山道・散策路の適切な維持管理によって安全性を確保します。					
主体 役割	市民(個人)	市民(団体)	事業者	行政	実施 時期	短期
	□	□	□	◎		

推進施策	歩く博物館の各コースの水と緑と花による魅力の向上					
内容	各地区に設定された、天然記念物や保存指定樹などを歩いて巡る「歩く博物館」コースにおいて、沿道などへの花の植栽や緑化を促進し、より魅力的な緑と水の空間づくりを進めます。					
主体 役割	市民(個人)	市民(団体)	事業者	行政	実施 時期	中期
	○	□	○	○		

推進施策	かんがい用水路の自然豊かなうるおいのある水辺空間の創出					
内容	かんがい用水として整備された集落地内の大堰用水路、安居山用水路、北山用水路などについては、多自然水路への復元や、フラワーポット・プランターの設置などにより、自然豊かなうるおいのある水辺空間の創出を図ります。					
主体 役割	市民(個人)	市民(団体)	事業者	行政	実施 時期	中期
	◎	○	□	○		

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

## 4 身近で花・緑・水にふれあえる居心地の良いまちの実現に向けて

### 4-(1) 中心市街地の風格と歴史ただよ門前町にふさわしい緑化を推進します

推進施策	富士宮駅前への花壇の設置					
内容	世界遺産富士山のあるまちにふさわしい魅力ある玄関口とするために、富士宮駅前への花壇の設置を図ります。					
主体 役割	市民(個人) <input type="checkbox"/>	市民(団体) <input type="checkbox"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	富士山せせらぎ広場から富士山本宮浅間大社までのプロムナードづくり					
内容	富士山の価値や魅力を伝え、保全に向けた取り組みの拠点となる「(仮称)富士山世界遺産センター」の整備に併せ、富士山せせらぎ広場から富士山本宮浅間大社までの区間への花壇の整備やプランターの設置などを進め、富士山信仰の聖地にふさわしいプロムナードづくりを進めます。					
主体 役割	市民(個人) <input type="checkbox"/>	市民(団体) <input type="checkbox"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	商店街の軒先や歩行者空間、路地における花による演出					
内容	商店街の軒先や歩行者空間、路地については、フラワーポット・プランターの設置を促進します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) <input type="checkbox"/>	事業者 ◎	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	商店街への憩いの空間の充実					
内容	商店街等などへの来街者の憩いの空間となっている既存のポケットパーク、オープンスペースなどの適切な維持管理を図るとともに、新たな確保に努めます。					
主体 役割	市民(個人) ○	市民(団体) <input type="checkbox"/>	事業者 ○	行政 ◎	実施 時期	短期 中期

推進施策	湧水を利用した坪庭の整備					
内容	まちなかのやすらぎ空間の創出と「湧水のまち富士宮」をアピールするため、湧水を利用した坪庭の整備を促進します。また、「富士宮湧水・坪庭まっぶ」をつくり、歩いて楽しいまちづくりや、まちなか散策を啓発します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) <input type="checkbox"/>	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

4-(2) 公共施設や学校の先導的な緑化を図ります

推進施策	地域のシンボルとなるような公共施設の緑化の推進					
内容	市役所や文化会館、公民館、市役所出張所などの多くの地域住民が日常的に利用する施設については、地域の緑の拠点及びシンボル空間として緑化を推進し、適切な維持管理を図ります。また、フラワーポット・プランター・ハンギングバスケットの設置などにより、少ないスペースを活用した緑化を推進します。					
主体	市民(個人)	市民(団体)	事業者	行政	実施時期	短期
役割	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	◎		

推進施策	学校における花壇づくり					
内容	児童・生徒の自然を大切にす優しい心や豊かな情緒を育み、学校の美化を目的として、花壇づくりを推進します。					
主体	市民(個人)	市民(団体)	事業者	行政	実施時期	短期
役割	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	◎学校		

推進施策	学校の防災に配慮した緑化の推進					
内容	学校は災害時の避難場所となるため、防火性の高い樹種による植栽帯の設置など、防災性の向上を図ります。					
主体	市民(個人)	市民(団体)	事業者	行政	実施時期	短期
役割	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	◎学校		

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

4-(3) 民有地の緑化を推進します

推進施策	住宅市街地における緑化の促進					
内容	住宅市街地においては、庭や玄関先などに花壇、フラワーポット・プランターの設置を促し、公道に沿った住宅周囲の生垣化などの緑化を促進します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 □	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	沿道型・郊外型商業施設における緑化の促進					
内容	沿道型・郊外型の商業施設や業務施設については、沿道部や駐車場などを活用した緑化を促進します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	商店街における緑化の促進					
内容	商店街の商業施設については、花壇・プランターなどの設置による店先などへの緑化を促進します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	大規模工場における緑化の促進					
内容	工場立地法に基づく緑地面積の確保など、地域環境の保全に資する緑化の協力を要請・指導します。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) □	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	自然と調和した工業団地の環境づくり					
内容	既存または今後整備される工業団地では、宅地造成や道路整備などの工夫、緑化・緑地保全などにより、富士山麓の自然と調和した環境を創出します。					
主体 役割	市民(個人) □	市民(団体) ◎	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	開発地における花壇づくりによる良好な環境づくり					
内容	土地利用を進める開発地においては、緑地の確保や接道への花壇づくりなど、地域環境の保全に資する緑化の協力を要請・指導します。					
主体 役割	市民(個人) ◎	市民(団体) □	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解



## 5 多くの市民が緑と水に関心を持ち行動するまちの実現に向けて

## 5-(1) 緑への関心を高めます

推進施策	緑に関する情報の提供					
内容	広報ふじのみや、ホームページの活用や各種のマスメディアなどに積極的に働きかけを行い、緑に関する様々なイベントや施策、助成制度などについての周知を図るとともに、市民活動などの様子の紹介や活動を発表する機会の充実に努めます。また、緑に関わる各種助成制度の活用を促進するため、制度をわかりやすく解説したパンフレットなどを作成し周知を図ります。					
主体	市民(個人)	市民(団体)	事業者	行政	実施	短期
役割	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	◎	時期	

推進施策	富士山の自然に関する情報発信、環境教育の場の充実					
内容	富士山の自然の保全や緑化に関する情報発信の場、自然環境教育や自然体験学習の場を充実します。					
主体	市民(個人)	市民(団体)	事業者	行政	実施	短期 中期
役割	<input type="checkbox"/>	◎	<input type="checkbox"/>	◎	時期	

推進施策	市内の生物の実態把握と外来種生物の拡大防止					
内容	市内に生息・生育する生物について、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得て、実態の把握に努めるとともに、既存の生態系に悪影響を及ぼす外来種生物については、市内での生息・生育拡大の抑制に努めます。					
主体	市民(個人)	市民(団体)	事業者	行政	実施	短期
役割	<input type="checkbox"/>	◎	○	◎	時期	

推進施策	緑に関する意識を高めるための学習機会などの提供					
内容	緑に関わる市民活動団体、田貫湖ふれあい自然塾、緑の専門家などと連携を図り、市民などを対象とした動植物など観察会や自然教室、生垣、庭木、花の植え方や手入れの方法、花の寄せ植え教室などに関する講習会や相談会などを行います。					
主体	市民(個人)	市民(団体)	事業者	行政	実施	短期
役割	<input type="checkbox"/>	◎	<input type="checkbox"/>	◎	時期	

推進施策	花壇づくりコンクールの実施					
内容	花を通じて快適な環境づくりを行い、緑化活動への参加意識を高めることを目的に実施している花壇づくりコンクールを継続し、参加の促進を図ります。					
主体	市民(個人)	市民(団体)	事業者	行政	実施	短期
役割	<input type="checkbox"/>	◎	<input type="checkbox"/>	◎	時期	

推進施策	緑への関心を高めるイベントや美化活動の開催					
内容	緑化祭花木市、湧玉池や神田川の一斉清掃、植樹祭などの啓発事業を継続するとともに、花や樹木の種や苗を広く市民などに配布し、緑化への関心と意識の向上を図ります。					
主体	市民(個人)	市民(団体)	事業者	行政	実施	短期
役割	<input type="checkbox"/>	◎	<input type="checkbox"/>	◎	時期	

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

5-(2) 緑に関わる人材や市民活動団体の育成を図ります

推進施策	富士山学習を通じての富士山の自然や緑化への興味・関心の向上					
内容	学校の富士山学習を通じて、将来の担い手となる子どもたちの富士山の自然や緑への興味・関心の向上を図ります。					
主体 役割	市民(個人) <input type="checkbox"/>	市民(団体) <input type="checkbox"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 ◎学校	実施 時期	短期

推進施策	子どもを対象とした環境教育の充実					
内容	学校と地域が連携し、地域の緑化活動への参加を促進するとともに、雑木林、里山、河川、湧水池などにおける自然とのふれあいなどの環境学習の機会の充実に努めます。					
主体 役割	市民(個人) <input type="checkbox"/>	市民(団体) ◎	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 ◎学校	実施 時期	短期

推進施策	緑に関するリーダーなどの育成のための研修会等の情報提供					
内容	緑化活動のリーダーやコーディネータなどを育成するため、緑化などに関心のある市民や市民活動団体に、静岡県のグリーンバンクなどが実施している研修会・講習会などの情報提供や斡旋を行います。					
主体 役割	市民(個人) <input type="checkbox"/>	市民(団体) <input type="checkbox"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 ◎	実施 時期	短期

推進施策	市民活動を促進するための制度などの普及及び活動の支援					
内容	市民との協働によって、道路・河川などの公共用地における花や緑の育成や維持管理・美化活動など、市民が里親として行う「しずおかアダプト・ロード・プログラム」や「リバーフレンドシップ」などの普及を図るとともに、活発な活動を支援します。					
主体 役割	市民(個人) <input type="checkbox"/>	市民(団体) ◎	事業者 ◎	行政 ○	実施 時期	短期

推進施策	緑に関する市民活動団体間の交流のしくみづくり					
内容	緑に関わる様々な情報の収集や公開、市民、市民活動団体、事業者、行政間の情報交換や交流を促進するしくみづくりを進めます。					
主体 役割	市民(個人) <input type="checkbox"/>	市民(団体) ◎	事業者 ◎	行政 ◎	実施 時期	短期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

## 5-(3) 市民・事業者の緑化活動などへの支援を充実します

推進施策	緑や水に関する市民活動団体への支援					
内容	富士宮市緑化推進市民の会や富士宮花の会、芝川花そう会、公園愛護団体など、緑や水に関する市民活動団体が行う公園や街路樹などの緑を維持する市民の活動を支援します。					
主体 役割	市民(個人) <input type="checkbox"/>	市民(団体) <input type="checkbox"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 <input checked="" type="checkbox"/>	実施 時期	短期

推進施策	緑化助成制度の活用促進					
内容	緑化の推進を図るため、出生記念樹の配布を継続するとともに、緑の補助金制度や生け垣づくり補助制度について、市民に広く周知し、活用を促進します。					
主体 役割	市民(個人) <input type="checkbox"/>	市民(団体) <input type="checkbox"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 <input checked="" type="checkbox"/>	実施 時期	短期

推進施策	緑化に関する静岡県の制度の有効活用					
内容	静岡県が進めている各種緑化推進事業の活用を促進します。					
主体 役割	市民(個人) <input type="checkbox"/>	市民(団体) <input type="checkbox"/>	事業者 <input type="checkbox"/>	行政 <input checked="" type="checkbox"/>	実施 時期	短期

推進施策	民有地の緑化を促進する法令などの規制誘導策の活用促進					
内容	緑化地域・緑地協定などの民有地の緑化を促進する法令などの規制誘導策の活用を促進します。					
主体 役割	市民(個人) <input checked="" type="checkbox"/>	市民(団体) <input checked="" type="checkbox"/>	事業者 <input checked="" type="checkbox"/>	行政 <input checked="" type="checkbox"/>	実施 時期	長期

推進施策	緑の募金制度の普及と有効活用					
内容	都市緑化を推進するための財源を確保するため、緑の募金制度の普及を図り、有効な活用を促進します。					
主体 役割	市民(個人) <input checked="" type="checkbox"/>	市民(団体) <input checked="" type="checkbox"/>	事業者 <input checked="" type="checkbox"/>	行政 <input checked="" type="checkbox"/>	実施 時期	短期 長期

各主体の役割：◎主体的に実行 ○支援・指導・協力 □参加・必要性の理解

## 3 重視して取り組むテーマと施策

### 3 - 1 テーマの設定

本市のまちづくりにおいて、富士山は最も基本となる存在であり、これまで総合計画や各種計画に基づく諸政策及び個別具体のソフト・ハード施策を推進する上で、極めて重要なテーマとしてきました。これに加え、世界遺産登録後は、世界遺産にふさわしいまちづくりを進めることが求められており、富士山を柱とする本市の特徴を守り、生かし、そして後世に伝えていくことを念頭に、特に重視して取り組むテーマを以下のように設定し、関連する推進施策を重点的に展開します。

#### テーマ 1

##### 世界遺産富士山のあるまちの緑と水によるおもてなし

世界遺産富士山のあるまちとして、多くの観光客や登山客などが感動を得ながら、中心市街地や観光地などにおいて、心地よく滞在できるように、緑と水によるおもてなしを展開します。

#### テーマ 2

##### 富士山からの湧水の永遠なる保全と活用

富士山からの豊かな湧水をいつまでも、市民などが日常生活の中で身近に感じるとともに、多くの来訪者が湧水のまち富士宮の魅力を感じることができるよう、後世に向けて適切に水辺環境を保全・活用していきます。

#### テーマ 3

##### 未来に向けて変わらぬ豊かな緑の継承

将来世代の豊かな暮らしを支えるため、水源涵養、CO<sub>2</sub>の吸収による地球温暖化防止、多様な生物の生息・生育などの多面的な機能を有する緑を、未来に向けて良好な形で守り継承します。

### 3-2 各テーマを具体化する推進施策

各テーマを具体化する推進施策については、施策間の連携を図りながら重点的に取り組んでいきます。

#### 1) 世界遺産富士山のあるまちの緑と水によるおもてなし

施策体系番号

関連する推進施策	特徴的な緑や水辺を生かしたレクリエーション拠点の充実	2-(2)-①
	富士山本宮浅間大社一帯の緑と水の拠点としての充実	2-(3)-①
	緑の保全・育成による構成資産の魅力の向上	2-(3)-②
	富士山風景街道の魅力を高めるための沿道の樹林などの適切な維持管理	3-(2)-②
	登山道（一般県道富士宮富士公園線）などの彩りある街道づくり	3-(2)-③
	富士宮駅前への花壇の設置	4-(1)-①
	富士山せせらぎ広場から富士山本宮浅間大社までのプロムナードづくり	4-(1)-②
	商店街の軒先や歩行者空間、路地における花による演出	4-(1)-③
商店街への憩いの空間の充実	4-(1)-④	

#### 2) 富士山からの湧水の永遠なる保全と活用

関連する推進施策	湧水池の保全と親水空間などとしての活用	2-(2)-③
	湧水池や河川を結ぶ散策路の設定	3-(1)-③
	かんがい用水路の自然豊かなうるおいのある水辺空間の創出	3-(3)-③
	湧水を利用した坪庭の整備	4-(1)-⑤

#### 3) 未来に向けて変わらぬ豊かな緑の継承

関連する推進施策	公有林における富士山の森づくり	1-(1)-①
	富士山の自然環境保全活動の推進	1-(1)-⑤
	富士山の民有林の適切な維持管理による保全・育成	1-(1)-⑦
	富士山の民有林の多様性に富んだ広葉樹林などへの転換の促進	1-(1)-⑧
	草原の火入れなどによる保全・育成	1-(2)-①
	森林の持続性を担保するための諸制度の活用	1-(3)-④
	集落地内や背後の里山林・社寺林などの保全と活用	1-(4)-⑤
	富士山学習を通じての富士山の自然や緑化への興味・関心の向上	5-(2)-①
	子どもを対象とした環境教育の充実	5-(2)-②



---

## 第5章 計画の実現に向けて

---

# 1 計画の推進を支える体制

## 1 - 1 市民、市民団体、事業者、行政の役割

緑の基本理念である「世界遺産富士山とともに歩む“豊かな緑と水が永遠に息づく”魅力あるまち ～市民・事業者・行政の協働による緑と水のまちづくり～」の実現には、将来に向けて緑と水を適切に保全するとともに、緑の質を高め、緑と水をより良い状態で次世代へ継承する必要があります。

そのためには、行政による取り組みのみならず、市民や市民団体、事業者も主体的に関わっていくことが重要となります。

そこで、市民、市民団体、事業者、行政が各々の役割を認識した上で、第4章で示した緑の推進施策において、主体的に、また、相互の連携・協働により、取り組んでいくことが必要です。

### 1) 市民

市民は、一人ひとりが緑に対する理解を深め、家庭や学校、地域において緑と水の保全及び緑化活動に主体的に取り組んでいくことが大切です。

### 2) 市民団体

市民団体は、豊富な経験や専門的な知識を生かしながら、先頭に立って緑と水の保全及び緑化活動の取り組みをけん引していくことが大切です。

### 3) 事業者

事業者は、地域社会の一員として、地域における緑と水の保全及び緑化活動に参加・協力していくことが大切です。

### 4) 行政

行政は、市民、市民団体、事業者の緑と水に関わる主体的な活動を支援します。また、市民や事業者の緑と水に対する意識の高揚や、活動へのより多くの市民参加を促すための啓発などに取り組めます。

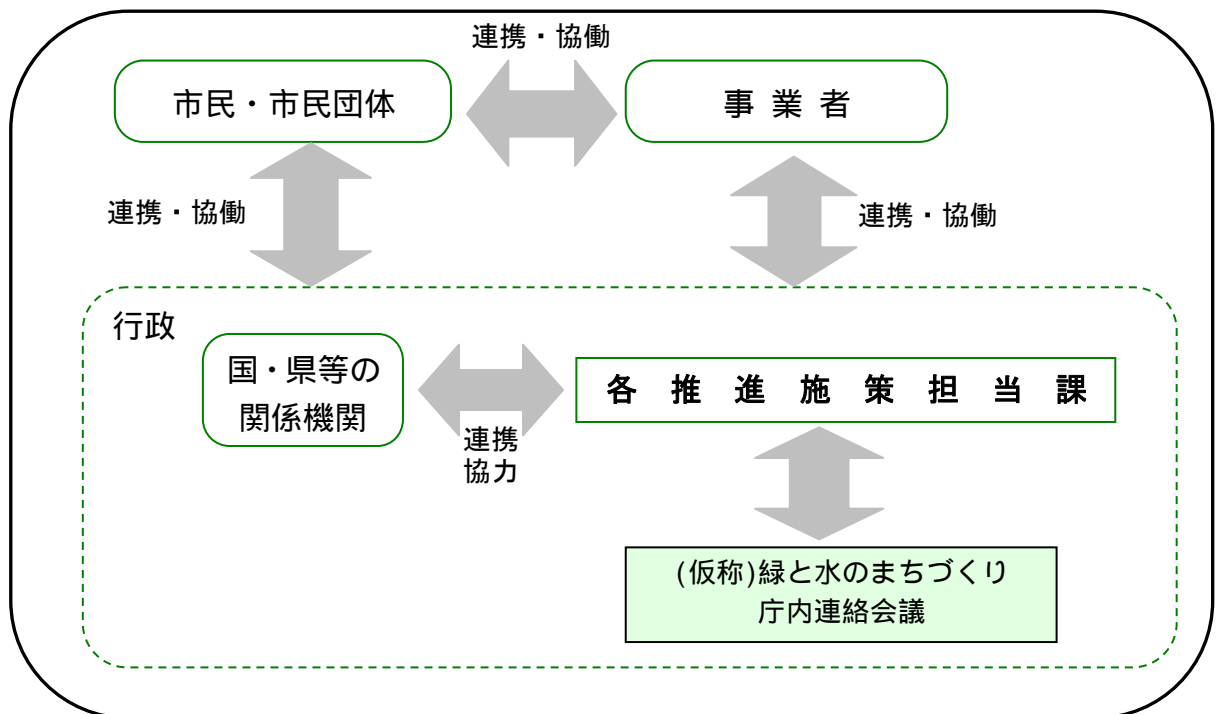


## 1 - 2 協働を実現するための体制づくり

市内においては、本計画の実現に向けて、緑と水に関する推進施策や事業、制度などを協議・調整する横断的な組織として、関連各課で構成する「（仮称）緑と水のまちづくり市内連絡会議」を設置し、連携・協力体制を構築します。

推進施策の実施にあたっては、必要に応じて「（仮称）緑と水のまちづくり市内連絡会議」での調整を図りつつ、市民、市民団体、事業者、行政との連携・協働を進めます。また、施策の内容に応じて、国・県等の関係機関との連携・協力体制のもとに進めます。

【計画の推進体制】



## 2 計画の進行管理等

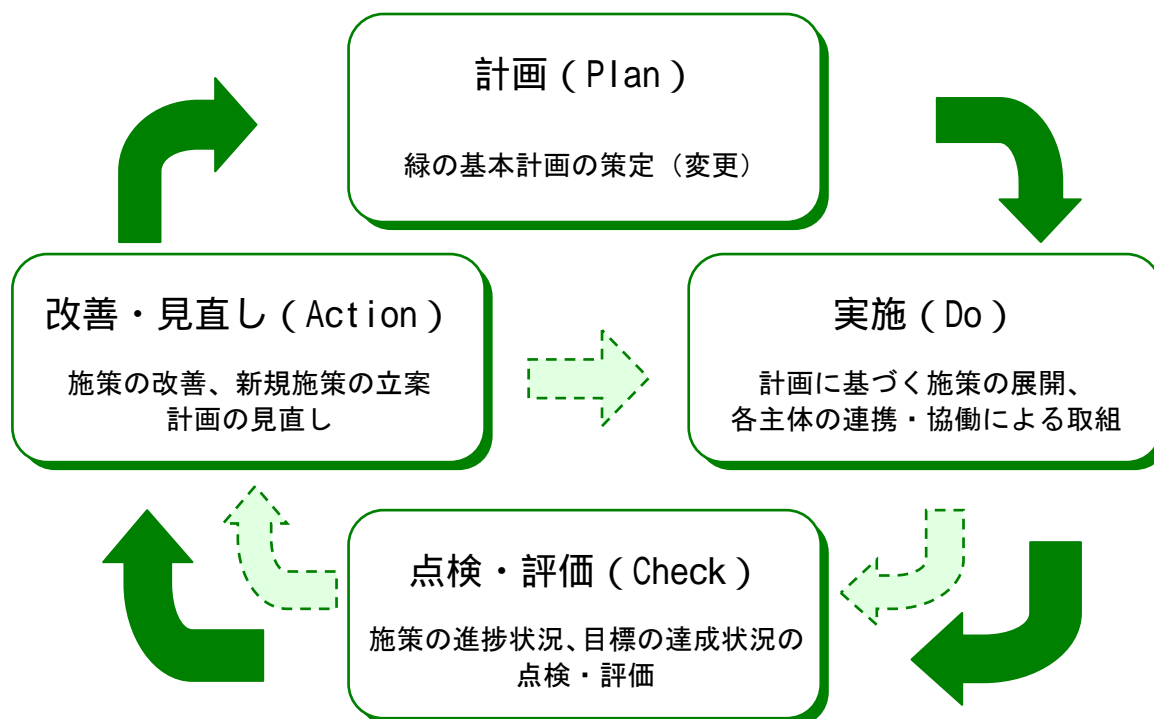
### 2 - 1 個別推進施策の進行管理

本計画に位置づけられた個別推進施策については、各推進施策担当課において、毎年進捗状況を把握した上で、DCAを行いながら推進していきます。また、個別推進施策を効率的かつ効果的に運用していくため、概ね5年毎に施策全体についての包括的な点検・評価を実施し、改善や見直しを図りながら進めていきます。そして、下記に示す計画書全体の見直しや新たな計画立案において反映します。なお、施策を進めていく上で、計画書全体へ影響する場合や、全庁横断的に調整を要する場合には、必要に応じて「（仮称）緑と水のまちづくり庁内連絡会議」に諮ることとします。

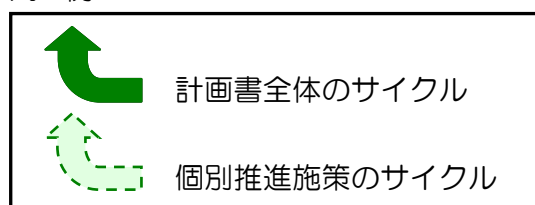
### 2 - 2 計画書全体としての進行管理

本計画の効率的・効果的な推進を図るため、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。計画書全体としてのPDCAは、基本的に中間年である平成37年と次期計画への移行（改定）時の平成47年に実施します。計画の見直しにあたっては、市民や市民団体、事業者などの意見を踏まえながら検討し、より良い計画としていきます。

#### 【進行管理のイメージ】



凡 例



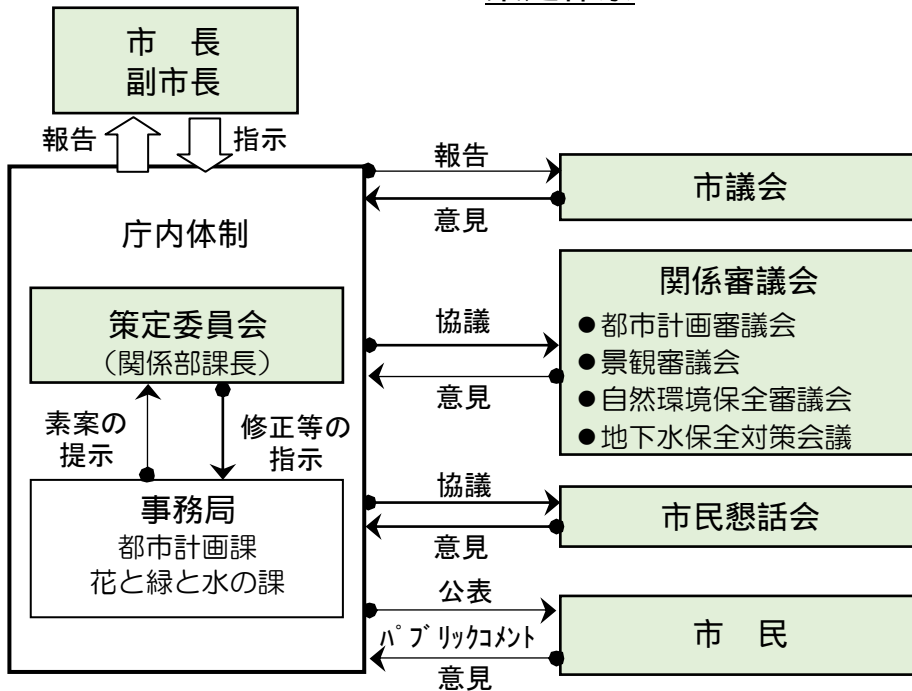
---

## 參考資料

---

# 1 策定体制

## 策定体系



## 策定委員会

役職	職名
委員長	都市整備部 部長
副委員長	環境部 部長
委員	企画部 未来企画課長
委員	産業振興部 農政課長
委員	環境部 環境企画課長
委員	環境部 環境エネルギー室長
委員	環境部 花と緑と水の課長
委員	保健福祉部 子ども未来課長
委員	都市整備部 河川課長
委員	都市整備部 都市計画課長
委員	平成25年度 教育委員会 富士山文化課長 平成26年度 教育委員会 文化課長
委員	平成25年度 教育委員会 世界遺産推進室長 平成26年度 企画部 富士山世界遺産課長

## 市民懇話会

(敬称略、順不同)

所属団体	氏名	
	平成25年度	平成26年度
富士森林組合	古川日出男	
富士宮農業協同組合	市川 勝三	佐野 一男
富士宮自然観察の会	仁藤 浪	
ふじのみや市民環境会議	岸本 晋	
富士宮市体育協会	石川 俊秋	
富士宮市観光協会	遠藤 二郎	
富士宮市PTA連絡協議会	伊藤 清美	石川 明彦
ふじさんシニアクラブ富士宮	清 利夫	
母力向上委員会	塩川 祐子	
富士宮市地域女性連絡会	土屋 善江	
富士宮市区長会	清 功	石川 一廣
富士宮市緑化推進市民の会		
富士宮市振興公社	石川 善裕	
富士宮花の会	太田 和雄	
芝川花そう会	野村 晏弘	
富士宮商工会議所	河原崎 信幸	
芝川商工会	大内 佐智子	
富士宮商店街連盟	増田 恭子	
公募委員	原 義廣	

## 2 策定経緯

年度	月日	会議等	内容
平成 25 年度	6/27	第1回策定委員会	緑の基本計画の趣旨、策定の方針・体制、スケジュールの説明
	7/26	都市計画審議会	緑の基本計画の趣旨、策定の方針・体制、スケジュールの説明
	9/13	景観審議会	緑の基本計画の趣旨、策定の方針・体制、スケジュールの説明
	10/10	第2回策定委員会	緑の現況と課題、緑の将来方針の検討
	12/4	第1回市民懇話会	緑の基本計画の趣旨、策定の方針・体制、スケジュールの説明、緑の現況と課題、緑の将来方針の検討
	1/20	自然環境保全審議会	緑の現況と課題、緑の将来方針の検討
	1/31	都市計画審議会	緑の現況と課題、緑の将来方針の検討
	2/7	景観審議会	緑の現況と課題、緑の将来方針の検討
	2/13	地下水保全対策会議	緑の現況と課題、緑の将来方針の検討
	3/17	第3回策定委員会	緑の配置方針、緑の推進施策、計画の実現に向けての検討
平成 26 年度	4/14	第2回市民懇話会	緑の基本計画素案の検討
	5/29	市議会全員協議会	緑の基本計画素案の報告
	7/10	第4回策定委員会	緑の基本計画素案の検討
	8/22	第3回市民懇話会	緑の基本計画素案の取りまとめ
	9/26	第5回策定委員会	緑の基本計画素案の取りまとめ
	10/27	都市計画審議会	緑の基本計画案の協議
	10/29	市議会全員協議会	緑の基本計画案の報告
	11/11	景観審議会	緑の基本計画案の協議
	11/13	地下水保全対策会議	緑の基本計画案の協議
	11/19	自然環境保全審議会	緑の基本計画案の協議
	12/15 ~1/14	パブリックコメント	緑の基本計画案の意見募集
	1/22	第6回策定委員会	緑の基本計画案の最終取りまとめ
	2/9	都市計画審議会	緑の基本計画案の諮問・審議
2/13	都市計画審議会	緑の基本計画案への答申	



## 3 用語解説

### 【あ行】

#### NPO（民間非営利組織）（41、59、84 頁）

住民がまちづくりを行うための共同開発や融資、支援サービスの提供などの共同事業体で、私的な利潤を目的としない活動組織。

#### オープンスペース（2、45、98 頁）

公園、広場、河川、農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

### 【か行】

#### 開発整備促進区（14 頁）

都市計画で定める地区計画の一つで、用途地域上、大規模集客施設（店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等で床面積が1万㎡超のもの）の立地が制限されている地区への同施設の誘導可能にする制度。

#### 学童農園（83、89 頁）

農業・農作業の教育的な機能等が認められ、学校法人等が農業体験等を目的として設置する市民農園。

#### グリーンツーリズム（87 頁）

都市生活者が豊かな自然や美しい景観のある農山村を訪れ、交流や体験を通じて行う余暇活動。この活動は、欧米において始められ、わが国でも平成7年に「農村漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」が施行され、活動の推進が図られている。

#### 景観計画（4、38、50 頁）

平成17年6月に施行された景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。本市では、同法に基づく「富士宮市富士山景観条例」と合わせて平成22年1月1日より施行し、一定規模以上の建築物に関する届出等により景観形成誘導を図っている。

#### 景観緑三法（2 頁）

景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の三つの法律を合わせた呼称。いずれも平成16年6月18日に公布された。

#### 建築協定（14 頁）

住民全員の合意によって、建築基準法の最低限の基準に、建物の用途、高さ、壁面後退等の一定のルールを定め、お互いに守っていくことを約束する制度。

#### コミュニティバス（17 頁）

交通空白地域や交通不便地域などで地域住民の移動手段を確保するために、自治体などが運行するバス。

【さ行】

市街化区域・市街化調整区域（14、19、23、24、26、27、28、29、30、31、35 頁）

既に市街地を形成している区域及び、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を「市街化区域」。また、市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」として、都市の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的に都市計画で定めるもの。

アダプト・ロード・プログラム（41、59、102 頁）

まちの美化に努める住民活動と団体を広くアピールし、みんなが参加しやすいようにとサポートする新しいしくみ。自治体は地域のボランティア活動に意欲を持つ地域住民や企業、学校などをプログラムの活動団体として認証した上で、同意書などを交わし、一定区間の清掃美化活動などを任せ支援する。

住区基幹公園（54、66、75 頁）

徒歩で行ける範囲の居住者の利用を目的とした公園。街区公園・近隣公園・地区公園がある。

市民農園（3、19、29、66、83、89 頁）

都市民が花卉園芸や野菜栽培などの機会を持てるように、近郊に設ける貸し農園。農家が直営する場合と自治体や農協がまとめて借り上げて市民に貸す場合などがある。

針広混交林（85、88 頁）

針葉樹と広葉樹の混在する林分のこと。

生物多様性（2、44、45、58、62、92 頁）

生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。

【た行】

多自然川づくり（55、95 頁）

河川本来の姿である多様な生物の生息環境としての場を保全・創出するとともに、良好な地域の景観形成に資する河川の整備手法。

地区計画（14、79 頁）

地区の特性に応じ、公園、街路など地区施設の配置、建築物の用途、敷地、形態などの制限など総合的な計画を定め、良好な居住環境の維持・形成を目指す制度。地区の合意のもと、市町村が都市計画の一つとして決定する。

低炭素都市づくり（2、44、45 頁）

都市における社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制するとともに、その吸収作用を保全・強化する都市を形成していくこと。

デマンド型乗合タクシー（17 頁）

ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。

特殊公園（25、76 頁）

風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園など、特殊な目的をもった公園。

都市基幹公園（54、76 頁）

市全域の住民の利用を目的とした公園。総合公園・運動公園がある。



**都市計画区域（14、15 頁）**

市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全」すべき区域を、「都市計画区域」として都道府県が指定する。

**【な行】****農用地区域（3、19、31 頁）**

農業振興地域における農用地の略。農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、農業の近代化、公共投資の計画的推進など、総合的に農業の振興を図る必要がある地域について、都道府県が指定する地域。農用地区域は、農業振興地域における農業上の利用を確保する必要がある土地について、農業振興地域整備計画において定める区域。

**【は行】****ハンギングバスケット（99 頁）**

壁に掛けたり、空中に吊るしたりして用いる植木鉢や植木鉢を入れる籠のこと。また、その鉢に植物を植え込んだもの。

**ビオトープ（54、83、92 頁）**

本来は生物が生息する最小空間単位を意味するが、もっと幅広く、都市やその他の地域の植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる生物生息空間を保全、造成又は復元した場所として捉えるようになった。

**PDCAサイクル（110 頁）**

業務管理手法の一つ。plan（計画）・do（実施）・check（評価）・action（改善）の頭文字を取ったもの。行政政策や企業活動において計画立案から改善までを一貫して行い、継続的にプロセスを改善していくこと。

**風致地区（3、19、22、30、79 頁）**

都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観を形成している地域）を維持するため都市計画に定める地域地区。本市では、白尾山地区、明星山地区など8か所が指定されており、条例に基づき建築行為や樹木の伐採など一定の制限がある。

**プロムナード（56、83、98、105 頁）**

散策または遊歩道・散策路のこと。語源は「散歩」を意味するフランス語。

**保安林（3、19、22、31、68、80、84 頁）**

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定された森林のこと。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制される。

**【や行】****用途地域（14 頁）**

都市機能の維持・増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途・容積率・建ぺい率及び各種の高さについて制限を行うもので、住宅系、商業系、工業系など12種類に区分して定める。

【ら行】

ラダーパターン (17 頁)

道路網体系を梯子状に形成すること。

リバーフレンドシップ (41、59、95、102 頁)

住民、利用者などがリバーフレンド（川のともだち）となり、川の清掃や除草などの河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的とした取り組み。

ランドマーク (47、71 頁)

その土地・地域の目印や象徴になるような建造物。

# 富士宮市緑の基本計画

平成 27 年 3 月

発行 富士宮市（都市計画課・花と緑と水の課）  
〒418-8601  
静岡県富士宮市弓沢町150番地  
TEL : 0544-22-1111（代表）  
E-mail : toshi@city.fujinomiya.lg.jp  
midori@city.fujinomiya.lg.jp